

過ぎぬと云ふことである。

二、利害と政策 賃銀生活者は固より、官吏、會社員、教師の如き俸給生活者も、亦小商工業者も、一時に纏つた買物をする事の困難な者が多いが、家具、辭書など高價の物を必要とする場合がある。(一) 割賦拂は是等の者に對し、定期的少額宛の支拂で購買させる利益がある。(二) 若しそれが營業用具であれば、其収益で賦金を支拂ふことができる。(三) 月賦期間に缺點を現はすやうな商品は販賣し難いから、自然良品を販賣することに爲る。(四) 賦金を支拂ふ爲めに、自然勤勉節約の美風を養ひ、強制貯蓄と爲るのである。併し之が爲め顧客は(一) 往々不用の商品や、身分不相應の家具、機械を買入れて家政を亂し、(二) 割高の買物を爲し、往々中途支拂不能と爲り、商品を取戻される虞があり、(三) 契約書は多く賣主にのみ有利なる條件を含むから、正當の買主でも不利益を蒙ることがある。又國民經濟上より觀ると(四) 貯蓄の源泉を涸渇させて、生産財の増加を妨げ、(五) 消費者信用の過度の膨脹を來し、空景氣を生じ、一朝不履行が起れば恐慌を來すの虞がある。翻て商店の側から見ると(一) 購買力の少い顧客に對し、相當に高い商品を賣ることができ、隨て其賣上高を増加し、(二) 一旦此方法で顧客と爲つた者は、自然親密と爲り、他の商品も買入れる傾きがあり、(三) 月賦販賣の爲め、商店其のものゝ廣告と爲るが如き利益もあり、(四) 製造會社から觀ると、生産高を増加して、間接費を節約し、(五) 季節的の物でも、年内平均的に生産し、

(六) 消費者の對物信用を利用する長所がある。併し一方に於て(一) 資金を固定させるゆへ、資本又は信用を要すること多く、(二) 廣告勧誘の費用と手数を要することが少くなく、(三) 掛金延滞中途解約の損失あり、(四) 集金、解約品の處分、帳簿の整理などが煩雜なること、(五) 顧客の購買力を減じて、將來の販賣高又は他の商品の販路を塞ぐこと、(六) 惡意の顧客に欺かれるやうな缺點がないではない。併し月賦でなければ、殆んど三分の一も賣れぬやうな商品もあるから、此方法は棄難いものである。

政策 割賦販賣を普通の法律にて律し、當事者間の任意の契約に依らせるときは、販賣者中には随分苛酷の條項を挿入して購買者を苦しめ、中には地方の人を欺き、代金の拂込を受けながら商品を送附せぬ者もある。歐米では之に關する訴訟沙汰も少くなかつたので、獨逸などでは、夙に之を取締法を設けて居る。我邦では債券の月賦販賣者に不正漢があつたので、大正七年三月「有價證券割賦販賣業法」を發布し、同年九月一日から施行することにした。即ち此業務を行ふ會社は十萬圓以上で、拂込は少くも五萬圓とし、大藏大臣の免許を要し、その他兼業、資金運用などにも制限を設け、又賦拂金延滞の場合の處分法なども規定してある。我邦ではまだ商品や不動産に關して、餘り販賣者側の不正や苛酷の仕方を聞かぬが、漸く其弊害も現はるべく、又裁縫機械の月賦販賣々々人などは随分執拗に勧誘する弊がある(獨逸にては之を禁止して居る)のであるから、一般的に取

締法を制定するがよいと思ふ。

英國などには賃借購買 (Hire-purchase) と云ふて賦金を賃借料と看做し、皆済の時始めて賣買と爲る契約が多い。米國では區々であるが、賃借借が多く、其他は動産質、條件附賣買である。我邦では契約自體に疑問のあるのができるであらうと思ふから、此點から觀ても、一般的特別法を定めるがよい。併し大體の主義は不正の販賣者を取締る程度に止め、之が爲め正當穩健な取引を害するやうに爲つてはならぬ。購買者が高いものを買入れる弊害などは、已むを得ぬ手落である。

- 【参考書】(一)拙著「改訂商業賣買」下巻三四六頁以下、(二)岡本眞一「月賦販賣制度の社會的及經濟的結果」國民經濟雜誌、昭和二年四月號(3) F. Rod, "The Deferred Payment in the United States", "The Economic Journal, Vol. XXNVI, June 1926"; (4) W. C. Plummer, "Social and Economic Consequence of Buying on the Instalment Plan" (The Annals of the American Academy, Vol. CXXIX, January, 1928) (5) E. R. A. Seligman, The Economics of Instalment Selling; (6) W. A. Estrich, Law of Instalment Sales of Goods...; (7) A. E. Bull, Mail Order and Instalment Trading.

第八項 行 商

一、種類及利害 茲に行商と題したのは、廣い意味であつて、市内の呼賣商 (Hawker) 訪戸商 (Canvasser) 普通の行商 (Pedler) 其他海外商業旅行人 (Commercial traveller) などをも含むのである。即ち定住商人に對する移動商人 (Itinerant vendor) である。呼賣商とは市中を呼賣する豆屋

豆腐屋、館屋の類で、小商人、就中磨敗し易き物の販賣策としては便利であり、又顧客にも都合がよいので、別に弊害も認めぬのである。訪戸商は賣藥屋、八百屋、洋傘屋、小間物屋などで、多くは一定の店舗を持たず、商品を背負ひ、又は車に載せ、適宜顧客の家を訪問して販賣するもので、行商も亦大差はない。是等は自己の生産又は製造した物を其附近のみで賣切れぬ爲めに、持廻る場合もあり、又土地貧弱の爲め生計困難を來し、已むを得ず此業務で生活する者もある。其外癡兵などの業務として慈善的購買を求める向もある。而して消費者、就中地方の村落で商店の少き所の消費者は、之が便益を認めて居るが、中には(一)顧客の無智なるに乗じて、イカサマ物を高く賣附け、(二)往々贓物の販賣策とし、(三)鼠賊の表面上の職業とし、(四)衛生上の危険を傳播し、(五)地方小賣商の販路を蠶食する弊がある。殊に都會の「ローズ」物又は閉店の見切品を仕入れて、之を廉賣する場合には、假令一時的にせよ、其地定住商人は迷惑するのである。

商業旅行人は卸賣や小賣の商店又は製造會社を代表し、見本、雛形、型録などを携へて各地方を廻り行き、注文を取り、又は兼ねて賣掛代金を集め、若くは市場視察を行ふもので、店員又は主人の子弟を巡廻させることもあれば、又往々獨立の代理商をして廻らせることもある。從來の顧客との間を親密にし、新に販路を開き、掛金蒐集、商況視察などに至極便利であるから、古來内外共に之を用ひ、殊に近年外國(就中獨、米)では、海外販路の開拓策として、盛んに之を使用するやう

に爲つたのである（拙著「改訂商業賣買」下卷二〇九頁以下參照）。

二、政策 訪戸商、行商などに對しては警察、衛生、風儀上から相當の取締をする必要のあることは明かである。が地方所在商人に對する影響は、多くは一時的輕微のものであつて、之が爲め賣上高が減ずると思へぬのであるから、外國でも此方面から行商を抑制する方針の立法は稀である。而して前記取締の手段としても、獨塊の如く行商に關する一般的の規定を設け、或商品又は或種類の商人の行爲を禁止すべきか、我邦の如く各商品例へば藥品、賣藥、古物などに就て一般的に（行商に限らず）免許を要することゝするに止めるかは問題である。我邦では古物の行商に就て鑑札を携帯すべき規定があるが、其他には特別の規定を見出さないので、此點も亦一般行商に關する規定を設くるがよいと思ふ。訪戸商の押賣は「警察犯處罰令」で禁じて居るが、實際には中々盛んに行はれて居る。是等も行商規定で律し、勵行したらよからうと思ふ。

英國の行商取締規定 英國で *Hindlers* と云ふのは、商品（魚類、果物、食料品、又は石炭を除く）を販賣する爲め、馬其他の動物に積み、又は之に曳かせて旅商ひを行ふ者、若くは至る所で建物、室、賣場などを用ひ、又は借入れて、諸商品を賣る者であつて、毎年二磅を出し、相當の保證人（居住地の牧師と二人の家主、又は判事か警察署長が、本人の行を證明する）の保證狀を差出して免許を得なくてはならぬ。無免許ホーカーが偽て、免許のあるやうよ言葉を用ひ、又は他人の免許を利用したときは十磅の料りに處す。Pedlar も亦免許を要し、之に背く者は初犯十志、再犯以後二十志を課せられる。免許は居住地の警察署長が與へ、煙草を行商することは禁じられて居る。

外國の商業旅行人に就ては、内國の行商と同様に待遇する國もあれば（條約にも依る）、又差別を設け、免許料又は特別税を賦課して居る國がある。併し内國の行商に關する規定（あれば）に従はせる以上、特別に課税する必要がないのみならず、自國が課税すれば、他國も亦之に酬ゆるから、之は同等に取扱ふがよい。

我邦では大正十五年から、輸出組合から選出した商業旅行人に對して、年額三十萬圓の補助金を交付し、新販路開拓の爲め、亞弗利加、巴爾幹、支那、南洋、南米、中米、英領印度、緬甸、暹羅、佛領印度等、日本の商品が比較的知られない方面へ派遣させることにしたのであつて、之を「旅商」と呼んで居る。海外商業旅行人の派遣は固より必要であつて、三井物産や、鈴木商店其他大貿易商は從來之を行つて居たのであるが、小貿易商は資力が乏しい爲め實行が困難だと云ふので、補助金の交付と爲つたわけであらう、が併し是等は各團體が自力で行ふべきものであつて、國費を投すべきものではない。政府は唯團體の成立を助成して金融の便宜でも圖れば充分である（金融すらも成るべく自ら行ふべきである）。又輸出組合に補助すれば、重要輸出品工業組合の方の旅商へも補助金を支出してよい筈である（現に之を要請して居る）。

第二節 競 賣 法

一、性質 競賣とは、廣く公衆に糶らせて、動産又は不動産を販賣すること、公賣も私賣も含み、糶賣も入札賣買も取引所の競賣買も含むのである。大體是等の競争賣買には(甲)法律の規定に依る差押物件の賣却、破産財團の處分など、(乙)任意のものとの別があつて、前者は、民事訴訟法や競賣法に據るのであるが、後者は官廳の工事又は物品納付の入札などの外、別に之に關する法規がない。任意の競賣には市場や取引所のもの、農業倉庫其他の競賣、市内小賣店の競賣など種々あつて、現今之に關する特別の規定と云ふものがないが、相當の規定を設ける必要があらうと思ふ。但し民法中に此種の規定を加へるか、特別法を設けるかは、研究の餘地がある。

二、英國の競賣規定 英國の貨物賣買法 (Sale of Goods Act, 1893) が特に競賣に關して設けた條文は數箇條に過ぎないが、是は賣買の條件に關するもので、別に競賣業者 (Auctioneer) に關する詳密の規定がある。賣買中競賣に適用すべき箇條は、(一)口別貨物は各別に競賣すべきこと。(二)競落は槌の一打又は習慣的方法に依て決するが、斯る決定のあるまでは、代價の申込を取消すことができる。(三)特に賣主の爲めに競買する場合の外、賣主自身も亦賣主に依頼された者も、競買することはできぬし、競賣業者も亦情を知て是等の者の申込を受けずてはならぬ。買主は此規定に背いた賣買を、詐僞的行為と看做すことができる。(四)保留代價 (Reserved or upset price) ある旨、又は(三)の條件を明示するときは、之を有效にすることができる

ことなどであるが、此の外別に競賣業者に關する規則があつて、(一)免許料のこと、(二)特別の場合の外、代理人を使用してはならぬこと。(三)受託品の保管、(四)出来るだけ高く賣ること。(五)代金の支拂、(六)契約書などの事項がある。又多數の者の假僞の競賣 (Mock auction) 詐僞的競落 (Sham bidding) などに就ても、刑法上の制裁がある。假僞の競賣は即ち逆糶で、客の中に同腹の買手を入れて糶らせること、又詐僞的競落も之と似たもので、客を誘ふて不法の高價に糶らせることである。是等は違法であるが、所謂 Knock-out (競買人がグルに爲つて、相互に糶らず、安價に落して、後に仲間の者に賣る方法で、我邦にも少くない) は不法とは認めて居らぬ。我邦では取引所、市場などの競賣は其自治的規則に任せ、其他は習慣に依らせて居るが、商品の競賣が漸次増加するに伴ひ、是等の規定を制定する必要があるであらう。

第三節 廣告政策

一、利益 廣告 (Advertisement) は製造元又は商店が其製造品又は取扱品を販賣する爲めに、廣く一般社會又は特殊階級の者に周知させる事であつて、販賣者から觀れば、自己の販賣する斯様の商品があつて、斯々の長所を持つて居ると云ふことを知らせ、其販賣高を増加させ、一箇當りの生産費其他の費用を減少させる利益の外に、營業信用を増加させる利益もあるが、商店なれば、其規模の大小、商品の需要範圍や、時期、豫想賣上高などを考へ、適當の廣告をしなければ、徒に廣告費のみ嵩みて收支相償はず、遂に失敗に終ることがある。即ち米國などで廣告主任に莫大の俸給を與へて、之を考究する所以、又近頃學者が實驗心理學の方面から之を研究する所以である。

更に社會上から觀て廣告が如何なる影響を及ぼすか。此點は風教上に及ぼす方面もあるが、經濟上の利害は如何と云ふに、入學、死亡、會合、來往、登記など、社會的若くは法律的廣告は暫く措き、出版物や商品の廣告に就て考ふるも、知らんと欲する世人又は無關心の者にも、有益なる書籍雜誌、商品、機械の存在と利益とを周知させ、其購買法を教ゆることは、必ずしも販賣者の利益のみには止らない。通信販賣の如きは廣告手段がなければ營み得られぬものであるし、又書籍、雜誌、藥品、化粧品、特許品の如きは、若し今日の如き廣告の手段がなければ、創造せられなかつたと思

はるゝものも少くない。又従たる利益には、新聞の經營（或種の雜誌も）がある。内外共に廣告料は新聞社の重要な収入で、之あるが爲めに經營せらるゝものであるから、毎日吾人が種々の記事を安直に讀み得るのは、一に商店會社が莫大な廣告費を投じて呉れる爲めである。併し放資法、通信教授、職業の廣告などには、往々如何はしいものが少くないと同様、出版物や賣藥其他の商品の廣告にも誇大、惡徳、猥褻、詐僞のものも少くないので、廣告を惡用せらるゝ弊害が亦少くない。又それほど悪いものでなくても、幾分不必要の欲望を挑發し、且つ廣告費の爲め、物價を高める場合もある。殊に廣告が挑戰的コモンチヤージで從來賣行のある商品の市場を蠶食しやうとするときは、其廣告費の大部分は、商品の市價を高めぬまでも、少くも社會的ソシアルウエイスト冗費に終るのである。例へば從來廣く賣れた「ライオン」齒磨の市場を奪ふべく、似たやうな齒磨粉の廣告戦に十萬圓を投じ、之に代り得たとした所で、其物品が著しい特色の無い限り、又賣値が安く無い限り、消費者も利益せず、徒らに物資の冗費に終るが如くで、之に伴ひ舊商店の工場も商店も、其價値の大部分を失ふことに爲るのである。廣告が成功した場合にも此の如き冗費と爲ることがあるが、不成功に終つた廣告は、商店を廣告する間接の利益の外、大部分は冗費と爲るものと見てよろしい。米國に於ける一箇年の廣告費は大戦前新聞五億圓其他七億圓と稱せられて居るが、其内四分の三は不成功に終るのであらうと云ふことである（紐育の銀行家「ジツシン」氏の報告に依ると、一九二七年中の米國の總廣告費は、

實に十五億弗の巨額に及び、此内新聞廣告が八億弗、雑誌が二億弗各種の戶外廣告が二億弗、ピラヤチラシ或は郵便に依る直接廣告三億弗である。是等は商品の販路を擴張し、生産費を減少させるから、消費者も亦利益を受けて居ると述べて居る。尤も社會的冗費は單に無用の廣告や、商人だけだと思ふのは大なる誤解で、此他世の中には無用の工業、鑛業、無用の政策、官吏、醫師、辯護士、教師、學者、美術家、更に無用の知識教育なども少くなく、常に無用のみでなく、有害のものも多いのであるから、廣告の此方面を觀るに當ては、之を過大視せぬやうに留意しなくてはならぬ。

二、廣告政策 には積極と消極とを區別することができる。積極方面即ち獎勵策、消極方面即ち弊害防止策である。對内商業の廣告は特に獎勵の必要がないから、消極策でよいが、對外商業即ち輸出貿易には、政府も亦保護獎勵の策を採るべきである。即ち外國新聞の發行に對する保護、商品陳列館、見本陳列館の補助などで、戰前獨逸が是等の政策に於て如何に成功したかは、世人の洽く知る所である（拙著「改訂商業賣買」下卷一五六頁及五一四頁以下參照）。

米國や獨逸にも未だ包括的の廣告法と云ふものはないが、米國では聯邦商業委員會や裁判所が、不正若くは不法なる營業手段と看做す行爲を取締る結果、自から不正の廣告をも制限することゝ爲り、獨逸も亦不正競争防止法に於て不正廣告の或ものを取締つて居る。英國には廣告制限法 (Advertising

Regulations Regulation Acts, 1907 and 1925) があるが、之も一般的のものではなく、(一)廣告塔が十二呎を超へる場合、地方廳は政府の認可を経て其取締規則を設けることができるとか、(二)公園又は散歩場の享樂を害し、若くは自然の風致を毀ふ虞ある場所に、斯様な方法で廣告することを制限する規則を設けることができるとか、(三)又は廣告が(a)公園又は鐵道若くは公けの場所からの田舎の眺望を害し、(b)村落の享樂を妨げ、(c)歴史的建物又は記念塔若くは名勝地又は舊跡の享樂を害するときは、之を禁止することができる、と云ふやうな部分的のものである。

對内廣告政策の中其取締法は如何にすべきか。廣告が風教道德に及ぼす惡影響を避くるには、新聞雜誌社が其撰擇に注意し、少しく威嚴を保つこと、米國の如くすることも固より有效であるし、又如何はしき賣藥や放資法に欺かれることを防ぐには、或る程度まで讀者の知識の發達に待たなくてはならぬが、政府も亦取締法を設けるがよい。我邦では、各別の法規即ち廣告物取締法 (明治四十四年四月法律第七十號) 警察犯處罰令 (明治四十一年九月内務省令第六號) 警視廳令 (大正三年三月東京だけである) 賣藥法 (大正三年三月法律第十四號) 其他出版法、新聞紙法、特許法など的一部にある。外國では此流義が多いやうであるが、一般商工業者は是等多敷の法規を覗くには、餘りに多忙であるから、特に「廣告法」を制定し、是等の取締の外、廣告周旋業者に關する規定を設けるがよいと思ふ。

第四節 價格の統制策

第一項 市價公定策

一、公定の目的　こゝに市價の公定 (Price fixation) と云ふのは、物價即ち所謂諸物價を公定するのではないのであるから、廣い意味の物價政策ではないが、大戦中の歐米に於けるが如く、重要食料品、而も其中の砂糖、肉類、小麦等の市價を公定し、又は重要原料たる羊毛、鐵、石炭の如き貨物の賣價を制限するときは、勿論全體の物價にも影響する。殊に生活費には影響するので、英米などに於ける戦時の物價指數 (卸賣) と、生活費の指數とを比較すると、後者が著しく低いのは、此市價の公定、運賃並に産業の管理などが一原因で、又生活費を低くする爲め、戦時策として是等を実行したのである。即ち物價政策の一方方法であるが、一般物價政策の如く、例へば金利を引上げるとか、通貨を收縮するとか、輸出を禁止するとか云ふのではなく、或る重要商品の卸賣代價や小賣代價、又は生産者への補償金を公定する意味で、其目的は前記の如く暴利を取締り、生活費の暴騰を防ぐに在る。現在我邦で行つて居る煙草や鹽の專賣も亦廣い意味の公定策であるが、煙草の如きは其目的が消費稅徵收に在るので、少しく趣が異なるわけである。又公設市場で賣價を監督することも、或意味の公定策かも知れぬが、目的が生活費の増加を防ぐ點に於て、同じであるだけで、手段が大分異なるのである。手段が異なるだけに、目的を達する程度に於ても霄壤の差あるを免れぬ。前

者は著しい差を以て (第一節第一項參照) 生活費を抑制し得たにも拘らず、後者の効力は甚薄弱である (少くも我邦では)。尤も効力の異なるのは、市價公定は多く非常手段として行ひ、公設市場は元來平常策たるべきものだからである (日本では戦時中に始めたが)。

又我邦で行つた蠶絲業政策や、米穀法に依る常平倉政策の如きは、直接の市價公定策ではないが、間接に市價を公定するものである。即ち前者は政府が帝蠶會社に或銀行から資金を供給させ、場合に依りては損失金を補償し、依て以て市價の暴落を防止する目的を助け、生産者並に問屋の聯合をして、七百圓とか、千五百圓とか、一定代價で賣止め策を採り得させたのであるし、後者は一定の買收價格を定めて、生産者から買入れたので、是れ亦是等公定代價より低落させぬわけで、畢竟最低代價を定めたと同じわけに爲るからである。而して政府は米價騰貴の場合には、或る代價で買入米を賣出す考へであるから、此場合には一種の最高代價を定めるわけである。此點から觀ると蠶絲政策より高度の市價公定策である。唯是等の策が前記の直接策と異なる所は、目的の相違であつて、是等の場合は主として生産者 (米穀法は消費者に對する方面もあるが) を保護する爲めである。

即ち市價公定の目的は多く消費者側を保護するに在るが、又主として生産者側を保護せんとする場合もある。殊に消費者側を保護せんとする場合に於ても、猥りに代價を制限して低くするときは自然生産高 (又は輸入高) を減少させ、供給を減ずる結果は、常に生産者を害ふのみならず、最高

代價をも引上げざるを得ざることを爲り、最初の目的たる生活費低減の趣旨に反することに爲る。即ち此政策は茲に一つの「ディレンマ」があるので、隨て(一)小賣代價を定むるにも、先づ生産者に對する買入代價を決定し、次に卸賣代價を定め、然る後小賣代價を定むること、英國が戦時中馬鈴薯と牛乳とに對して行つた如くするか、(二)或は齊しく英國が小麥に對して試みた如く、政府が生産者に支拂ふ小麥の代價と、「パン」の最高代價より還元した小麥の代價との差を自ら負擔するか、(三)日本の政府が數千萬圓を負擔し、外國米を輸入し、之を原價の三分の一位で賣つた如くせねばならぬ。然らば(二)や(三)のやうな政策の結果はどふであるか。日本の場合、假りに政府が六千萬圓(七千萬圓なりとも云ふ)を負擔したとすれば、全國民一人凡そ一圓當り、七千萬圓とすれば、地租全部を投出して、外米消費者を救恤することになる。外米や朝鮮米が低下すれば自然内地米も多少低落するから、一般消費者が利益を享ける其程度に、農民中の米を賣る者は不利益を享けることに爲る。一方農民や米商が暴利を貪つて居たものとすれば、之を制限する意味にも爲る。又英國では消費者に對する「パン」四分の一「クオーター」の小賣代價を九片に引下げると(當時は一志であつた)小麥の原價は一「クオーター」に付六十志と爲るが、當時農民に支拂つたのは七十八志であつたのであるから、此差を政府が負擔すると、丁度所得税を一志だけ(百磅に付き)引上げることに爲るのみならず、「パン」の消費高が増加するから、此の負擔は益増加するわけだと云

ふて居た。兎に角兩者共に一種の社會政策であつて、其及ぶ影響は頗る廣いのである。

二、公定の方法 商品の市價の公定法を大別すると、(一)原價主義、(二)市價主義、(三)最高最低主義、(四)變更主義など種々ある。又全國劃一主義と地方主義もあり、政府が公定するか、委員組織にするかの區別もある。尙ほ市價は普通小賣代價を指すが、卸賣代價も亦生産者代價もあることを考へなくてはならぬ。(米國では(後述)正當利潤主義(Reasonable margin of profit rule)と云ふて居るが、之も亦一種の原價主義(Cost basis rule)である)

(一)原價主義 と云ふのは、市價決定當時の生産費を調査し、之に相當の利益を加へたものを決定するので、英國でも大戦中軍需品や小麥、馬鈴薯などには、此主義を用ひたのである、是は多く生産者から買収する場合に用ゐたが、卸賣及小賣にも亦適用され得るわけである。例へば卸賣の賣價は、五十錢であるから、小賣代價はその二割増の六十錢を越ゆべからずとする類である。併し徹底的の原價主義は先づ生産者には、相當の生産費を支拂ひ、之に若干の運賃其他の手數料並に適度の利益を加へたものを以て、卸賣値段の最高限度を定め、更に小賣値段を定める如くする方法で、即ち生産及分配の各段階に於て、それに従事する者の利益を制限し、隨て市價を公定するのである。一九一七年二月英國で馬鈴薯の値段を定むるに、生産者が卸賣商に賣渡す運賃込値段を一噸九磅、卸賣値段を十磅十志(即ち一割七分増)小賣代價を一封度一片半(即ち一噸十四磅で即ち三割三分三厘増となる。高いやうだが、之れ以下では全然小賣商の利益はないと云ふて居る。腐敗や

配達費などがある爲めであらう)と定めた如きは其一例で、一九一九年濠洲の州際委員會 (Inter-state Commission) が暴利取締の爲めに、衣服地に關して定めた方法も、亦之に類したものである。

【註】濠洲の市價公定方法

政府が衣服類の代價を制限する場合、相當の代價として委員會の答申した案は、次の様であつた。

- (一)各地方の製品 は素價 (Prime cost) 即ち原料と賃銀の金高へ次の割合を加へたものを最高代價とす。
 (a) 綾織と「セル」…三割 (b) 毛布「フランネル」…二割五分 (c) 莫大小と編物…二割 (d) 「フェルト」帽子…二割二分五厘。

(二)卸賣商 (倉庫業者が重に輸入品の取次をしたのである) は被服材料又は衣服の倉庫陸揚價格に對し、二割二分五厘以上を附加すべからず。

(三)小賣商 は倉庫又は商店着價格の三割三分五厘以上を附加すべからず。

(四)但し實際の使用資本金が五千磅以下の者は前記の除外例とす。

(五)消費者に接近させぬやうな取引を防ぐ爲に、再賣は之を禁ず。

(二)市價主義 は比較的少い。即ち當時の市價に依て買入れ又は賣出すので、日本の米穀法の米價の如きは即ちそれで、大正十年六月の第一回買上に於ては、各地の五月中の平均相場を採つたのである。英國の政府が戰時中輸入肉を七會社から買入れた始め頃の相場も、亦陸揚後一週間の市價を平均したのであつた。併し日本の米穀法の如く、市價の激しい騰落を防ぐ爲めものは別問題として、暴利を取締るには、斯る手段を採ることはできぬ。暴利を取締るのは、普通市價の暴騰した後だからである。公設小賣市場の賣價などは大體此主義で、唯一般市價より幾分安くしたに過ぎぬ。

のであるから、餘り效はないわけである (尤も原價主義のものもある)。

(三)最高最低主義 は實は (一) か (二) の一種で、生産者には最低買收代價を保證し、同時に卸賣小賣の最高値段を決定するので、前記英國の馬鈴薯及小麥の代價政策の如きは、即ち其一種で、生産政策と消費政策とを併せて行はんとするものである。我邦の米穀法の如く、米價の下向きに或る代價で買入れ、又上向きに或る代價で賣出す方法も、亦此種類と見ることが出来る。即ち米の最低、最高代價を定めることゝ爲るのである。

我邦に於ては昭和六年三月法律第三十三號を以て米穀法を改正し、所謂率勢米價を基準とする上下各二割の價格を最高最低價格と定め、米價が此範圍を超へたる場合に、政府が買上げ又は賣渡すことゝした。但し政府の本旨は米の生産費と、率勢米價の下値二割に相當する價格との間に於て、適當なる最低價格を定め、又家計費より算出した米價と、率勢米價の上値二割に相當する價格との間に於ける適當なる價格を最高價格とするに存るも、それ等の調査が完了するまで、兩三年間右の如き方法を採るのでと云ふことである。

率勢米價 明治三十三年十一月以降の日本銀行調査米價指數を、同じく日銀の物價指數で割り、之を米價率とする。此率は一般物價の趨勢とは離れ、米獨特の原因に因る變動を現はすものであるから、此變動を均して見れば、米價率は一定の傾向を以て直線的に年と共に進むものと認められる。此趨勢値は最小二乘法 (Least squares) に依り算出するのを適當と認める。今此方法に依て計算してみると、昭和六年の米價率の趨勢値は一・一九三と爲り、之を米價指數の基礎價格である十一圓八十一錢 (明治

三十三年十月の深川正米市場標準中米の價格（に掛け、更に物價指數（昭和五年十一月の分で、一六二・二である）を掛ければ、六年度の率勢米價が出るのである。即ち

$$y = 11.81 \times \frac{162.2}{100} \times 1.193 = y_{22.853} \text{ (率勢米價)}$$

$$y = 22.853 \times (1 - 0.2) = y_{18.28} \text{ (最低價格)}$$

$$y = 22.853 \times (1 + 0.2) = y_{27.42} \text{ (最高價格)}$$

右基準價格は毎年十二月米穀委員會に諮問して之を決定するも、(一) 經濟界の異常なる變動に因り、物價の變動が著しい場合には基準價格を改訂し、(二) 九月一日から次の基準價格決定までの期間中、米穀需給状態に著しい變動が生じた場合又は其の虞がある場合には、改定せんとする月の前月の物價指數に依て算出した率勢米價の下値二割の價格を以て、最低價格とすることができ。而して基準價格に基く米穀の買入又は賣渡は、東京（深川、神田川）及大阪正米市場に於ける中米の現物時價（中米各銘柄の總平均價格）が基準價格を超へて低落又は騰貴した場合に行ふのである。併し此方法には後に述べるやうな缺點がある。

（昭和七年三月末、金再禁止の爲め物價が著しく騰貴し、日銀物價指數は六年十一月末に比し一四・四増加して一六一と爲つたと云ふ理由に因り、基準價格を改訂し、最低十七圓九十一錢、最高二十六圓八十七錢とした。昭和六年十二月の基準價格は、率勢米價二十圓三十九錢、最低十六圓三十一錢、最高二十四圓四十七錢であつた。）

米穀統制法 我政府は昭和八年三月二十八日法律第二十四號を以て「米穀統制法」を公布し、同

年十一月一日から之を實施すると同時に米穀法を廢止した。新法は大體舊米穀法を骨子として、之に若干の改正を加へたものであるが、價格統制の程度と其決定法に差異がある。即ち、舊法に於ては米價が最高最低價格を超へた場合に、政府の意思に依り買入又は賣渡を行ふのであつて、假令米價が標準價格を超へて騰落しても、政府が賣買を行ふかどうかは、其任意であつた。従て米價は最低價格を超へて低落したり、或は最高價格を超へて騰貴することもあり得たのであるが、新法は第三條に依り、必ず標準價格の賣買申込に應ずる義務を負ふことにしたからして、米價は完全に此規準内に制限されることゝなつた。但政府の買入米には種々の條件がある上、農家は換金を急ぐ場合があるから、實際に於ては多少最低價格を下廻ることもあり得るし、政府の持米が不足する場合に、最高價格を上廻ることも起り得るのである。

米價決定の方法も亦大體は米穀法に依り、(一) 生産費、(二) 率勢米價、(三) 家計米價を要素とし、(四) 之に農林大臣が經濟事情を參酌して定めたる價格を加へて之を定めるのであるが、最低價格は物價參酌値（舊率勢米價）の下値一割と下値二割との間で農林大臣が定めたる價格と生産費との間で定めることに改正し、また最高價格は物價參酌値の上値二割と上値三割との間で農林大臣が定めたる價格と家計米價との間で決定することにした。結局上下とも限度引上の方便に過ぎぬのである。

昭和八年十二月に米穀統制委員會が定めた最高價格は三十圓五十錢で、最低價格は二十三圓三十錢

であるが、之は物價參酌値を考慮せず、家計費は調査未了の口實の下に之を斥け、生産費標準で定めたもので、然も其生産費は比較的少い生産費を省き、割高の生産費だけを採用して平均したものだと言ふことであれば、米價引上の目的は達したわけだが、事實上法律の定めた價格決定方法は行はれぬことゝなつた。

米價は果して漸騰し、農村の賣渡申込量が豫想外に多量に上り、九年二月二日に七百萬石を超へ、八月一日には千三百六十萬石に上り、其外民間貯蔵の残りが三百六十萬石（玄米として百八十萬石）ある上、外地米の移入が制限され、九年凶作の豫想が明かになつてから、所謂有「ラガスレ」の變態を呈し、米價も亦騰貴して十月の平均相場は三十圓三十錢となり、爾來今日に至つてゐる。

昭和八年は稀有の豊作で、七千萬石を超へたのに、米價が斯様に騰貴したのは、全く輸移入の統制と、米價公定の結果であつて、之が爲め地方の大中地主と一部の米穀商人、竝に政府は意外の利益を收めたが、小農で初期に米を安賣した者や、一般消費者は著しい打撃を蒙つたわけである。

昭和九年十二月米穀統制委員會が定めた價格は前年度より一圓づゝ引上げ、最低二十四圓三十錢、最高三十一圓五十錢と決定した。最低價格を定める場合、物價參酌値の下値二割と、生産費とを平均したと云ふことだが、生産費は十八圓から廿八圓迄を採り、最初から公定價格引上を計畫して算出したやうに見へる。孰れにせよ米價が高く公定されるときは、肥料や勞賃其他の生産費目が増加

する。それ等を要素とした生産費は益増加する故、手加減を加へて引上げるときは、米價は騰貴して已まぬ道理であるが、一方生産を制限しないときは、生産額が増加し、政府が過剰米の處分に窮することは、米穀法時代と異なる所はない。（拙著「商品配給論」附録参照）

（四）變更主義 は豫め時期に依りて代價を變更する旨を公示し、其値段に依て買入れる方法で、英國が馬鈴薯、小麥、其他の穀類などに對して用ゐた政策は即ちそれである。

又市價を全國劃一にするや否やは貨物の種類に依つて異り、又買收代價とか小賣代價とかに依つても異らねばならぬ。例へば内地米の如く、産地に依て品質の差異あるものは、區別的に買入れるがよく、又砂糖や「パン」の如く同一品種のものが殆んど同一であるものは、大體劃一に小賣させてもよろしいのである。而して政府の食糧省邊で公定するか、各地の委員會で定めさせるかも、亦商品に依て異なるので、一概に適否を決することはできぬ。英國などでも小麥の委員會は、米國や亞爾然丁、其他の産地に通ずる實際的の商人、竝に國內の分配事情に精通する者を加へたが、當時「パインズ」が「パン」屋や消費者の代表者も加へよと云ふた所を見ると、是等は加へず、大體食糧省で行ひ、唯市價決定の爲め同省に生産費係を設け、之には各地の主なる計理士事務所（英蘭が十二、蘇格蘭が三、愛蘭が三）の者を、各地の名譽監督官として招聘したのみである。砂糖の如く最初から輸入や精製を管理し、其消費高を制限（Ration）したものは、此消費制限、監督の爲めに、

各地方の自治團體に命じて十二人以下の管理委員（此委員は更に一人の婦人委員並に一人の勞働委員を選択することはできる）を命じたのである。尤も佛蘭西では食糧品の暴利取締の爲めに、各地の標準代價決定委員を設け、州農事長官を會長とし、商人や、農家、勞働者、市町村の議員、消費組合代表都合十三名を加へて、毎週土曜日に市價を決定し（大體原價に一割五分を加ふ）、之を各町村長に配布し、且つ販賣商店の店頭に掲示させ、違反者は罰金又は禁錮の刑に處し、且つ其氏名を揭示する外、新聞に公告したのである。獨逸でも亦開戦後幾干もなく、小麥、「ライ」麥などの小賣最高値段を定め、之に背いた商人には相當の罰を課し、且つ閉店を命じたのであるが、其供給方法は、穀物所有者をして政府に届出させ、政府の徵發した分量を、新設の會社又は地方公共團體に公定價格で納入させ、是等の者から製粉業者に供給し、別に中央分配局を設けて、此粉を適宜地方團體に割宛て、之より一般公衆に賣渡すには、製粉業者が小賣商に賣下け、之より一般公衆に「パン」又は粉のまゝで賣渡してもよいし、又は地方團體が切符を賣渡し、之と引換へに商品を渡してもよいことにしたのである。米國では主として食糧品の生産増加、消費節約を自治的に勧誘宣傳すること、投機の抑制とを主義とし（但し小麥は一「ブッシュル」二弗の如く市價を公定し、又其他の食料品にも分配や販賣を制限したものはある）、暴利取締の方法としては、多くの特許制度（licensing system）を用ひ、殆んど總ての食糧品の輸入、製造、保管、鑛業、並に分配に従事する

者は（農家と一箇年の賣上高十萬弗未滿の小賣商は除外す）總て聯邦の認可を要し、大體生産費を標準とし、之に戦前の利潤歩合を加へさせたのである。

三、公定の利害と政策 市價を公定する利害は消費者を目的とする場合と、生産増加を目的とする場合とで異らねばならぬ。先づ最も普通に行はるゝ前者の場合を考へると、其利益は、目的とする所の（一）暴利を制限し、投機を防ぎて必需品の暴騰を防ぎ、（二）其結果は定額收入者、就中勞働階級の生活難を緩和し、（三）更に其結果是等社會の不安攪亂を防ぎ、（四）生活の安易は貨銀の暴騰を緩和して、（五）一般物價の騰貴を抑制し、又（六）輸入の激増を防ぎて、輸出を助長する結果と爲り、（七）正貨の流出を防ぎて、貨幣制度の基礎を安定し、（八）尙ほ外國貨幣の暴騰を緩和する外、（九）政治上、社會上、思想上に及ぼす影響も少くないのであるが、一方其弊害も中々多い。即ち（一）消費者の利益のみを圖ることはできぬので、生産者（之も亦或る貨物の消費者である）の利益も、亦分配者の利益も圖ることにしなければならぬから、一時的の暴利は取締ることを得るにしても、其効果は餘り著しいものではない。而して普通の方法は生産費を標準として市價を決定するのに、生産費は通貨膨脹、賃銀増加、原料、肥料並に運賃、保険料など（市價を公定せぬ物）の騰貴に因つて増加するのであるから、此大勢に抗することはできぬ。英米などは多少効果があつたやうであるが、濠洲の如きは數十種の貨物の市價を公定したに拘らず、餘り効果がなかつたと云ふ

ことである。又效があつたにしても、平和克復後公定を撤廢すれば暴騰する弊害がある。(二)殊に外國から大部分の輸入を仰ぐ場合に於ては、英國の如く廣大な植民地を有する國は、多少買入の便宜はあるにしても、世界的の市價に依りて支配せらるゝ商品を買入るのであるから、それが騰貴すれば、矢張高價に買入れなくてはならぬ。高價に買入れたものは、高く賣らなくてはならぬから、公定の市價も猥りに下げることができぬ。若し強て之を引下れば國庫の負擔を増加し、生産者よりの買收費補償の場合の如く、國民の租税を増徴せねばならぬ。増税は全國民に及ばないとしても、之が爲め國民の大部分を占むる生産者も亦分配者も餘裕が乏しくなる爲め、絶えず増徴に應ずることとはできぬのである。若し應ずれば賃銀も低下し、延ひて労働者にも及ぶことに爲る。況んや砂糖、織物の如き間接税を増徴して、此資金を以て前記の如く補はふとするときは、収入の少い者には割合に重き負擔と爲るので、ツマリ折角或る貨物の市價を公定しても、何にも爲らぬことに爲る。

(三)輸入の場合には、當局と政商と結托する處があり、輸入の時機を失ふ缺點があり、一國の政府が自から買入れるとなると、それが爲め産地の市價を高める短所がある。(四)内地産でも生産費を決することが中々困難である。例へば米の生産費にしても、農夫の賃銀を何程と見るか、農家の利益を何割と爲すべきか、資本利子を如何に計算すべきか、それだけでも中々公平な決定は困難である。而かもそれが肥料代價などと共に、絶へず變化してゆく場合には益繁雜である。又之を買収す

るにしても、餘程嚴重にしなければ、貯藏米を隠匿する處がある。是等を避けるには政府の專賣とするのであるが、之は煙草の如く生産者の少い場合とは大分趣が異り、實行上頗る困難である。(五)米穀法の如く時價に依るときは、消費者に對しては餘り效が無いし、米穀統制法は著しく米價を引上げたに過ぎぬ。(六)然らば國家社會主義者の唱ふる如く産業國營はどうであるか、之にも、(1)繁文縟禮、(2)不經濟やら、(3)官吏の能率の少い點やら、(4)黨派的の腐敗やら、(5)労働者は唯國家の労働者に變ずるのみで、特に著しい利益がないことやらで、鐵道の如き公益機關は暫く措き、製造(貨幣鑄造や、模範工場の如き、特別の目的を有するものは別である)、交易の如きものには元來適せぬのである。(七)元來經濟上のこと、殊に交換價値に關係することは、成るべく自由にすべきであるのに、此の如き干渉は弊害百出、到底利益を償ふに足らぬのである。

我邦に於ては往々重要商品の專賣論を唱へる者がある。例へば砂糖や米穀などがそれであつて、政友會の一部議員は米穀專賣を主張して居る。其理由は主要食料品の價格を自由競争に委するを不可とし、且つ米穀法に缺點があつた爲めであらう。併し煙草若くは砂糖或は酒の如く、消費税徴收の目的で專賣を行ふ場合と異り、米は主要食料品であつても、其生産が全國に亘り、此點は瑞西の小麥のやうに、消費額の七八割も輸入を仰ぐ場合とも違ひ、更に、佛獨のやうに「パン」の價格公定とも趣を異にするのである。

米穀專賣に於て最も困難とする所は(一)各地の米價を如何に定むべきか、之を決定する上に前述の如き缺點があり、(二)米の貯藏設備と、それに關聯する事務に巨額の費用を要し、(三)生産者を主とする結果は消費者の利害に反し、(四)價格が低ければ米の改良を妨げ、開墾の障害となり、(五)高きに過ぐれば生産高が増加し、且合理化を工夫せざるに至る。尙ほ(六)米穀證券が巨額に上つて其消化にも困難を來すなど、假に理想として可なりとするも、實行上幾多の障害を免れない。即ち各國が穀物其他農産物の專賣を行はない所以である。(拙著「商品配給論」附録「第二」參照)

更に米穀法の如く「量の方面より米價を調節す」と稱し、安きに買ひ高きに賣るときはどうかであるか。是も趣意は良いのであるが、元來政府の仕事であるから、前記國營の如き缺點あるを免れぬのである。更に大正十年六月の買入に於ては、(一)買入場所の少きこと、(二)買入米の選定に不公平のあつたこと、(三)買入相場の決定が五月中の平均で、隨て少しく安過ぎた如き實行上の缺點があつた爲めか、第一着に失敗に終つたのである。而して買入又は賣出の時期を決することも中々困難で、政府は想ふに當時の買收期に於ける時價を以て、農家の生産費として相當なものであると看做し、それ以下では生産減少の虞ありとしたのであらう(或は黨略かとも思れる)が、元來正當代價(Fair value or price)なるものを決することは中々困難で、例へば米にしても、肥料や一般物價が更に低落するものとすれば、石二十五圓邊りの所で買入れても、未だ遅くはない譯である。成程大

正十年五月の一般物價指數が二五二・四で、米の指數が二二四となれば、米は安過ぎる様に思はれるが、米價は必らずしも一般物價に伴ふものではない。寧ろ一般物價は米價に追隨することもあるから、二二四を買入時期と見るのは、必らずしも適當とは云へぬ譯である。賣出す場合も亦然りで、殊に是等が政黨者の投機に利用せらるゝ弊害を考へると、此政策も必らずしも有益とは思へぬのである。

我政府の米價政策としては關稅引上げより一步を進めて、一方外米の輸入管理を行ふ外、所謂率勢米價に依る基準價格を定めて、米價の安定を圖らんとして居る。此基準價格は、若し米價が暴騰する場合があれば、之を抑制して消費者に對し利益を與ふべきも、昨今の如く(昭和六年)米價が低落して居るときは、寧ろ生産者に對して利益と爲るであらう。而して此改正法は法案提出當初から議論のあつたもので、其二、三を擧ぐれば(一)率勢米價の本體は極めて曖昧である。(二)之を可としても米價の趨勢値は政府案のやうに直線的でなくて曲線的である。(三)根本の日銀物價指數に缺點がある。(四)は最高低の値幅が多い爲め、騰落常なく、此間相場師に乗ぜられ、市價騰貴の場合には消費者は直に不利益を蒙るも、生産者は其割合に利益を受けず、市價低落の場合には之に反すと云ふのであつた。帝國農會の如きは生計費及生産費の調査完了を待つて、根本的改正を加へるがよいと云ふ説であつた。(改正した「米穀統制法」の缺點は既述のやうだ)

生活必需品の價格が著しく動搖することは、常に消費者を苦しむのみでなく、それが我邦の米のやうに、主要農産物であるときは、一般農村にも影響するのであるから、價格の安定は望ましいわけである。小賣商人の如きも亦安定を希望する次第であるが、米穀も亦商品の一種である以上、一般物價の大波動より獨立することはできぬ。隨て獨立せしめれば、そこに非常な無理ができ、生産者が苦しむか、消費者が苦しみ、若し兩者を助ければ、政府即ち一般國民が大負擔をすることゝ爲る。米穀法が最高最低の開きを多くし、時に應じて改訂することにしたのは、大眼目たる價格安定の主義を緩和し、斯様な點を斟酌したのであらうが、高値安値の開きが八圓（低價の五割）もあることは、平常時としては、餘り效がないし、又十二月定めたものを、三月改めるやうでは安定の目的に矛盾することも亦甚しい。殊に率勢米價なるものが、假令曲線にせよ、米價の當然の趨勢であるか疑はしい。それは昭和五年に至る若干年間の國內及國外の經濟事情が繰返されぬ限り正しいとは云へぬ。少くも豊凶に因る變動だけは除去しなくてはならぬと思ふ。又生産費を調査すると云ふが、常に其項目や調査が困難があるのみでなく、地方に依て著しく異なる。最近（五年）帝國農會が各府縣に就て調査した結果を見ても、少ないのは福島、宮城、山梨などの二十一圓餘で、多いのは、東京、大阪、岡山の三十圓餘、長崎の三十二圓二十五錢に及ぶのである。府縣の平均二十六圓四十錢と云ふのであるが、之が果して最低基準として適當であるか、假に此價格以下に爲つた場合、

買上げれば、生産費が二十三圓までの諸縣（十八縣）は相當の利益を受け、其他はトン／＼か、損失を蒙る。要するに漠然平均生産費の如きものを基準とするのが誤りであつて、家計費にも亦同様の缺點がある。況んや政府が任意に價格を決する其の點にも亦弊害が生ずるのである。

要するに市價の公定は幾多の利益があるにしても、其要旨は生活費の引下げである（米穀法は農家を主とするが）。此目的は一般物價政策、交通政策、貿易政策並に賃銀俸給の増加に依て達し得られ、又是等の方法が却て有效であるし、公定には種々の弊害のあることは前記の如くであるから、世界大戰中の如く、物價が異常に暴騰し、賃銀がまた之に伴はぬ場合には、一時的の鎮靜劑として、此方法を用ふること、必ずしも不可なきのみならず、或は必要な場合もあるが、平時の策としては決して之に據るべきものではないと思ふ。煙草の專賣のやうな徵税を目的とするものは、聊か趣を異にするが、是等も亦國民經濟全體を永い目で見るときは、果して有利であるかどうかは不明で、徒に徵税の便を政府に與へるのみではないかと思はれる。殊に大戰中市價公定の爲め國家が産業を管理し、其間労働者は偶然にも、高き賃銀を得たる上、生活費が少かつた爲め、益社會主義的傾向を高めることに爲つた理由もある。社會主義、個人所有權廢止必らずしも理由のないわけではないが、是等の點を考へるときは、市價公定も輕々には實行できぬのである。

東京市の物價統制 東京市では最近（昭和七年の春）小賣商人の救済策として、生活必需品の價格維持を圖る爲め、物價調査

委員會を組織して公正なる價格を決定するか、又は市設市場の指定値段を標準とし、組合の協定に依て販賣させやうと云ふ計畫がある。大正八年には、商工省では、組合に對して價格の協定を爲すを禁止し、今は却て之を獎勵すると云ふ洵に鮮やかな「コントラスト」である。元來組合に對して價格の協定を禁じたのが妥當を缺いたのであるが、今回の獎勵も亦行過ぎたやり方である。是等は從來の如く、單に公設市場の指定價格で間接に統制し、組合の自治に任せれば足りるのである。

之を史に徴するに、我邦に於ては古く文武帝の頃より估價法なる規則を設け、諸物價を公定し、寧樂朝の末より王朝の時代に至ても、亦屢之れを定め、鎌倉時代に入ても屢之を制定し、後宇多天皇、後醍醐天皇時代にも之を定め、徳川時代にも米價を制限し、酒の醸造を禁じたことなどがあつたが（英國では歐洲大戦中、即ち一九一六年の春、小麦や砂糖並に之を運搬する船腹節約の爲め戦前一箇年三千六百萬「バレル」の醸造のあつた麥酒を制限して二千六百萬樽とし、翌年更に其三割を減せしめたことがある）、往時は法令の不備の爲めか其實行完からず、亦多くは薪炭、米麥其他雜物の暴騰を防ぎ、擾亂を防がんとする一時的の權策であつたやうである。外國でも遠く紀元前四百年頃亞典市は穀物の輸出入と賣買を監理し、降て羅馬帝國も紀元三世紀頃に、あらゆる消費貨物の代價や貨銀の最高限度を定め、投機と攪亂とを防いだと云ふことである。重商主義時代にも他の目的から輸入品の市價などを制限したことがあり、佛蘭西では一三〇〇年頃に諸商品の市價を公定し、降て一七九三年にも亦最高代價を定め、以て生活難を緩和せんとしたのである。即ち市價公定は決して近時の産物ではないが、總て一時的の便宜策であつたと思はれる。近時の經濟組織が、往

昔と異なることは固より云ふまでもない、隨て必ずしも往時の事例を引用して證明することはできぬのであるが、歐米でも漸次此制限を撤廢するのを見ても、其一時的の策であること、其裏面には實行上弊害が多く、效の少いことも窺知することができるのである。倫敦「タイムズ」の或記者が嘗て市價公定を評して「之を以て産業的、經濟的若くは社會的苦惱を除かうとするのは、宛も虹を罐詰にせんとする如く困難である」と評したが、之は儘に一面の眞理を示すものである。

第二項 各國の價格統制策

主要商品の價格を統制する目的には大體二種類ある。一つは企業者が其生産物の賣價を統制する營利的のもので、他は國家が公共の利害を目標とし、營利を度外視して賣價を統制する制度である。前者の例は各種のカルテルやトラストであつて、相當の成績を收めてゐることは周知の事實であるが、後者は課税の目的を以てする政府專賣制度に依る場合の外、多くは失敗に終つてゐる。尤も一時的には多少の效果がないわけではないが、其反動が現はれたり、過剰生産を招いたりして、結局當初の目的を達しない場合が多い。

然るに古來各國で屢々主要商品の價格統制を試みるのは如何なる理由に因るかと云ふに、其原因は時代に依り、國情に依つて區々であるが、世界大戦中に起つた價格統制策は主として、日常生活

の必需品である衣食の資料の暴騰を防ぎ、生活難より起るべき攪亂を防ぐ一方に於て、是等の外、戦時用品の供給不足を避ける爲めであつた。従て最高價格を定める外、最低價格をも定めたものが少くない。中には商人の利潤率まで公定した國もあつた。然し多くは失敗に終つたのと、到底煩に耐へぬ爲め、平和克復後は大部分斯様な政策を放棄した。唯バンの價格を公定してゐる二、三の國があるのみである。

然るに大戦後農業國に於て、主要農産物の價格が暴落し、農民即ち國民の大部分の窮狀が甚しくなつた爲め、可成り大規模の統制を試みた國があつたが、多くは一時的の成効に終り、大勢を動かすことはできず、甚しきは棚上貨物を廢棄した國もあつた。例へば「ブラヂル」の珈琲が其一例であつて、我國の滯貨生絲も稍同一轍を踏んでゐる。以下参考の爲め「ハーヴァード」大學の Robert F. Martin が調査した二、三商品の失敗例を叙述する。

(一) 珈琲 は一九二〇年に價格が六割も下落した爲め、「ブラヂル」政府は翌年生産高の大部分を買上げ、其後二、三箇年間に、之を有利に處分し、約四割の利潤を獲た。而して「サン・パウロ」州では、一九二二年に永久的の制度を組織し、同年十一月から國內の各産地より輸出港に至る數量を制限したが、聯邦政府は此方法を諸州に及ぼし、一九二七年までは略圓滑に價格の統制が行はれた。然し之が爲め同國の内外に於て生産能力が増加し、殊に翌年（一九二七年—二八年）は豊作で

あつて、價格の統制が維持できぬ處れがあつて、最初は價格が低落した。然るに續いて凶作の豫想があつた上に、政府が内地に於て莫大の數量（約半額）を保管した爲め、價格も亦恢復した。即ち二倍半の「ストック」となつたが、價格だけは維持することができた。翌年度の不作は果して實現され、「ストック」も減つたが、次で大豊作となり、一般に不安を感ずるに至つた。而して「ストック」は増加し、出荷の制限を行つたにも拘らず、市場不安の爲め、價格は低落した。其後一九三〇年の革命の結果、價格の統制を政治機關の獨占より切離し、各州生産者の代表も加へた爲め、三年には劣等品を破棄することゝし、同年末に約三百萬袋を廢棄したが、三二年には毎月百萬袋以上を燒棄し、一箇年千二百萬袋に及ぶ豫定であつた。同年末の「ストック」は三千八百萬袋であるから、千二百萬袋を差引いても、尚ほ二千六百萬袋残るから、千五百萬袋を輸出する計算で（世界の「ブラヂル」珈琲の需要は年額千六百萬袋である）千百萬袋だけ資金を融通した。之は毎年百五十萬袋宛解除する豫定であつた。

(二) 棉花 一九二九年米國に於て聯邦農務局の設立を見るまでは、埃及政府の外、目立つて棉花の統制を行はなかつたが、價格の騰落がよく生産を制約した。例へば一九二〇年に價格が六割下つた爲め生産高は一割五分減り（一九〇七年以來の最少耕作）其上虫害もあつて不作となり、「ストック」が減つて價格が恢復した。其後二六年には大豊作の爲め「ストック」が増加し、價格が四割も

下つた爲め、二七年には一割五分耕作地が減少し、生産高も減つて價格が上つた。然るに一九二九年の十月米國が過剩棉花の「コントロール」を始めてから、生産制限の宣傳を行つたが、三〇年には餘り效がなかつた。然し同年世界的の低落（四割）と減産獎勵との結果、三一年には耕作面積が減少したが、僅に一割に止まつた。殊に一「エーカー」當りの産出額が増加した爲め、餘り減産の效はなかつた。即ち「ストック」が増加して價格は低落した。そこで一九三一年六月限り安定策を停止した。當時法律に依つて耕地面積の減少を一時強制した例は僅か四州に過ぎなかつた（其後全國的に耕地の減少を行ひ、之に對し補償金を賦與することゝしたが、米棉が之が爲め何程騰貴したかは不明である。恐らく弗の低落や「インフレーション」に因る影響の方が多いであらう）。

(三) 小麥 は生産不足の諸國が、種々の補助や保護を加へたに拘らず、一九二八年までは比較的「ストック」と價格の調和がとれた。然るに同年加奈陀が「プール」を組織し、市場から小麥の一部を收めて貯藏した。米國の農務局も亦一九二九年十月から小麥の保管を行ひ「ストック」は増加したが、此二箇年間は價格の低落が僅少程度に止まつた。然るに一九三〇年には支持された生産があり、「ストック」が有利に處分されない上に、是等の當局者が此政策を持続し得ぬと云ふ疑があつて、價格は低落した。即ち一九二三年—二五年に比し、「ストック」に逆比例して下つたのである。唯米國だけは農務局の政策の爲め稍高かつたが、翌三一年六月安定策を中止した。

(四) 結言 マルチン教授は前記三種の貨物の外、六種（「ゴム」、絹織物、砂糖、茶、錫及鑛油）の統制を説明し、結言として次のやうに述べてゐる。（摘要）

(1) 價格の安定は將來の保證を與へて生産高を増加するからして、一時的の效果以上に統制するには、生産制限に關する價格以外の有效なる手段を要する筈であるが、之は生産や需要の變化に適應すべき伸縮性のものでなくてはならぬが、未だ不幸にしてそれは發見されぬ。

(2) 此問題は國內に於ても亦國際間の如く、政治的實勢に依つて決せられ、經濟問題として離れて來た。

(3) 統制商品は著しく生産高を増加し、消費高が減少した爲め、價格は特別大規模の組織的繰繰に因る外、供給高に逆比例して低落した。

(4) 過去十年間、生産又は商業が、政府の援助又は事實上の關與に依つて統制されたが、一九三一年末には總て中止し、又は非常の難境に陥つてゐる。

(5) 過去の經驗上、現在の農産「ストック」は自然の醉狂に因つて制約されるかも知れぬが、永久的の改善は（假令好景氣となつて消費が増加しても）徐々に高い生産費の生産者が漸減するのを待つ外はあるまい、云々。

教授の擇んだ商品は主として米國に關係のある商品であつて、世界大戰直後の十年間であるから、

其結論が總ての國の總ての時に、其まゝ適用されるものではないが、大體に於て、主要農産物に對する數量や價格の統制が、どの程度まで効果を奏するものを窺知することができると思ふ。殊に我國の二大産物である生絲（と其原料の繭）並に米穀の統制がそれである。生絲が嘗て暴落の際帝蠶會社を設立して價格維持に成功したのは、宛も「ブラチル」の珈琲政策が當初成功したやうに、内外の經濟事情が好況に入る時か、又は大戦後不況時と云ふも、米國の如く比較的好況であつた結果で、政策自體の効果のみではない。或は之が爲め繭と生絲の生産額は殆んど逐年増加の一方を辿り、今日の如き慘落の桶をなしたとも云へる。其後の滯貨絲は全然失敗の歴史であつて、是亦「ブラチル」の政策と軌を一にしてゐることは既述のやうだ。蠶絲統制策も事柄に依り、亦方法如何に依ては、有効であるが、需要者側を考へずに、自分勝手の統制を試みるときは、結局失敗に終るであらう。

最後に米價の統制に就て一言する。我國は大正十年に「米穀法」を制定して米價の統制を試みたが、幾回かの改正も其甲斐なく、僅に高低の値幅を少しく縮小しただけに止まり、一般不況（殊に農村の不況）と、之に伴ふ物價の低落、並に植民地米の侵入には、到底對抗することができなかつた。そこで昭和六年には率勢米價に依る最高最低の價格まで定めたが、之では農村が救はれぬと云ふので「生産費」で最低基準を定めた。つまり所特別會計の赤字が十年間に二億圓に上つたが、そ

れでも農村が救はれぬとあつて、舊法を改めて米穀統制法となし、昭和八年十一月から實施し、同時に収の貯藏を始めることにした。米價は依然生産費を採りながら、實際の數字を離れて二十五圓以上にしやうと云ふのが多數の意見であつた。何の爲めの物價參酌値（元の率勢米價）だか解らない。元來米穀法からして、目的に矛盾があり、其實行方法にも缺點があるから、新法の成否も亦大體解つたものである。さればと云ふて、米穀專賣などは以ての外である。（詳論は昭和十年二月の拙著「商品配給論」の附録二編「米價統制問題」並に「米穀專賣問題」参照）

第三項 暴利の取締

既に述べた企業聯合の取締法や、本節の市價公定策は、孰れも暴利の取締を目的とするもので、即ち性質は一種の暴利取締法（Profiteering Act）であるが、我邦では、單に重要商品の買占、又は賣崩を防ぐことを目的とする規則を「暴利を目的とする賣買の取締に関する件」（大正六年九月一日農務省令第二十號）と稱へて居る。即ち米穀及穀粉類、鐵、石炭、綿絲綿布、紙類、染料、藥品の七種の物品に關し、相場を狂はせて暴利を收むる爲めに買占賣崩を爲し、又は爲さんとするときは、農商務大臣は期間を定めて、其差止を戒告し、且つ必要と認めた場合には、同一物品の賣買に付き、條件を附することができるものとし、此戒告に違反して買占又は賣崩を爲し、又戒告に附した條件に違反した者は、

三箇月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處することとしたのである。仲小路農相が岡半に戒告したのは、まだ世人の記憶に存する所であらう。

我邦では古來米穀其他の商品の買占賣崩を禁止した例は少くないし〔商業賣買〕上卷九一、九二頁參照）外國でも禁じて居る所もある。暴利を收める爲めに斯る手段を採ることが、社會的罪惡であることは、言ふまでもないが、政府や世人の目に著しく映ずる買占賣崩は、現今では、多く取引所のそれであつて、戒告される連中も亦其取引員か、相場師であるが、此の外餘り世人に知れぬ、豪商（殊に政商）などの買占も少くなく、然もそれは戒告も何も受けなかつたやうである。又前記七種の外肥料や、材木などにも買占が行はれたやうであるが、何故是等を品目中に加へなかつたのであるか、聊か了解に苦しむ次第である。兎に角斯る法令の趣旨はよいとしても、其實行に當て注意せぬと、不公平の結果を生ずるのみならず、實際上餘り効がないことに爲るのである。尤も此令の發布其のものが、多少威嚇になる効力がないでもない。併し買占に因る騰貴を抑制しながら、生産者の賣價聯合で、市價を吊上ぐる者を禁止しないのは不條理であるから、此點から見ても、我邦では聯合や合同に對する政策を定め、之に對する法律を制定する必要がある。南亞の如き國すら、一九二〇年、總てに及ぶ徹底的の暴利取締法を發布し、管理局（Board of Control）をして、重要商品並に其原料や機械器具に關し、嚴密なる干渉を加へ得ることにしたのである。

併し商品の賣價にせよ會社又は個人の收益率にせよ、如何なる程度のもものが正當であるか、其標準を決することや又實際の収益を調査することは中々容易でないから、之を知るには煩瑣なる干渉を商工業に加へ、其發達を阻礙する虞がある。隨て斯る政策は固より平時に於て一般的に行ふべきものではないが、唯「トラスト」や「カルテル」に對する弊害防止策は講究しなくてはならぬのである。

【註】南亞の暴利取締法

(一)管理局は官報に公告する商品に關し、次の事項を行ふ權限を有す。

- (a)總ての段階に於て、代價、原價、利益を調査し、且つ當人を出頭させ、必要と認むる陳述を爲さしむることを得。(b)或種類の段階又は總ての段階に於て利益を制限することを得。(c)製造業者、輸入商、若くは卸賣商人は、正當の商人、商人の聯合、若くは消費組合にして、代價支拂の責力を有し、且つ普通卸賣の分量だけ買入れんとするものある時は、持荷ある場合其商賣の習慣上最も有利なる條件にて、之に應ずるを要す。(d)南亞聯邦の食糧供給上必要なる商品の輸出は、當該大臣の承認を経て、之を廢止し又は制限することを得。(e)商品が生産者、製造業者、若くは輸入商より消費者に至る徑路を成るべく直接にし、仲介者成るべく少くすることを命令し得べし。(f)本法施行後現に不當の利益を收めつゝあり、又は從來之を收め、若くは將に收めんとする者あらば、其不服の申立を待つて、之を審査すること、當事者の申立を聽取したる後、(1)或は單に不服の申立を却下し、若くは利益の正當なる旨を宣言し、(2)又は賣主をして、買主に對し、超過利益を返附せしむべし。買主が買入後一箇月以内に不服の申立を爲したる場合にあらざれば、返附命令を發することなきものとす。

(二)管理局は其審査を行ふ場合、當該貨物の生産、製造、取扱、又は分配に關し、技術上又は會計上専門の知識を有する者に依頼し、又は之を傭入るゝことを得。

(三)管理局は此法律の違反者に對して、私的起訴を爲す權利を有する公共團體と認めらる。以上は同法第三節の規定なるが、其五節に依り、南亞の總督は、必要の場合、地方委員を任命し、之に對し、上記の權限を賦與し得べきものと爲せり（此法律の有効期間は一箇年だけで、一九二一年六月三十日限りとして居るが、議會の決議に依り延長することができるものとしてある）。

第五章 商工會議所

第一節 性質、種類及沿革

一、性質及種類 商工會議所は從來商業會議所と稱し、重要都市に於ける商工業者から成立する團體であつて、商工業の改善發達を圖る爲めに設立せらるゝ公けの機關である。其目的は同業組合若しくは實業聯合會と大差はないのであるが、同業組合のやうに、同種類の營業者が共同の利益を圖る爲めに設立したものと異り、又實業聯合會とか商工會とか稱へ、各種の商工業者の組合が専ら自己の利益の擁護を行ふ爲め、任意に設立した、純然たる私設の團體とも異なるのである。言ひ換ゆれば商工會議所法に據り、一定の地區内に於ける有権者が選出した議員（五十名以内）を以て組織せられ、市町村税の例に依り經費を賦課することのできる法人であつて、其設立には商工大臣の認可を要するのである。而して一地區（普通は市である）内に於て選舉權を持つて居る者が三分の二以上同意すれば、認可を出願することができるのであるから、他の三分の一の者が不同意でも、加入を強制せらるゝのである。

商工會議所は商工業に關する通報、仲介、調停、證明、調査、營造物の設置又は管理等を行ふ外、商工業に關する事項には行政官廳に建議することができ、調査の爲め必要があれば、商工業者に對

し資料の提出を求むることができ、其諮問に對して答申し、命令された事項を調査する義務がある。是は法規の命ずる義務であるからして、任意の團體とは此點も異なるのである。

外國の商工會議所を觀ると、大體二種類ある、一つは英米流の任意的私設團體と、他は佛獨式の半官半民のものである。英米の商工會議所は純然たる自治的組合であつて、會費を以て經營し、何等政府の指導や監督を受けず、會員の數にも制限がないのであるが、佛獨の會議所は行政的事務を行はせる爲め、政府の監督が嚴重である。例へば佛蘭西では、我邦の如く其設立には商務大臣の認可を要し、議員は法律に依て小數に限られ、一定地區内の者に制限されて居る。又直接の課税に依て維持され、豫算も亦政府の承認を得なければならぬ。其代り保稅倉庫、取引所、商事裁判所、商業學校、終點役務を監督し、公共的事業の建設を委任され、苟も商工業や海運業に關する事柄は、大小となく之に圖り、是等に關する法令の通過に當ては、其意見を參考に供する習慣である。獨逸の會議所も亦州に依りては、取引所や其他の公設機關を管理し、商事裁判官を推舉し、商業教育の發達を圖り、商業登記を司つて居る。西班牙、和蘭、伊太利其他南米諸共和國も亦大體は佛獨式である。我邦の制度も此種類に屬するのであるが、昭和二年四月の改正法（三年一月實施）は自治的精神を發揚させる爲め、各種の認可制度を廢止した。例へば發起、役員の選任、議員の解任、過怠金賦課の認可、營造物の設立、管理、其他商工業の發達を圖るに必要な施設の認可などであつて、

之が爲め幾分仕事の範圍は擴張されたのであるが、英米のやうな自由はないのであつて、依然行政補助機關の色が濃厚である。此の如き兩種の區別が起つたのは國民性にも因るが、其起源も亦一原因と爲つて居るのである。即ち佛蘭西の會議所は最初（十七世紀）政府の諮問機關として設立せられ、一七〇〇年巴里に設立された中央商業會議所の如きは、六人の官吏と十二人の商人を以て組織したので、一種の官廳の如きものであつた。然るに英米では最初から商工業者の利益代表機關として生れたもので、爾來其方針で經營して來たのである。

商工會議所は國內重要都市に存在するもの、外、屬領地や外國に於て設立せられたものがある。之は歐米諸國も重要通商國に設けて居るのであるが、我邦でも樺太、朝鮮、滿洲、支那、米本國、布哇等に設立せられた日本人の會議所が二十七箇所に及び、此中樺太、朝鮮、滿洲、支那の會議所中には、内地の聯合會へ加入して居るものも少くないのである。併し外國人で横濱とか神戸へ會議所を設けて居ることを聞かぬのである。（嘗て横濱には外國人の Board of Trade はあつたが）。此外國際商業會議所もあるのであるから、國の内外と國際關係とに依て會議所を分けると、次の三種と觀ることが出来る。

一、國內商工會議所 之にも内國人の組織する普通の會議所と、外國人の組織するものとの區別がある。

二、在外商工會議所 之にも屬領地や租借地に在るものと、外國に在るものとの區別がある。

三、國際商業會議所

在外商工會議所にも亦佛獨式の干涉主義を採るものと、英米式の自由主義を採るものとある。前者に在つては、例へば自國人以外の議員と爲ることを制限し、役員の選舉は政府の承認を要し、會頭若くは名譽會頭は領事たること、定款の作成、改廢は政府の同意を要すること、會議所と本國政府との交渉通信は、總て其地駐在の政府代表者の手を経ることなど、種々の統制を加へて居るのである。斯様な形式の著しいのは佛蘭西、露西亞、西班牙、伊太利、希臘などで、殊に本國政府の財政的援助や其他の保護を受ける場合に多いのである。之に反し英米の在外會議所は、矢張總てが自治的の組織である。

二、沿革 歐羅巴に於て商工業者の利害を代表すべき團體の起つたのは中世時代であつたが、現今の意義に於ける商工會議所の嚆矢は、一六五〇年佛國の「マルセーユ」に設立せられた組合である。其後一七〇〇以後各地に會議所の設立を見たが、一七九一年國民議會の爲めに總て解散せられ、一八五一年之を復興し、一八九八年四月に、之に關する新法規を制定したのである。

獨逸では佛蘭西の勢力の下に、一八〇二年以後重要都市に其設立を見、一八四八年勅令に依りて法規を定めて之を奨勵し、其後一八七〇年、一八九七年の法律に依て法人と爲つたのである、獨逸

には此以外に私の商工組合が存立して居ることは我邦と同様である。

英國の會議所中最も古いのは一七七三年に「グラスコー」に設立されたもので、幾何もなく一七八五年に「エデンバラ」に起り、一八二〇年に「マンチェスター」、一八三七年に「ハル」に設立されたのである。倫敦の商工會議所は最も大規模で、會員の數も四千を超えて居るが、法人と爲つたのは一八八一年であつた。是等の會議所は最初は單に或る事業の保護又は發達を圖る目的で設立せられたので、地方的の目的に限られて居つたのであるが、一八六〇年始めて聯合會を開きて、一致の行動を採り、戦前之に屬するものが一一七箇所と爲つたのである。「エデンバラ」の會議所は蘇士運河の計劃や、電信の國營を運動し、穀物條例の廢止を發案し、又「マンチェスター」は之が爲めに奮闘したので有名であつた。在外商工會議所を設けたのも英國が早い、即ち一八七二年に巴里に設立されたのが最初であつて、當時は宛も「コブデン」の自由貿易主義が英國の内外を風靡した時代であつたので、佛蘭西に此主義を宣傳することも、亦此會議所の目的であつた。

我邦に於ける商工會議所 は明治十一年三月東京に設立せられた東京商法會議所が鼻祖であつて、同年九月大阪にも設けられたのである、東京には徳川時代に町會所があつて町内の諸營業者が集會し、營業の便益を圖ると同時に、取締をも行つたのである。明治五年三月之を廢止すると同時に、五月東京警備會所を設立し、専ら道路橋梁修築の事を行つたが、後之を東京會議所と改め、其他の行政事務をも行ふことにしたのであるが（養育院、街燈、商法講習所など）、明治十年一月解散したのである。偶條約改正の問題が起つて、關稅其他の重要事項に關し、商工業者の輿論を造るの必要を感じ、伊藤内務卿や、大隈大藏卿などが、

全國重要都市の實業家に勸奨し、一方勸商局に命じて外國會議所の制度を調査し、參考に供したので、前記兩會議所が設立され、次で明治十二年には横濱、福岡、長崎、熊本、釜山に、翌十三年には徳島、富山、赤間關に、十四年には名古屋、津に設立せられ、岡山、鹿児島、松山なども之に次いで設けられたのである。是等は中央或は地方官廳の諮問に應じ、又は其地方に於ける工業の調査改良を圖つたのであるが、孰れも有志の實業家を以て組織せられた私人の團體であつて、經費も會員の離出や有志の寄附に依つたので、時に官廳から若干の補助を仰いで居つたのである。而して明治十四年農商務省が獨立した際、府縣農商工諮問會規則を定め、府縣に之を設立させたが、從來の商法會議所は此規則に據ることができなかつたので、十六年五月勸業諮問會規則を以て之に代へ、從來の商法會議所を改造して、同業組合や會社の代表者を以て諮問會を組織させたのである。東京商工會は同年十一月二十日に設立させたもので、爾來各地の商法會議所中之に倣ひ、組織を改めて商工會と稱したのもあつたが、依然商法會議所と呼ぶ者が少くなかつたのである。

併し當時は全國一般に不景氣であつたことも原因と爲り、一向見るべき成績が擧げなかつたので、明治二十二年政府は商業會議所條例の草案を作り、十箇所の商工會から委員を選出させ、之を諮問して、翌年九月法律第八十一號を以て商業會議所條例を發布したのである。此條例は從來の規則に比し遙に進歩したもので、始めて法人の資格を認め、其組織權限を定め、選舉權、被選舉權を明定し、經費の徵收、監督法をも定めたのである。是に於てか各地に引續き商業會議所の設立を見、其數五十餘に及んだのであるが、尙ほ不完全な點があつた爲め、二十五年九月全國商業會議所聯合會を京都に於て開催し、政府に其改正を建議したので、政府も歐米の制度を調査し、二十八年三月前記の條例を改正し、更に明治三十五年に至り、各會議所の建議を容れ、三月法律第三十一號を以て商業會議所法を發布したのである。之が最近に至るまで行はれた法律であつて、經費の徵收を國稅滯納處分の例に依らせることにしたのも此時であつた、此規定は會議所の活動を便にすること多大であつたが、日露戰役後全國商業會議所聯合會が三稅廢止（鹽專賣、通行稅、織物稅の廢止）と所得稅と營業稅の改正を迫つた爲め、政友會の忌諱に觸れ、桂内閣は四十二年に之を改正した爲め、一時大打撃を蒙つたのである、併し大正五年四月大隈内閣の時再び復活することにしたのである。

明治三十五年制定の商業會議所法は大正五年と同十四年に一部の改正を加へたのであるが、歐州大戰後面目を新にせる我經濟界の實情に伴はない點が少なくないと云ふので、昭和二年四月四日法律第四十九號を以て、舊法を廢止し、之に代ゆるに商會議所法を以てしたのである。改正の要點は次のやうである。

- (一) 名稱改正のこと。商人のみでなく工業者の自治機關であつて、兩者を包含して居る意味を明にする爲め、名稱を改め「商會議所」としたこと。之は工業俱樂部が有力である爲め、政府が工業に關しては往々俱樂部の意見を偏重する弊があるから、之を防ぐ爲めだと云ふことである。
- (二) 區域を改めたこと。従来は市と市町村、町と町村であつたのを、町だけで獨立の地區とすることができるとにした。
- (三) 重要業種別の代表議員を加へたこと。地方重要業務の利害を代表させる爲め、従來の議員の外業務別の代表議員を加へることにした。如何なる商工業が重要であるかは、定款で定めることに爲つて居る。
- (四) 會社重役の選舉權を廢止したこと。舊法では法人の代表者として選舉權被選舉權がある上に、重役其者にも與へて居たのを改正した。
- (五) 選舉法を改めたこと。普選の趣旨に鑑み、單一選舉制を原則とし、階級選舉制を緩和したこと。
- (六) 特別議員の制度を廢止し、顧問の制度を設けたこと。
- (七) 女子有權者が自ら投票できるやうにしたこと。
- (八) 一定額以上の資本を有する會社は、納税の有無に拘らず、有權者としたこと。
- (九) 商業部と工業部とを設け、各別に調査、發表を行ひ得ること。
- (十) 従來の全國商業聯議所聯合會を公認し、法制上之を認めて日本商會議所と呼ぶことにした。

(十一) 經費及過怠金の賦課に對して異議の申立や行政訴訟を起すことができることにした。

(十二) 書記長を理事と改めたこと。

(十三) 自治の精神を發揚する爲め、(一) 會議所設立發起の認可、(二) 役員選任の認可、(三) 議員解任の認可、(四) 過怠金賦課の認可、(五) 選舉權及被選舉權の防止の認可、(六) 營造物の設立、管理、其他商工業の發達を圖るに必要な施設を爲す事の認可を廢止した。

前記諸項目の中政府が重きを置いたのは(一)時代に適應する爲め會議所の組織、構成を完全公平にしたこと(二)自治主義を加へたことだと云ふことである。

三、我邦内地の商會議所は昭和九年八月一日に於て、次の百箇所ある。

東京、八王子、京都、大阪、堺、横濱、横須賀、神戸、姫路、明石、長崎、佐世保、新潟、長岡、直江津、高田、川越、前橋、高崎、水戸、宇都宮、栃木、津、四日市、宇治山田、名古屋、岡崎、豊橋、知多、一宮、静岡、清水、濱松、沼津、甲府、大津、長濱、岐阜、大垣、長野、上田、松本、仙臺、福島、郡山、青森、盛岡、弘前、山形、鶴岡、酒田、秋田、福井、敦賀、金澤、富山、高岡、鳥取、米子、松江、岡山、倉敷、津山、福山、廣島、小倉、若松、大牟田、飯塚、吳、尾道、下關、宇部、戸畑、和歌山、徳島、高松、松山、高知、八幡、博多、久留米、門司、別府、大分、中津、直方、佐賀、宮崎、熊本、鹿児島、都城、函館、小樽、札幌、旭川、室蘭、釧路、

即ち重要商工業都市には殆んど設立を見ざる者なき有様である。議員數は三十名内外が最も多いが、東京、京都、大阪、横濱、神戸、名古屋は五十名、廣島、博多が四十五名、長崎、新潟、豊橋、仙臺、岡山、小倉、吳、下關、和歌山、八幡、門司、熊本、鹿児島、函館が四十名、高知が四十二名である。

選舉有權者は大阪(六、八五三名)、京都(五、〇九三名)、東京(四、九七八名)、神戸(四、〇八九名)、名古屋(三、七七四名)、廣

鳥(三、五九一名)、が最も多い方で、博多(二、八四六名)、熊本(二、二四六名)、函館(二、〇一〇名)、札幌(一、九六一名)、岡山(一、九二八名)、長崎(一、八八二名)、小樽(一、八七六名)が之に次ぐのである。其他一千名以上は堺、横濱、新潟、宇都宮、豊橋、静岡、濱松、岐阜、仙臺、金澤、小倉、吳、下關、和歌山、八幡、久留米、門司、鹿児島などである。經費(昭和五年度豫算)は一箇年二十萬圓以上に達する東京(三三七、〇〇〇圓)、大阪(二〇三、〇〇〇圓)のやうな大規模のものもあるが、七、八千圓に過ぎない直江津、八王子、酒田、栃木、大津、敦賀のやうな微々たるものもある、是等小會議所の仕事は推して知ることが出来る。

此外植民地や外國に在る日本人の商工會議所がある。是等の中内地の聯合會(現在の日本商工會議所)に加入して居るものもあれば、加入して居らぬものもある、大正十三年末に於て、加盟して居る會議所を挙げると、次のやうである。

大泊、豊原、京城、仁川、大邱、釜山、平壤、元山、大連、安東、鐵嶺、上海、天津、浦鹽。

又加盟して居らぬ會議所は

眞岡、本浦、鎮南浦、奉天、長春、營口、漢口、青島、哈爾濱、桑港、「ロスマンセルス」、「ホノルル」、「ヒロ」(布哇)

で、當時は内地の上田會議所も未だ加入して居らなかつたのである。而して是等の中樞太の如く本法を施行するもの、及朝鮮の如く特別法規に據るもの、外は、在留日本人の任意團體であらうと思ふ。米國にも在外會議所が二十六箇所あり、紐育には歐羅巴や南米諸國の會議所があり、市俄古には「チエッコ」と伊太利、桑港には日本、支那、伊太利及和蘭の會議所があつて、自國の事情を周

知させ、且つ相互の誤解を除くことを勉めて居る。

第二節 機能と組織

一、機能 商工會議所の使命は之を組織する商工業者自身の共同の利益を圖ると同時に、國家の行政事務を助けるのであるが、嘗て述べたやうに、各國の會議所はそれ／＼特色があつて、或は英米の如く主として商工業者の利益を圖るものもあれば、又佛獨の如く政府の行政事務を行ふこと多いものもあつて、獨逸には殆んど行政機關のやうなものもあるのである。我邦の會議所は大體大陸風であるが、今回の改正に依て幾分自由主義の程度を濃くしたのである。

改正商工會議所法第七條乃至第九條に據ると、商工會議所が行ひ得べき、並に行ふべき仕事は、次のやうに分けることができる。

(甲) 自動的機能

- 一、商工業に關する通報、統計
- 二、商工業に關する仲介又は斡旋、調停又は仲裁、證明又は鑑定
- 三、商工業に關する營造物の設置及管理
- 四、其他商工業の改善發達を圖るに必要な事業

五、商工業に關する事項の建議

(乙) 他動的機能

一、行政廳の諮問に對する答申

二、行政官廳の命令に依る調査

試に東京商工會議所の昭和七年度(自七年四月至八年三月)に於ける事業を観ると、(イ)通報は内外國宛共六五〇件(外國宛は六件)、(ロ)仲介又は斡旋が八、〇〇四件、(ハ)證明又は鑑定が一、三五八件であるが、(ニ)調停の如きは、僅々三二件である。(ホ)統計の調査及編纂は商工月報、重要經濟統計月報、國際重要統計月報、東京の物價賃銀調、統計年報、商工調査などで、(ヘ)營造物は會議所の圖書整理、(ト)其他の事業は「メートル」法の宣傳、内外の見本市、博覽會、商工青年修養會、商業學力試驗等である。此他建議、陳情、決議、意見答申等は財界の重要事項に就て行はれ、往日の仕事振に比すれば著しく進歩して居るのである。併し從來直接自己の利害に關係ある事項には躍起と爲つて運動するが、大局より觀て有利な事業には比較的冷淡である弊がある。例へば教育、通商條約、關稅低減、運送、交通の類である。倫敦會議所の定款を観ると、會議所の目的を次の五項目として居るのであつて、我邦の自動的機能と大差はないが、從來より、遂行した仕事を觀ると、多方面に亘り、頗る重要な事業を行つて居るのである。之が原因は會議所自ら商工業の立法行政を考慮

するに熱心である爲め、政府も議會も共に其意見を尊重する爲めであらう。

一、倫敦の商工業及海運業の發達を圖り、並に英帝國の内國商業、植民地貿易及外國貿易の進展を圖ること

二、商工業及海運業に關する統計的其他の情報を蒐集し、且配布すること

三、前二項の利害に影響する立法其他の手段を進捗し、援助し、若くは排撃すること

四、商工業より起る紛争を調停すること

五、商工業の發達上有益なる其他の事業、若くは上記の目的遂行上必要な何等かの事業を行ふこと

二、組織 商工會議所は市なり、町なり、一地區内の商工業其他商行爲を行ふ營業者全部を網羅

し、尙ほ取引所と鑛業權者をも含んで居る。隨て所謂商業や製造業の外、電氣、瓦斯、運送、請負出版、寫眞、印刷、客の來集を目的とする業務、銀行、保險、倉庫、仲立業、代理店なども包含してゐるのである

商工會議所の議員には(甲)被選舉權ある者の中から選舉人が選舉した議員と、(乙)地區内の重要商工業者の代表議員との二種類ある。乙の議員數は原則として議員定數の五分の一であつて、東京市では定數五十名の中十名としてゐる。

選舉權を持つ者は次の資格を備へなければならぬ。

(一)日本臣民であつて(イ)破産者の復権しない者や、(ロ)六年以上の懲役又は禁錮に處せられた者は選舉權がない、(ハ)六年未滿の懲役又は禁錮でも、其執行を終り又は執行を受けないやうにな

るまでの者は、亦資格がない。

(二) 會社は日本の法律に依て設立したもので、資本又は財産出資の半額以上、及議決權の過半數が日本人(又は日本の會社)に屬するもの。

(三) 地區内に引續き二年以上本店、支店其他の營業所を持つこと。

(四) 自己の名を以て商行爲を行ふことを業とする者、取引所又は鑛業權者で、其商工會議所の地區内で營業收益税、取引所營業税又は鑛産税を一年間に一定額以上を納めること、納税金額は次のやうである。

	東京市	大阪市	京都市、横濱市、 神戸市、名古屋市	其他
營業收益税又は鑛産税	一〇〇圓	五〇圓	三〇圓	一五圓
取引所營業税	二、〇〇〇	二、〇〇〇	五〇〇	一〇〇

(五) 會社の資本又は財産出資金額が次の金額以上であれば、前記の納税金額に達しないでも選舉權がある。

(一) 東京市、大阪市(五十萬圓) (二) 京都市、横濱市、神戸市、名古屋市(三十萬圓) (三) 其他(十萬圓)

被選舉權者は前記(一)と(二)の自然人及會社であるが、(一) 禁治産者及準禁治産者、(二) 女子、(三) 三十歳未満の者には之を與へぬのである。

右のやうな規定の結果所謂中小商工業者の大部分は選舉權がないわけになる。殊に東京市の如きは營業收益税を五十圓から百圓に引上げた爲め、現在有權者が五千人に達しないこととなり、小賣商人や小工業者は大部分除外され、其利害を代表する機關を缺くこととなつた。殊に二級選舉を行ふ場合に於ては、其弊が著しいのである。

從來各地に於て同業組合を以て組織せられた實業聯合會や商工會が存在し、常に各同業の利害を研究し、年々全國大會を開催して直接商工業に關係のある問題を提げ、政府に建議したり、陳情して居るのは、畢竟此缺陷を補ふ爲めで、東京、大阪及横濱の團體は社團法人と爲つて居る。即ち自發的に設立した英米式の商工會議所のやうなものである、昭和二年の改正法は(第十二條)、重要商工業者の代表者を加へたのであるが、東京商工會議所の定款(昭和三年四月十八日認可)を見ると重要商工業は銀行、電氣、運輸、金屬機械器具製造、取引所及取引員、織物卸賣、紡績、鑛産、保險、土木建築の十種であつて、小賣商や其他の小營業者は除かれて居るのであるが、各同業組合の代表者を加へるがよいと思ふ、(尤も同業組合の役員で會議所の議員と爲つて居る者はあるが)。

會議所の役員は會頭一人、副會頭一人又は二人であつて、其他は定款に任せてある。會頭は會議所の代表者で所務を總理し、議員總會を招集して其議長と爲る權限がある、副會頭は會頭を補佐し、又は其代理を行ふ者である。此外の役員には例へば常議員(東京は十五人)の如き者がある。役員

の任期は孰れも四年である、役員は普通の会社の重役會議に類するものである。理事は一人で役員と云ふて居らぬが、重要な執行機關であつて、其人を得ると否とは、會議所の機能の發揮上大影響を及ぼすのである。從來我邦は書記長と稱へ、有能の士を獲るに苦んだのであるが、近年は大都市の理事には相當の人を迎へ得るに至つたのである。

會議所の調査審議は各議員分擔するのが普通である。東京では商業、工業、貿易、交通、及理財の五部に分ち、各議員を分屬させて居る。顧問は議員定数の五分の一以内で（東京は十名）、商工業に關する學識、經驗ある者か、又は十年以上議員を勤め、功勞顯著なる者から、總會で選任するのである。

倫敦商工會議所は百二十八人の議員より成る會議が支配するのである。此議員は（一）總會員（四千餘名）が選舉した者、（二）二十一の商業組合の指名した代表者、（三）職務上當然議員と爲る者、即ち倫敦市長、英蘭銀行總裁、倫敦市の國會議員、倫敦商工會議所の前會頭、並に前議長である。

第三節 商工會議所の聯合會

一、日本の聯合會 各地の商工會議所は其地方に於ける商工業の利害を代表すると共に、全國的共通の問題に關しては、一致の行動を採る必要があるからして、自然聯合會を開催して意見を發表

し、政府に對して建議もし運動も起すのであつて、内外共に法規の改廢、租税の改正、若くは外交問題の如きは、多くは此種の團體に依て有效に行はれるのである。我邦の聯合會は法律上認められたものではなく、單に私的の協議會に過ぎなかつたのであるが、明治二十五年九月第一回を京都に開いて以來、定期臨時を合せて數十回の會合を催し、會議所條例の改正を始めとし、諸税法の改正、貨幣制度、貿易産業の振興、運輸交通の發達、商法の改正、日露戰後及歐洲大戰後の經營、國際會議の參加等、商工業及經濟財政事項に關し活動した例は、一々枚舉することができぬ。而して大正十一年から常設事務局を東京會議所に置き、六大都市の會議所を常任委員として、事務を行ふことにしたのである。聯合會の規則は創立當時作成せられ、爾來屢改正されたのであるが、先般の改正法は聯合會の活動を便にし、海外に對し我邦商工業の輿論を有効にする爲め「日本商工會議所」と稱し、之を法人としたのである。是亦會議所總數の三分の二以上の同意を得て、商工大臣の認可を受ける規定であつて、經費の賦課徴收も亦普通の會議所に準ずるのである。而して商工大臣の認可を受ければ、植民地や在外會議所を加入させることができるのであるから、從來の如く是等も加盟させるであらう。

二、外國の聯合會 歐米にも亦會議所の聯合會があつて、全國共通の商工業問題の爲めに活動して居るのである。英國の聯合會（The Association of Chambers of Commerce of the United Kingdom）

は一八六〇年の創設であつて、其事業の一例を示すと、一九一一年には所得税、加奈陀互惠條約、鐵道運賃、英帝國商業會議の開催等を議したのである。米國の聯合會(The Chamber of Commerce of the United States)が正式に組織されたのは一九一二年であつて、それまでは、漠然たる全國商業會議があつたのみである。其目的は内外商業に關する輿論を綜合し、且つ政府に對して之を反影させる爲めである。而して其加入者は約千三百の地方的商業組合、全國的及各州の商工業團體(約五百)、在外會議所の多數である。投票權のあるのは商業組合だけであるが、之に屬する個人や會社も亦準會員として、出版物の配布や他の仕事を依頼することができるのである。米國の聯合會は創立以來殊に外國貿易の方面に努力し、一九一九年十月「アトランチック、シチー」で開催した國際會議の如きも、此會の力に負ふ所が多く、それが翌年の國際商業會議所の先驅と爲つたのである。全米商業會議所の目的は次のやうだ。

- 一、組織員(議員)の共通の目的を達する爲めに協同行爲を行ふこと
- 二、商業慣習及法規の統一と均衡を圖ること
- 三、米國全體の金融、商業、市政、産業的利害に影響する諸問題に關する意見を適當に考慮して之を綜合すること

會議所の議決方法には二種類ある。一つは毎年の總會であつて、之は議決を行ひ、他は議員の一般投票に依るのである。後者の場合には先づ特別委員會若くは常置委員會が、時の問題を研究して原

案を作成し、之を勸告案として提出するのである。時としては其問題に直接關係のある總ての者が豫め會議を開き、利害の相違する點に就て協議した後、之を總會に附議して其承認を求めるときもある。委員會の數は十數種に上り、之を構成する實業家、經濟學者其他の者の數は約三百人に及んでゐるが、創立以來二十年間に全國的經濟政策に關して一般投票を行つた回数に六十回に上つてゐる。全米商工會議所が創立以來、米國の經濟其他政府の政策に如何に貢獻したかを茲に詳述することはできぬが、其主なる項目だけを擧げると、次のやうである。

- (一)聯邦豫算制度の創設 聯邦豫算制度は一九一三年に議決したものであるが、爾來一九二一年まで毎年其採用を懲過し、遂に議會に於て、大體會議所の意見に従ひ、豫算法を制定することとなつた。爾來會議所は豫算に上らない支出を建議することは避けたが、政府の財政的活動を明瞭にすることに盡力した。
- (二)全國的の銀行制度 會議所は創立以來二十年間絶えず米國の銀行制度の改善に努力して來たが、一九一三年一月の第一回總會に於て銀行制度の改造と聯邦準備制度の創設を勸奨した。同年十二月通過した此法案は會議所の修正意見を殆んど全部採用した。其後も種々の修正案を提出し、國法銀行の支店や、聯邦準備局及大藏省と實業界との接觸をも便宜にした。
- (三)租税問題 は主に政治問題であるが、經濟問題としても亦重要であるから、會議所は歳入に支障ない限り、課税の惡影響を防ぐことや、租税行政の改善を圖つたのである。例へば(一)株式資本課税の廢止、(二)會社所得税の低減、(三)贈與税の廢止、(四)勤勞所得税率の低減、(五)國際二重課税の廢除、(六)所得税の四期納附、(七)所得税法の公開規定の廢止、(八)租税裁判所(Board of Tax Appeals)の設立、(九)聯邦財産税の廢止、等々である。其外煩雜なる課税手續の廢止や、國税と州税との調和、

州地方の豫算の改善などにも盡力した。

(四)運輸問題 會議所は鐵道國有又は公營には極力反對し、遂に一九二〇年に「運送法」を制定させ、一九二三、四年國有論が擡頭した時にも、會議所の一般投票で反對して之を抑壓した。海運問題に就ても、亦同様に世界大戦中一時國家が管理したものを私營に移すことに努力し、政府の航路を民有にした。内國航運に就ても亦會議所の意見を用いた場合が多いのである。

(五)關稅問題 に就ては稅率問題に觸れることを避け、課稅の主義と行政問題に限り、關稅改正の惡影響を防ぐことに努力した。一九一三年の第二回一般投票に依り、常設關稅委員會の設置を提案したが、其後も屢次之を繰返し、一九一六年遂に之を創設することゝなつた。伸縮關稅も亦會議所の發案で、一九二二年之を法規に加へた。

(六)水力政策 一九一八年の第二十四回一般投票に依り、水力の監督及發生に關する發案をなし、それが一九二〇年の聯邦水力法となつた。其後全國水力政策の問題を研究する爲め、特別委員會を設け、二箇年に亘つて研究した後、遂に一定の方針を確立することになつた。即ち(一)水力統制權は州政廳に於て掌握すること、(二)水力の發生及分配は私營とすること、(三)聯邦政府は水力の轉送と分配を他の者に委任すること、(四)「マツスル、シヨール」水力工場は、現狀で貸貸し又は賣渡すこと、是等は第五十七回の一般投票で決議したものであつて、最も複雑なる公益企業の問題に關し、聯邦と州とに如何なる方針を採らせるかに就ては、まだ見るべき提案がないのであるが、恐く之に關しても一定の發案をするであらう。

(七)其他の活動 其他農業、保險、工業の關係(勞資問題?)配給、富源などに就ても亦同様の活動を示し、それが動機となつて政府の活動を誘引したり、或は實業界の一般進路を示すことゝなつた。而して是等總てを通じて看取されることは、(一)個人的無統制の行動に代ゆるに綜合的計畫を以てしたこと、(二)當面の經濟問題の解決に對して、實業界の資料を整理、利用したこと、(三)全國的經濟政策の必要に適應するやうな計畫に同意したことである。

以上は全米會議所の平時に於ける活動であるが、世界大戦争に於ても全國の商工資源を動員して、計畫經濟の實行可能を示した。一九三二年十二月には全國經濟會議の設立を議決したのであるが、「バーネス」は寧ろ政府が計畫經濟を行ふより、寧ろ此機關を利用する方が安全だと云ふてゐる。(J. H. Barnes—Government and Business; Harvard Business Review, July 1932.)

第四節 國際商業會議所

一、起源と事業 現在の國際商業會議所(The International Chamber of Commerce)は歐洲大戦後の産物で、即ち一九二〇年六月巴里に於て創立されたものであるが、各國の商工業者の團體を聯合させやうとしたことは一九〇四年からで、自耳義の聯合會が發起し、偶同國「リエージュ」に於て萬國博覽會を開催した爲め、之に關聯して開いたのである。此會合は隔年に催す規約であつて、第二回は一九〇六年に「ミラノ」、一九〇八年には「ブラーグ」、一九一〇年には倫敦、一九一二年には「ボストン」一九一四年には巴里で開催したのであるが、大戦の爲め中絶したのである。併し常設委員會はあつても、常設事務局がなかつた爲め、大會の間には事務を執る者がなく、自然效績も擧らなかつたのである。

其後休戰條約締結後、前記の常設委員は巴里に於て會合し、聯合會の復活若くは改造を議した所が、戦後改造の問題に逢着し、佛、白、伊の三國は其後援を求めたのである。宛も米國は是等諸國の復舊を援助するの意圖があつたからして、米國の商工會議所聯合會は、國內實業家や金融業者の注意を喚起する爲め、白、佛、英、伊の四箇國より實業家及銀行の代表者を招致し、米國の代表者と會合させたのである、之が即ち一九一九年十月の國際商業會議であるが、之が萌芽と爲つて常設の國際商業會議所を設立することに爲つたのである。米國が特に之に力を注ぐのは、同國が國際聯盟に加入して居らぬ爲め、國際經濟問題の論議に疎隔される不利益があるので、其代用機關として利用する爲めだと謂はれて居る。第一回の總會を一九二一年十月倫敦で開催し、第二回を一九二三年三月羅馬で、又第三回を一九二五年六月「ブラッセル」で開き、種々重要な事項を協議して居るのである。例へば國際二重課税問題、外國銀行の制限の排除、船荷證券に關する各國法規の統一、關稅表の名稱、自由區域、經濟及立法上の有益なる情報、商事裁判、歐洲復興計畫、運輸交通に關する事項等である。

元來此聯合會の目的は、各國の商工業者を接近させ、從來の舊式の法規中通商上妨害と爲るものを改正し、商業上の舊習を改め、商工業に必要な情報を蒐集配布し、政府に對して、現制度の改良を促す爲めであつたが、各國の實業家が絶へず接近する結果、相互の誤解を解いて親睦を厚くし、

紛争を未然に防ぐ效果も少くないのである。

二、組織と現状

國際商業會議所には國內機關と、本部の機關と二種類ある。國內委員會 (National Bureau or Committee) は各國の商工業の利害を代表し、本部と國內との聯絡機關と爲るものである。此委員會は國內に於ける重要商工業者を以て委員とし、本部と聯絡する便宜上、仲裁々判委員、財政金融部委員、工業及商業部委員、運輸部委員などに分れて居る。國內委員會が理事 (五大國は三人と代理理事三人、其他は二人) 及代表一人を選出し、此理事會 (Board of Directors) が聯合會の事務を統轄するのである。而して國內委員は別に管理委員 (Administrative Commission) を選出して、之を本部に駐在させ、本國と本部との事務上の聯絡を圖らせるのである。

本部は假に之を巴里に置き、理事會、管理委員會、及事務局の三部から成立する。理事會は七人の執行委員を選出して事務を委託し (英、伊、米、佛、日の五箇國は必ず一人を出す)、理事會の議長は即ち會頭である。理事會は各専門の部會を設けて、調査させるのである。

- (第一) 財政及金融部……(一)國際金融(二)經濟復興(三)二重課税問題の三委員會に分つ。
- (第二) 工業及商業部……(一)稅關會議代表、(二)統計、(三)工業所有權擁護の三委員會に分つ。
- (第三) 運輸部……(一)海上運送、(二)空中運送、(三)鐵道運送、(四)商業用語、(五)船荷證券の五委員會とする。

此外に國際商事仲裁々判所 (Court of International Arbitration) があつて、議長一人、副議長四人の下に、各國の委員が九十九名あり、國際商取引に關する紛争の裁判を、兩國當事者の依頼に依り裁判するのである。事務局は本部の事務を總轄するものである。此外に二年毎の總會と、平常各種の部會が開催せらるゝのである。

國際商業會議所の會員には正會員と准會員とがあつて、正會員は全國的又は地方的の、商工業又は金融に關する公共の團體で、准會員はそれに屬する個人や組合、會社である。

我邦では商業會議所聯合會と日本經濟聯盟とが聯合して國內委員會を組織し、經濟聯盟を代表とした結果、國內委員は六大都市の商業會議所と聯盟の理事三十九名を指命し、正會員は右二團體の外、名古屋、横濱及大阪の三會議所で、准會員は、郵船、商船、正金、住友、日本棉花、王子製紙、三井銀行、三井物産、三井合名、三井礦山、安田銀行、古河銀行、神戸商業大學商業研究所などである。現在正式に國內委員會を組織して加入して居る國々は、我邦を始め、米、英、佛、伊、白、澳、和、西、チ、コ、ス、ロ、ウ、ヴ、ア、キ、ア、丁、匈、瑞典、瑞西、「ルクセンブルグ」、諾、波、佛領印度支那の十八箇國であるが、其他亞爾然丁、希臘、葡萄牙、羅馬尼亞などの十五箇國が國內委員會を組織しやうとして居るのであるから、此會議所は國際經濟上益重要な地位を占めるであらう。唯問題は國際聯盟との關係であつて、兩者相提携し、兩立して進むか、聯盟の發展と共に（殊に米國の加入と共に）國際商業會議所の必要程度が減少するかどうかと云ふ點である。

〔參考〕 商業會議聯合會編纂「日本商業會議所の過去及現在」。同文館、商業大辭典、第一卷七三五—七三九、内池廉吉、「商業會議所」。野田豊「經濟團體」第二章。東京商工會議所「昭和二年度事業成績書」。戸田海市「商業會議所の存立」(國民經濟雜誌 第二卷第一號)。江木定男「在外商業會議所論」(法學志林、第十七卷第八號乃至第十號)。河津通「商業會議所論」(法學新報、第二十六卷第三號)。商工會議所關係法規及定款等。Litman, Essentials of International Trade, pp. 211—224; J. H. Fahay, The International Chamber of Commerce, Annals of the American Academy of Political and Social Science, March 1921, pp. 126—130; Palgrave, Dictionary of Political Economy, Vol. I, pp. 258—260; Pitman's Commercial Encyclopaedia, Vol. I, pp. 317—318.

第七章 商業教育

第一節 商業教育の歴史的特徴

一、歐米の特徴 各國商業教育發達の跡を考察すると、往時は各國共に商人に對する教育を輕視し、商人の學問としては讀・書・算術若くは「三R」(Reading, Writing, and Reckoning)のやうな簡易な智識で足りりとし、商取引の技術や、商業經營の方法は實際の修養に依て習得し得らるゝもの、習得すべきものだと思つて居たのである。又工業も手工業に限られ、運輸交通も發達せず、内外の商業の規模が狭小であつた時代に於ては、斯様な教育で間に合つたのであるが、運輸交通が發達し、

機械の使用が起つて生産の規模が擴張され、金融、保險、保管、鐵道、海運の如き、商品の賣買を補助する種々の事業が發達し、外國貿易は固より内國商業も亦大に面目を改めた近代に於ては、商人に對し進歩した職業教育を施す必要を感ぜざるを得ないのである、即ち各國中等教育は云ふに及ばず、大學程度の教育をも行ふに至つたのである。而して中世伊太利では簿記を中心とし、簡易な商業學や語學を教へたのであるから、單に外國貿易を行はせる爲めにのみ商業教育を施したのではないのであるが、拉丁語や其他語學の習得に力を注いだ所を見ると、矢張外國貿易の便を圖ることが、重要な目的であつたと思ふ。其後重商主義の時代に爲つては、各國貿易を重んじ、之に依て金を蒐集することを重要政策とした爲め、内國商業に對しては特別教育の必要を認めず、唯「ギルド」の徒弟教育位で満足して居たのであるが、外國貿易に關しては其必要を感じて居る者も少くなかつたのである。英國の有名な貿易商であつた「トーマス・マン」(Thomas Mun)が其子に與へた教訓中商人(貿易商)と爲るに必要な資格を十二項示して居るのであるが、之を觀ると、近代の商業學校が教へて居る重要學科目を網羅して居るのである。之は一六六四年であつて重商主義の最盛期と謂はれて居た時代であるから、外國貿易を主としたものではあるが、實際の必要から按出した項目であつて、實用的人物の養成法としては用意周到のものである。今日の學科と異なる所は經濟學とか法律學とか云ふ近世的の項目が缺けて居るだけである、尤も是等も斷片的には學んで置けと云

ふて居るのである。(Thomas Mun—England's Treasure by Foreign Trade, 1664, Ch. 13)

白耳義安都府の有名な高等商業學校(一八五二年創立)の如きも、亦此國の經濟狀態からして、外國貿易を主としたものである。米國の商業教育は國內産業の發達、鐵道其他運輸交通の進歩に伴ふ市場の擴張に促されて起つたもので、其後程度が高められたのも、主として工業の發達に因るのであつた。獨逸の商業教育も亦之に類して居る。

二、我邦の特徴 我邦に於ける明治初年の商業教育は、東京に於ては最初外國式の教育を行ひ、大阪神戸では内國商業に必要な簡易教育を行つたのであつて、必ずしも外國貿易の目的を以て教育したのではなかつたのであるが、英語に重きを置いたり、最初の學校が京濱阪神其他貿易港であり、外國貿易界に於ても人を要することが急であつた爲め、商業教育を受けた者は多く外國貿易、其他外國に關係のある會社か、或は銀行、保險、運輸のやうな補助商業に従事することに爲つたのである。而して明治二十年頃から東京高等商業學校が程度を高め、漸次白耳義式の科目を加へると共に、貿易學校たる色彩が濃厚と爲り、地方の中等學校の教員には高商出身者が重要部分を占めた爲め、全國を通じて、此流義の學校ができたのである。其後明治三十六年頃から私立の大學に商科が設けられ、或は從來の經濟科に商業科目を加味し(慶應の理財科の如し)若くは帝大の法科に商科を置くと云ふ時代と爲り、一方に於て商業研究者中經濟學を専攻する者が現はれ、高等の商業教育

は稍經濟學化した形と爲つたのである、帝大、慶大の經濟學部の商業學科若くは乙部や、東京商大の一部分が其適例である。獨逸や米國の商科大學にも斯様な二種の色彩があつて、純商業を主として居る學校と、經濟科に寄食したやうなものと二種類ある、殊に獨逸が著しいのである。

商業教育は主として商業家（廣義の）を養成するのが目的であつて、其商業家は各國其國に於て現在に於ける商業を営むと共に、近き將來にも適するやうに教育しなければならぬ。其國全般に適する者の外、各地方的にも適することを心掛けねばならぬ。地方的特色は交通の發達、風俗習慣の同化と共に漸次減少するのであるが、山間の都會と、貿易港と、工業地とに依り、又工業地に在つても鑛山地方と製絲地方とでは、自から異なる所がなくてはならぬと思ふ、殊に中等以下の商業教育に於ては此必要があるのである。文部省の「商業學校學科課程」を見ると、凡例第二項に於て

各學校に於ては入學資格、修業年限及土地の情況等を參酌して適當に其の學科課程を定むべしと注意し、更に（一）工業經營に重きを置く場合（二）簿記及計理に重きを置く場合（三）普通學に重きを置く場合の三種に分けて、それ／＼學科目を斟酌し得ることに爲つて居るのである。併し自分の知る限りに於ては、中等程度の商業學校で、斯様な特色を附けたものゝあることを聞かぬのである（固より多少の差異はあるが）。其原因は學校當局者に「イニシエチーフ」が乏しくて、文部省の標準課程に盲従するのと、教員の不足並に經費の不足に因るのであるから、今後は此點を改め、更に

一步を進めて、一學校内に於ても生徒の希望に依り、幾分か是等の特色を持たせる必要があるのである。

擬經濟學的學科と商業的學科の配合如何の問題はどうかと云ふに、中等學校では實用を旨とするからして、純經濟學的科目は少くともよいが、専門程度には之を併課し、大學程度も亦そふである。併し經濟科化することは其本旨に反するから、之を避けなくてはならぬのである。尤も從來の經濟學部に商業科目を加味する方針が悪くて、純商業的教育が良いと云ふのでないのであつて、經濟學を主とする學校は、其目的の學生を養成し、其向の就職をさせるのであるから、之も亦一種有益な學校である。唯商科大學なり、商學部なり、高等商業學校としては、商業本位で進むべきものだと思ふのである。經濟學も新しいが商業學は更に新しい爲め、經濟學の地位が高しとせられ、商業學科を低く見る弊がある、宛も嘗て神學哲學などが重んぜられ、經濟學も哲學中に寄食して居た時代に、經濟學を輕んじたのと同様である。其責任は商學研究者にも在るのであるから、斯學に志す者は、特に別天地を開拓する意氣を以て進まねばならぬ。

從來の沿革上内外共に商業教育が兎角外國貿易を重んじたことは、時勢の要求上當然であつて、今後と雖も此方面の従業者は必要であるが、同時に内國商業に従事する者を養成することを心掛けなくてはならぬ。例へば語學の時間を割いて、卸賣、小賣、其他販賣組織、販賣方法、廣告學等の

研究に費す如くである。之に伴ひ従來の如く終生使用人生活を以て了る者のみでなく、獨立の經營が得る者を養成することも、亦極めて必要であるからして、經營學の研究に重きを置き、且其他の學科でも、其方針で教へてゆくことが肝要である。

〔我邦の沿革〕 日本の商業教育の嚆矢は明治八年森有禮氏の手で東京に設立された商法講習所であつて、極めて簡易なものであつた。其後幾何もなく神戸、三菱、大阪、横濱などが設立した講習所（三菱は商業學校）なども、亦同様乙種級のものであつた。明治十七年に文部省が「商業學校通則」を定めてから、第一種（乙種に當る）と第二種（甲種に當る）の區別ができた。此時代から學科目も整理され、甲種級のものも續々設立されたのである。一方に於て東京商法講習所は漸次程度を高め、明治二十年から高等商業學校と爲り、三十年には専攻部を置くこと云ふ風に爲つたのである。三十五年神戸高商のできるまでは、之が本邦唯一の高等商業學校であつたが、次で三十八年に長崎と山口に、四十三年に小樽にでき、一方に私立の大學も亦商科を設立すると云ふ風で、高等商業教育が發達し、大正九年以後は官立も亦俄に増加し、大學程度のもも現はるゝに至つたのである。大學程度の商業教育の濫觴は東京高等商業學校の専攻部であるが、正式に商科を設けたのは、明治四十三年東京帝大に加へられた法科内の商科であつた。一つ橋が商科大學と爲つたのは大正九年からで、私立大學の昇格も亦多く其頃からである。昭和三年には大學程度が、官立に二つ公立一、私立が七つ、都合十校であるが、近く神戸も昇格するし、其他之に類した經濟學部を加へると、二十餘と爲るわけである。又高等商業學校は官立一二、公立一、私立四合計十七校であるが、其外に専門部の商科が官立一、公立一、私立十六合計十八箇所に上つて居るから、總計三十五校ある、隨て大學と専門學校を合せると五十六校で、一校平均二百人の卒業生と見ても一万人以上と爲る、經濟科を除いても、四十五校の卒業生は九千人内外に上るのである。中等商業學校の数は高等小學卒業後三年（四九校）同 四年（二校）尋常小學卒業後五年（一八九校）である。此中男子の學校が二二九校、女子が一校、又官公立が一五五校、私立が八十五校である。尋常卒業後三年（舊乙種）……四〇校（内男子三九校、女子一校）總計二百八十校で、其卒業生は一四、六二八人（大正十五年十月）であつた。

此外傍系のものには高等小學に於て商業科を設けて居るものが一、三五六校、其卒業生十萬人内外、中學校の四年五年にある商業科（一週二時間）が十三校、青年訓練所の商業科、補習學校、専門學校や商業學校の別科など、種々のものがある。

最近の統計に依ると、商業學校數千六百七十校、學生々徒二十二萬人である。即ち

大學程度 二一校（一萬二千五百人） 専門學校程度 三四校（一萬九千人） 中等程度 三五〇校（二十一萬二千五百人） 補習學校 一、二六〇校（七萬五千人）

第二節 商業教育の程度

一、各種教育の必要 我邦始め二、三外國の制度は既述の如くであつて、概ね小學校の補習教育より中等教育、更に進んで大學程度に至ることは、各國揆を一にして居るのである。併し小學校の強制限が日本や佛蘭西のやうに六箇年であつて、英、米、獨の如く八箇年であつたり、又補習教育を強制したり（獨逸や米國の或州）又は任意としたり、其年限や學科目が區々であり、其他中等學校以上も亦種々の點に於て異つて居るのである。本書は是等と比較論評するの餘裕を持たぬのであるが、我邦に於ける現在の制度に就て考察すると、次のやうな種々の問題がある。

第一に商業教育は如何なる程度を以て適當とするか、換言すれば補習教育で足りるか、中等教育を必要とするか、將亦専門程度がよいか、乃至大學まで進む必要があるかと云ふ問題である。内外共に實業界一般の輿論は中等教育で充分とした時代があり、現今と雖も尙ほ所謂商人階級（小賣商や

問屋連中)は斯様考へて居る者が少くないのみならず、高等小學校か、精々補習教育位で充分であると信じて居る者もあるのである。銀行、保険、鐵道、貿易、工業など近代的事業を営む大會社や、百貨店などでは専門程度位を希望し、大學程度の卒業生も採用はするが、大學程度の如きは内心必ずしも之を必要と感じたわけではなく、唯求職者が多い爲めに採用する者も少くないのである。歐洲大戰前米國「イリノイ」州に於て(「シカゴ」を含む)工業協會が之に關して會員の意見を綜合する質問を發したことがあるが、之に據ると、製造會社は全體大學教育を必要とし、殊に會計や、廣告の方面に於てはそふであつた。併し販賣や、廣告、會計方面でも尙ほ實地の経験を重んじ、事務の方面でも「ハイ、スクール」程度でよいとし、中には小學校で足りると考へて居る者もあつたのである。

凡そ商店、會社の營業の種類は千差萬別であり、規模の大小も亦限りなく、外國に關係のあるものも亦無いのもあり、其關係の深淺もあるのであるし、同一會社でも幹部や、各課長以下の諸社員の仕事は區々であるからして「商業教育はどの程度が適當であるか」と云ふことは、實は適當な問題ではないのである。何となれば營業の性質や規模の如何に依て低い教育で足りるものもあれば、亦高等教育を必要とするものもあるからである。例へば普通の小賣店では補習教育か、乙種商業位でも、亦小學校教育でも、之に加ふるに経験を以てすれば間に合ふであらうが、貿易、銀行、製造、鐵道、保險などの大會社は大學教育を便すると云ふ如くである。尤も一國全體から觀れば、小規模の

ものが多く、又大會社でも地位の低い者を多く要するのであるからして、數から云へば中等以下の教育が必要であるとも云へるのである。然し是等を教育する教員や、是等に影響する學者や新聞記者は高等教育を受けた者から出るのであるから、此點から觀ても商業の高等教育は必要である。

固より高等教育にも缺點はある。例へば徒に氣位のみ高くて事務に不熱心であるとか、雜務を嫌ふとか、不平を起すとかの類であるが、是等は個人的性質にも依るものであり、又漸次減少する傾向があるのであるから、之を以て實業家に適せぬと云ふことはできぬと思ふ。併し斯る缺點のあることは教育者も亦之を認め、之を矯正する心掛をしなくてはならぬ。

次に小學校の義務教育を八箇年に延長するものとせば、其終りの一、二年に實業科を加へるか、現在のまゝとして、補習教育を強制するか、それが一つの問題である。最近尋常小學校を卒業する者は毎年凡そ百三十萬人あるが、此中の二割が中等學校に入り、七十萬人が高等小學に入ると云ふことであれば、義務教育を八年に延すことは賛成であるし、是は教育界の輿論である、とすれば其終りの二、三年に實業科を加へるがよい。又現在のまゝとしても高等小學を普通科と實業科とに分け、實業科の一部で商業學科を現在以上の時間で教へるがよい(現在も少しは教へる所がある)。而して尋常小學校を卒業しただけで實務に従事する者に對しては、少くも二箇年の強制補習教育を施すがよい。是亦適當なる教員を得ること、經費の問題であるが、是等は何とかして工夫し、更に一

歩を進めて、高等小學卒業生にも二箇年、尋常小學校卒業生には四箇年教ゆれば有効である。唯如何なる科目を一週何時間、如何なる方法で教へるか、又之を即時實施するか、それが問題である。

二、中等商業教育 文部省は中等教育調査會を設けて其改善を圖ることを計劃し、全國の商工會議所や農會などに諮問したのであるが、其成案なるものを見ると、現在の中學校を改正して高等小學二年より連絡する三年の中學校と、夜間中學を認むる外、第一部と第二部とを分ち、五年制度に在つては、三學年から農工商科の實科を置くことを本則とするのである(三年制度は最初から之を區別する)、若し此案のやうに實行されるものとする、從來の中等商業學校の外、中學校に併設された實業科ができるわけである。中學卒業生四萬餘人の中約三分の二は上級學校に進まず、其まゝ社會に入ると云ふことであるから、斯様な改正は大體に於て時代の要求に適したものであらうと思ふ。之を専門的の商業學校に比較すると、英語や専門學科が少くて、普通教育が増加することゝ爲る。さすれば専門的の見地より觀れば、最も簡易な商業教育を授けるに過ぎないのであるから、不完全なものではあるが、從來の中學校を出た者に比すれば、優ること萬々である。唯三學年中毎週五時間以内で商業科目を教へるのであるから、其科目の選擇と教授法とが問題である、教員も亦得難い處がある。一部二部に共通の必修科目の外に選擇科目を設け(専門學科も亦此一部である)、學校長が適宜組合せをすることができるのであるが、實行上には困難が少くないと思ふ。

米國の「ハイスクール」中には斯様なものがあり、獨逸にも之に似た制度がないではないが、發達の前後から云ふと、米國などでは専門の學校が後れて設立され、其數も少いのであつて、此種類が却て試験中であるが、日本では逆に行くことに爲つたわけである。

右の改正案に關聯して考へさせることは、現在の商業學校卒業生中にも亦上級學校に進む者と、直に實務に従事する者と二種あつて、多くは其まゝ實業に従事するのであるが、上級學校を望む者が漸次増加するのであるからして、是亦二部に分ける必要はないか。總ての商業學校を二部に分けても、所在地の如何、卒業生の希望如何に依り二部に分け得ることゝしてはどふか、さすれば商業學校を變更して中學校とすることも亦一方法であるが、中學を本體とすると、専門科を本體とするとは自ら趣を異にするのであるから、必ずしも中學校に變更しないでもよいと思ふ。尙ほ現在のまゝとしても、多少選擇科目を設けることは便利ではないか、さすれば幾分前記の目的も達し得ると同時に、外國貿易方面にゆく者と、内國商業に従事する者とを區別することができるのである、其他各科目に就ても改善すべき餘地が少くないと思ふ。(經營學論集第三輯中の拙稿) 一中等商業教育論 参照

三、高等商業教育 には専門程度と大學程度の二種類あるが、此二種類の差異は本質的のものではない。併し専門教育が中學校卒業生を標準として入學させるに反し、大學は高等學校程度を標準とする結果、普通教育が大體二箇年多いのと、年齢がそれだけ多い、それが爲め齊しく商業科目を教

習しても、其結果に於ては幾分か異らざるを得ないのである。殊に高等商業學校では、多く撰擇科目を設けず劃一的に教授し、大學では撰擇科目を置き、分科の主義を實行して居る所が多い爲め、此點に於ても異なるのである。大學程度のものにも、高等學校からの志願者を主とするものと、東京商大や大阪商大のやうに特設の豫科を置くものと、又神戸商大の如く、自然高商卒業生の集るべきものは自から趣を異にし、又商業本位のもの、經濟學本位のものとの色彩のあることは、既述の如くである。高等商業程度では實用を主とし、大學程度では學理に傾く趨勢のあることは事實である。

我邦の實業界に對する人物を供給するに、兩者の中孰れがよいかと云ふことは、宛も中等程度と専門程度との比較のやうに、之を使用する方面に依て異なるのであつて、専門程度で充分であることもあれば、又大學卒業生の方が稍優る場合もあるからして、概論することはできぬと思ふ。併し昔のやうに大學教育は高過ぎるとか、理窟つばい人間ができて、商人に適せぬとか云ふ説は誤つて居る。尤も小規模の小賣營業には大學教育が不必要であり、場合に依りては有害であることはあり得るのである。〔商業教育に關する我邦各方面の要求は、經營學論集第三輯（昭和三年度、經營學會編纂、同文館發行）を参照せられたし。〕

第三節 普通教育と専門教育

一、實業教育 職業教育は各職業を行ふに必要な技術や、此技術を有効にする諸學科を教へるの

が目的である。工業、農業、航海、鐵道、商業等は即ち此種類に屬するのであつて、醫學、法學の如きも廣義の職業教育で、文科も亦其一種と看做すことができるのである。併し文、法、醫の諸學問のやうに古くから發達し、歐米の大學でも其一分科として永い歴史を有し、其學習者の職業は自由職業として區別し、尊敬せられた習慣からして、一般に職業教育と云へば、農工商の如き實業教育を指すのが普通である。

二、専門教育の必要 扱實業家なり自由職業者なり人間である以上、而も社會の一員として相互依存の約束の下に生活すべき者である以上、普通教育を施す必要のあることは云ふまでもない。即ち各國實業教育なり醫法文の諸學問なりを學ぶ前、豫め普通教育を施す所以であつて、尙ほ他の一理由は普通教育なるものは、各専門教育の基礎と爲り、補助と爲り、更に職業に従事した後にも、其効力を増加する利益がある爲めである。併し學資金や家庭の都合や、本人の事情で永く學園に止ることのできない者も少くない爲めに、十七八歳若くはそれ以下で専門教育を了る必要上、普通教育も亦隨て短縮し、或は小學校に止め、或は中學校を以て足れりとするに過ぎないのである。普通教育は斯様に必要であるが、一方専門教育の方面を考へると、教ゆべき學科が少くない上に、學問の進歩と共に益分化し増加するのである。而も人の能力には限りがあるからして、一週間の授業時間も餘り多くすることはできぬ、選擇科目を設けても相當の時間を要するのであるから、普通教育は

或る程度にて満足し、専門教育に力を注がせる方針を採らなくてはならぬのである。高等の工學、醫學の如き學部に於ては、殆んど總ての學科が専門的であつて、所謂自由教育(Liberal education)に屬する學科を見出さぬのは、蓋し之が爲めである。

三、商業教育と自由教育 翻て商業教育に於ては如何なる方針を採るべきかと云ふに、外國でも商業教育が専門に偏する虞があるから、自由教育を重んぜよと云ふ説があり、我邦にも斯様な考を抱いて居る者が少くないのである、中等程度の商業學校に國漢、普通の地理歴史、理科、修身などがあり、其時間も少くないのは、即ち専門教育と同時に普通教育を施す爲めである、尤も程度が進むに隨て自由教育的科目は少く爲つて居るのである。

商業教育のやうな職業教育に於ても、亦普通教育の必要であることは前述の如くである、殊に程度の低い教育に於て、普通教育が充分でない場合に於ては、其必要が多いのである。併し普通教育を重んずる餘り、普通教育に商業學科を加味して足れりとし、甚しきはその方が専門の學校に優つて居ると考へる者があるが(「アッシュレイ」の如く)、之は又他の方面の誤りである。斯様な説の起るのは商業に關する學問の發達が日尙ほ淺く、隨て純粹の商業に親縁のある經營學とか販賣學、廣告學などの研究が不完全である爲め、多くの時間を費す必要がないと考へることや、商人には深い學問は必要でないといふ古い思想に捉はれる爲めである。商業に關する學科中技術に關するものを除けば、經

濟學、法律、歴史の如き社會的學科が少くなく、是等は直接實務には交渉が少く、又簿記、商業算術、商品學のやうな最も實務と親密の關係がある學科で、其教科書や、教授法が不完全であることも亦商業學科が輕視せらるゝ一原因である。商業の成功には經驗を必要とすること、工學醫學の如き教室内の實驗が有効に行はれ難いことも、亦他の理由である。

併し現今の教育は往時のやうな生活上に於ける裝飾的のものであつてはならぬ、殊に商業のやうな職業教育はそふである。内外共に昔は教育事業が僧侶や儒者の手に依りて行はれた爲め、實用的方面の教育が閑却せられ、教育は品性や作法を陶冶するものであると信じ、現今に至つても尙ほ其遺風が存在して居るのである(學問は實は當時に於ける職業教育であつた)、英國の大學が最近まで紳士の養成に重きを置き、實業教育を輕んじたのは此餘弊であるが、現今の如く生存競争の激しい社會に處し、明智ある生活を行はせるには、斯様な舊式の方針にのみ膠著してはならぬのである。米國や獨逸は夙に此點に着眼して科學の研究に重きを置き、實用的教育を施した結果、經濟、文化、政治種々の方面に就て、英國を凌駕するに至つたのである。實に「エリス、バーカー」の言つたやうに、有閑階級の問題や生活法を習得させる紳士的教育は、仕事を好み最高度まで能力を發揮せる者との競争上、到底太力打はできぬのである。(J. Ellis Barker—Economic Statesmanship, Ch. VI.)

我邦の如く一般文化の程度が後れて居た國に在つては、普通教育に力を注ぐことも必要であつた

のであるが、現今では義務教育の実施、中等學校や高等普通教育の發達と共に、一般文化は可成り發達して來たのであるから、此上は獨逸や米國のやうに専門教育に力を盡すべきである。就中實業教育を重んずべき理由は自然の富源に恵まれず、植民地も少く、人口のみ著しく稠密なる我邦の如き國柄に在つては、農、工、商の如き實業に力を注ぐことが最も必要である。最近文部省の中等教育調査委員會が、中學校の上級に實業科を設ける案を立てたのは、想ふに浮浪の徒を減少させ、思想の健全を圖ると云ふやうな目的もあつたのであらうが、實業教育の普及に依て、國富の増進を圖る爲めであることは、云ふまでもないのである。

工學や醫學の如き社會的學科を含むことの少い學問は、或は更に之を加へる必要があるかも知れぬが、商業學科の如くそれに屬するもの、多い學問は、比較的専門學を重んずべきである。但し商業諸學科中歸納的に研究すべきもの、例へば經營學の如きは、獨立してより日尙ほ淺き爲め、不完全な部分も少くない。之が爲めに一般の人々より輕視される傾向があり、經驗のみを重要視することに爲るのであるから、學徒は此點に思を致さなくてはならぬのである。其他簿記や商品學の如く、從來廣く教授されて居る學科でも、其組織や教授法、授業時間等を改正する必要がある。

〔參考〕 佐野善作「商業教育略史」(商學研究第一卷第三號附録)。高等商業教育調査資料(神戸高等商業學校商業研究所)。服部文四郎「商業教育論」(商業教育)商業大辭書I、七四一—七五二。I. S. Lyon, Education for Business; S. W.

Ashley, Commercial Education; Hooper and Graham, Commercial Education At Home and Abroad; A. W. Fish-in, Collegiate Education for Business in Germany(The Journal of Political Economy, Vol. XXXIV, Oct., 1926) (本章は早稻田商學(昭和三年十二月發行)掲載 拙稿「商業教育論」の結論に相當する部分「商業教育の意義及種類」我邦商業教育の沿革と現状」並に「我邦及歐米の商業教育の概況」の三節は 同誌に就て一讀せられたし)。

第三編 對外商業政策

第一章 外國貿易の理論

第一節 外國貿易の範圍

一、外國貿易の意義 外國貿易は既に述べた如く、或る國の商品を他國へ販賣し、又は他國の商品を或國が買入れる取引で、前者は輸出貿易、後者は輸入貿易である。此他通過貿易若くは中繼貿易、加工貿易など色々あるが、孰れも輸入か輸出であつて、唯其目的を異にするだけである。

外國貿易は斯くの如く、外國に對する商品の賣買業であるが、從來英米の經濟學者中には、貿易上の「國」若くは「國民」(Nation)なる語に就て、一種特別の意義を附し、之を普通の「國」即ち政治上の國と區別した者があつた。即ち「ヂェイ、エス、ミル」、「ケァインズ」、「バステイブル」などで、是等の學者は、資本勞力が自由は移動するや否やに依て、内國産業と外國産業とを區別しやうとした者で、内國産業の場合に於ては、自由競争が完全に行はれ、資本勞力が自由に移動し、賃銀、利潤も亦從て平準を得るやうに爲るが、外國産業に就ては、土地遠隔其他の障礙の爲め、是等の生産要素が、有利の方面に向て自由に移動せず、從て甲國で有利に生産せられても、乙國では不利に生

産せらるゝものがあり、又甲國は乙國に比し、あらゆる商品の生産に於て、優て居るやうな場合もできる。併し斯る場合に於ても亦甲乙兩國の貿易は行はれ、且つ双方に利益があると云ふのである。又一方に於て産業の内外の差異は、單に資本勞力の移動が自由であるや否やに存するのみであるから、内國商業を自由にするなら、對外貿易も亦宜しく自由にすべきものである、と云ふ論據にも爲るのである。成程一應尤もではあるが、此説は英米に於ても幾多の反對論があり、又之を以て内外産業を區別する根本理由とは爲し兼ねるのである。何故なれば國內の産業でも、或る程度までは資本勞力の移動が不自由であり、國際間に於ても或る程度までは自由だからである。我邦を始め、伊太利、希臘、愛蘭、波蘭人などが、最近まで續々米國へ移住し。又英、佛、獨、蘭の諸國が各國へ數百億圓を放資し、歐米に在つては、中央銀行の金利政策に依て、正貨を吞吐し得るが如きは、國際間の勞資の移動が比較的自由なる例で、米、露、支那の如き大國に於ては、國內に於ては、是等の移動が比較的不自由な場合が少くない。即ち程度の問題であつて、性質上の差異ではないのである。尤も國內に於ける不自由の程度は、之を國際間に於ける不自由の程度に比すれば、概して少いのであるから、前述の理論が成立たぬと云ふのではないが、之れだけを内外産業の區別の標準とすることは、到底不完全なるを免れぬのである。

然らば政治上の國家と同一視して可なるやと云ふに、國法學又は國際法などでは、政治上の意義に就ても議論がある。併し通説に従ひ「一定の領土を有し、共同政權の下に服従する人の集合體にして、人格を有するもの」と看做し、扱斯る國と國との貿易が外國貿易であるかと云ふと、日本と支那とか、英本國と米國とかの貿易と云ふが如き、明瞭の場合は兎も角、例へば日本の本土と朝鮮、英本國と印度又は加奈陀などの貿易の如く、多少曖昧のものもある、即ち是等の植民地や埃及の如き保護國は、政治上日本帝國若くは英帝國の一部であるから、其點から觀ると内國商業とも云へぬことはないが、前者も亦「國」の一種であるとすれば、是等は外國貿易の一種と爲るのである。事實上殊に經濟上に於ては、印度や埃及の如きは、土地も遠隔であり、人種、風俗、習慣、言語、貨幣、財政なども異なるのであるから、全然別國の如きもので、寧ろ外國と見る方が便利である。又一方に於て政治上獨立した國家でありながら、土地が隣接し、關稅を撤廢して貨物の交易を自由にし、經濟上殆んど一國の如き關稅同盟のやうなものもある。例へば一九〇五年までの瑞典、挪威關稅同盟、大戰前の澳匈關稅同盟（關稅のみではないが）などが、即ち其適例である。されば政治上の國家なる意義も、經濟上に於て使用する場合、完全とは云へぬのである。併し、大體は政治上の國を採り、必ずしも獨立國とせず、植民地でも保護國でも、亦委任統治國でも、之れを國と見れば、大過はなからうと思ふ。此意義に於ける國內に於ては、概して勞資の移動が比較的自由にあり、又經濟上別國の如きものは、政治上に於ても其關係が疎隔する傾があるからである。尤も更

に種々の條件を加へ、經濟上の國とは、一定の領域内に於て、同一政府の支配を受け、同一の貨幣制度、關稅並に財政組織の下に在り、比較的自由なる交易、交通を行ふ民衆の團體なり」と云へば、概ね事實に適合しやうと思ふ。獨逸の「シュモラー」教授が國民經濟の意義を示し「同一人種に屬する人類で、多くは同じ國語を用ゐ、統一的感情及び觀念慣習及び法律規定に依て結合せられ、同時に統一的國民の經濟制度と中央財政とを有し、統一的交通組織と、活潑なる交換交通とに依て結合せらるゝ場合に、始めて之を國民經濟と稱す」としたのは、亦大體前記の如き意味である。唯經濟上の國と政治上の國とを結び附け、殊に「シュモラー」の如く法律的結合、統一的國民を高調し、國家的色彩を濃厚にするときは、自から貿易は國內商業とは獨立のものであると云ふ感を深くし、從て産業保護論と因縁を持つことには爲るのである。

二、植民地貿易 外國貿易を前記のやうに觀れば、九州と本土若くは北海道との間の商業は、固より、内國商業 (Intranational trade; Home trade) であるが、臺灣若くは朝鮮と本國、又は印度と英國、濠洲と印度の貿易の如きは、固より外國貿易と爲るのである。既に述べた如く我邦では、是等の領地と本國との商業を移出入と云ひ、之を輸出入と區別し、臺灣對外國の貿易を總外國貿易表中に加へて居るが、經濟上では之を別國と見ることも、亦便利な場合があらう。併し英國の植民地とは異り、原則として同一關稅領域に包括せられて居るからして、此點から觀ると、準内國商業と看做すこともできるのである。

英國では貿易統計を示すに、諸外國と英領とを區別しては居るが、兎に角植民地貿易も亦準外國貿易と看做して居るし、又印度、加奈陀、其他の英領植民地では、英本國との貿易を諸外國と同列に置いて、特に區別しないやうであるが、假令是等の植民地は貨幣、關稅、財政若くは人種を異にしても、加奈陀や濠洲、南亞若くは新西蘭の如く、英本國の貨物に對して、特に低率の輸入税を賦課し、本國も亦之に對して關稅上の特惠を與へ、所謂互惠關稅政策を採り、或る程度まで商品の交通を自由にして居るのであるからして、母子國間の貿易は、普通の外國貿易とは、自から異ならなくてはならぬわけである。

三、内國取引と外國取引 外國貿易と云へば「或る國と他國との商業」と云ふ、綜合的の觀念を現はすものであるが、其内容は固より個人間の賣買取引である。此外國取引が内地の取引と、如何なる差異があるかと云ふと、大凡次の如くである。

(一) 風俗や言語が異なる爲め、取引上の不便があること。
(二) 多くは、土地が遠隔で、其上風俗、習慣、氣候などが違ふため、輸出先の需要を知ることが困難で、且つ供給上の競争國があるときは、是等の事情をも知らなくてはならぬが、それが容易でなざること。

(三)通信の手段が容易でなく(對手國の言葉を用ゐ、又海外電報を取扱ふなど)其時日も亦費用も多しこと。

(四)荷造上特別の注意を要し、運送や、保險の契約にも特別の智識を要し、是等諸掛の金高も多く、注文より荷受までの時日が多いこと。

(五)少量の仕入又は販賣は、内國取引の場合に較べて、一層不利であること。

(六)從て其經營には巨額の資本を要すること(手数料主義の貿易業者でも、亦相當の資本を持たなくてはならぬ)。

(七)販賣掛、仕入掛、支店事務員などに、専門の教育があり、且つ經驗のある者が必要であること。

(八)度量衡が違ひ、殊に支那や印度のやうに亂雜なものがあり、取引上の不便が多いこと。

(九)貨幣制度が違ひ、爲替相場が時々變動して、往々收支の金額を精確に知ることのできぬ場合がある。殊に貨幣の本位が異なる場合や、戰亂恐慌の場合などには、此弊が著しいのである。

(十)世界的商品の市價は、世界に於ける政治上、經濟上、其他あらゆる原因に因て影響を受け、之を知ることが困難である。

(十一)自國外交の巧拙に因つて損益を蒙る場合が少くない。其商業政策、工業政策、農業政策な

どに因て直に影響を受け、通商條約の改訂、工業所有權條約、關稅條約の締結も亦重要である。支那の不買同盟(Boycott)の如きは、外交上から起つた惡影響の適例である。

(十二)現今のやうに、一般に保護關稅政策や、廉賣防止政策の流行せる時代には、關稅率の變更増加に因て影響を受ける場合が少くない。殊に是等は對手國の政變に依つて變化する場合が珍しくない。例へば米國では「デモクラット」が政權を握れば關稅低減に傾き、之に反して「レバブルカ」に爲れば、關稅増加策を採る類ひである。

(十三)問屋仲立人など仲介商人の手を経る場合が多いこと。

(十四)對外競争の爲め聯合の必要があり、又同業者の數が、内國商業の場合のやうに多くないから、比較的聯合し易い爲め、兎角團結する傾がある。大戰前に於て各國共に殊に此傾向が著しい。即ち外國貿易には種々の困難が伴ふので、小資本の者や無經驗の者は、容易に著手することができぬ爲め、自然是等の條件に耐ゆる少數の大商人が、外國貿易上の利益を壟斷することに爲るのである。而して商人の期する所は、謂ふまでもなく利益を收むることであつて、或る商品を外國から仕入れて、運賃、保險料、荷造費などの諸掛を加へ、爲替相場の變動を計上しても、尙ほ内地の市價より安いと見るときは、之を輸入し、又或る商品を外國へ販賣し、是等の諸掛を差引いても、尙ほ相當の利益があると見た場合には、之を輸出するので、例へば三井物産とか三菱商事、舊鈴木商店、

岩井商店、舊高田商會の如き大商店で、内外の商業を営む者には、國の内外は寧ろ從たる條件である。商人が斯の如き目的で行ふ對外賣買を總稱して、外國貿易と稱ふるに過ぎぬので、此點も貿易論を研究するに當り、念頭に置くべきものである。換言すれば商人が行ふ賣買には國家的觀念は乏しく、普通は四海兄弟的の國際的氣分に依るものであることを注意しなくてはならぬ。(但し商人に國家的觀念が乏しく、又愛國心が無いと云ふのではなからず)。

第二節 比較的生産費の説

一、貿易の目的 凡そ人が種々の貨物を交換するのは、各自の所在地や能力に、最も適するものを造つて剩つたものを交換し、貨物の效用を増加し、比較的少い勞費で、比較的大なる効果を收める爲めである。剩ると云ふのは多くは比較的の意味で、別に商品が棄てるほど剩つて居るわけではないが、更により以上必要なものがある爲め、自己の物を與へて、他人の物に代へる場合が少くない。例へば農家が野菜や米穀やを造り、之が一部を賣る場合には、絶對的に剩つた(自分の消費し切れぬ分量)ものを賣つて、衣服其他に代へるのであるが、中には芋や、麥や、外國米やを喰ひ、自作の内地米を賣つて、生活費を補ふ者もある。殊に一地方若くは一國から觀た場合には、其地方又は國內に剩つて居るわけではないが、更により以上必要なものを獲る爲め、之を販賣する場

合が多い。例へば日本で、生絲や、絹綿の織物や、石炭やが、日本人全體で使用し切れぬほど剩つて居るのではないが、更により以上必要で、且つ缺乏する棉花や、羊毛や、鐵や、機械や肥料やを獲る爲めに、是等を割愛して輸出する如くである。併し孰れにせよ、各地方、各國各適する事業を營み、其生産物を交換するのは、双方に利益があるので、扱てこそ地方分業も亦國際分業も起り、内國商業も外國貿易も行はれるのである。即ち各國貿易を營む目的は各國(一)地質、氣候、水利など、自然的生産條件に差異ある外、(二)技術、資本、勞力など、人爲的生産條件が異なる爲め、各其長所に力を注ぎ、其產出物を交換して利益を收めやうとするのである。例へば我邦は自然的並に人爲的條件が我邦に適する生絲、陶磁器、漆器、茶、石炭などを輸出し、是等の條件が適しない棉花、羊毛、鐵、智利硝石、大豆粕などを輸入して、以て生産力を増加する如くである。

更に一例を擧げて具體的に説明すれば、日本が米國へ生絲を輸出して、棉花を輸入すれば、事實上の輸出入者は異なるが、一國から觀れば、日本は生絲で棉花を買入れたこと、爲るのである。此場合、生絲の値段が横濱本船渡で百斤千六百圓、又棉花が一俵横濱着三百二十圓とすれば、日本は生絲百斤と米棉五俵とを交換したことに爲る。 $(\$320 \times 5 = \$1,600)$ 何故斯く交換するかと云ふと、日本で生絲百斤を造る勞費は、棉花五俵を造る勞費より少い爲めで、一方米國から觀ても、亦生絲百斤を造るより、棉花五俵を造る方が遙に利益な爲めである。「遙に」と云ふのは、米國から觀れば

棉花五俵で生絲百斤を買入れた勘定に爲らぬからである。説明の便宜上假に生絲一俵（百斤）の運賃保険料を五十圓、棉花一俵の運賃保険料を二十圓とすれば、紐育着の生絲は千六百五十圓と爲り、又紐育發の棉花は千五百圓の見積と爲る勘定であるから、米國では棉花五俵半と生絲百斤と交換しても尚ほ有利であるから、斯く賣買したことに爲る。即ち、

$$¥1,600 - (¥20 \times 5) = ¥1,500 \quad (¥1,600 + ¥50) + (¥1,500 \div 5) = 5\frac{1}{2} \text{俵}$$

更に此取引を双方の輸出入商人に有利とし、且つ略一割前後の利益を收むるものと假定し、之れを加除した原價を推測すれば、紐育に於ける生絲の市價は百斤千八百圓内外、又棉花は一俵二百七十圓前後で、横濱の相場は棉花が一俵三百五十圓、生絲百斤が約千四百五十圓位でなければならぬ。即ち貿易國が隔つて居る場合には、兩種の商品共、原價と賣價との間に、可成りの開きがなくては、交易は行はれぬ理屈である。殊に重量容積の割合に値段の安い物は、此差が多いわけである、

右の如き場合、日本に於て、横濱の生絲輸出商への賣渡値段が、百斤に付き千四百五十圓で、製絲家も亦養蠶家も相當の利益があり、又紐育の棉花輸出商への賣渡値段が、一俵に付き二百七十圓（約百三十五弗）で、栽培者も仲次商も普通の利益があるものとすれば（日本の紡績會社が棉花を三百五十圓で買ひ、米國の機業家が生絲を千八百圓（約九百弗）で買入れ、ば（是亦引合ふものと看做す）是等の取引は、双方の國に對し適度の利益を齎すわけであるが、是等を正當價格と觀れば、

それ以下の値段では、孰れかの國に於て、孰れかの者が損失を蒙り、或る程度を降れば、全く輸出入を見合せることに爲るのである。例へば生絲が横濱渡千六百圓の代りに、千五百五十圓に低落したとすれば、輸出商が利益を五十圓減ずるか、製絲家が賣價をそれだけ引下げなくてはならぬ。或は双方で幾分づゝ負擔しなくてはならぬ。更に米國の需要が減じて、横濱渡千四百圓位に爲れば、輸出商の利益を約五分に下げ、七十圓としても、横濱着千三百三十圓で、製絲家が從來百斤百圓の利益を收めて居たものとすれば、二十圓の損失と爲り、賣込を見合せることに爲るわけである（但し市場の形勢と、金繰の都合に依つては、損失を忍びて賣渡すこともあるし、又原料の仕入期節であれば、繭の買價を引下げて、之を養蠶家に轉嫁することもできる）。米國の棉花も亦斯様に或程度以下には引下げ得ぬわけである。尤も日本の生絲が下落する割合と同じ割合で、米國の棉花が低落すれば、兩國の交易上別に變りはなく、依然行はれるわけであるが、兩國に於て一般物價が低落した場合は兎に角、單に生絲のみ、又棉花のみ低落しても、それ等の生産者や商人が損失を招く限り、賣買は行はれぬのである。是亦一國が賣買するのではなく、個人が各別に賣買する爲めである。即ち我邦全體から云へば、生絲の下落に因つて製絲家の蒙る損失を、棉花の下落に因る紡績業者や織物業者の受くる利益に依て、填補し得ても、各業者はそれ／＼補ふことはできぬからである。言ひ換ゆれば一國から觀れば貿易を物々交換と觀ることができるが、輸出入の商人から觀た外國賣買は、

各獨立の營利取引であつて、物と物との交易ではないのである。

此例の始の場合、生絲の運賃保険料を五十圓、又棉花の運賃保険料を百圓と假定したが、假りに是等の諸掛を日本の運送會社や保險會社が收めるものとする、日本の輸出高は、是等の勞務の輸出を加へて、千七百五十圓と爲り、米國の輸出高の千五百圓に較べて二百五十圓だけ多く支拂を受けることに爲る。固より、之は日本の生絲を紐育へ送り、米國の棉花を横濱で受取るものとした場合で、斯る場合若し第三國（例へば英國）の船舶、保險に依つたならば、百五十圓は英國の收入と爲り、日本の實收千六百圓、又米國の實收千五百圓と爲るわけである。此例に依ても、外國貿易上の運賃保険料が、決して輕視することのできないことがわかる。

二、比較的生産費の説、世界各國共に其得意とする事業に力を注ぎ、不得意のものや、全然産出のないものを輸入するのが普通であるが、茲に甲乙二つの國があり、勞資の移動が不自由である場合甲の國は諸種の貨物を生産する條件に關してこの國に優り、生産の勞費が少い場合に於ても、尙ほ交易は双方に有利であるや否やと云ふ問題がある。外國貿易は、甲の國にも亦乙の國にも各長短があり、甲の國は或る商品の生産に就て長所を有し、乙の國に優るも、乙の國も亦甲の國に優るものがあつて、相互に交易を行ふ點に利益があるのであるが、乙の國が總ての點に於て甲の國に劣れるものとせば、一見交易の必要がないやうに思はれる。若し又斯る國が交易を行へば、劣等國が優等

國から、常に損失を受くるかの如く見へるが、それは誤解である、と云ふことを説明したものである。

例へば靴と帽子の製造に於て、甲國は靴は十二人、帽子は八人でできるが、乙國では靴は十五人、帽子は九人かゝるものとし、兩國共に同價格の靴と帽子が造れるものとする、甲國は双方共乙國に優つて居るから、乙國と關係なく、自ら靴と帽子を造ることが利益であるか、又は一種類の商品だけ造つて互に交換するのが利益であるかと云ふと、甲國が靴と帽子とを造れば、二十人かゝるが、若し優つた程度の多い靴だけを造れば、二十四人で二足できるから（乙國も亦劣つた程度の少い帽子の製造だけに従事す）、其一足で乙國の帽子と交換すれば、乙國からは帽子の $\frac{15}{6} = 1\frac{1}{2}$ 箇を得られるわけである。然るに甲國では帽子の一個三分の二は $1\frac{2}{3} \times 8 = 13\frac{1}{3}$ 人に當り、結局 $13\frac{1}{3} - 12 = 1\frac{1}{3}$ 人の利益を得る勘定である。併し斯様に交換すると、乙國は帽子一個三分の二で靴一足を得るので、つまり二十四人で帽子と靴とを造つたことに爲り、少しも利益がないことに爲る。尤も自ら靴と帽子を造るよりも、専門的に帽子一方だけを造れば、熟練や經費節約の結果、生産能率を増加し、例へば九人を要したものが、八人でできること、爲るものとするれば $8 \times \frac{2}{3} = 21\frac{2}{3}$ 人で帽子二個三分の二を造り、從て帽子と靴とを得ること、爲るから $24 - 21\frac{1}{3} = 2\frac{2}{3}$ 人を節約することに爲る、又一方に於て甲國にも専門従事の利益が生じ、例へば十二人のものが十一人の造られるやうに爲れば、 $11 \times 2 = 22$ 人、 $24 - 22 = 2$ 人、 $2 + 1\frac{1}{3} - 3\frac{1}{3}$ 人の利益を收めることに爲る。假りに兩國共に生

産費の節約がないものとしても、甲國は一人三分の一の利益を獨占せず（獨占すれば、乙國は交易の勞を採らぬ）之を乙國に分つやうに爲るから、双方共に利益である。而して此利益の中幾何部分を甲が収め又乙に分つかは、兩國需要の程度や取引事情如何に因るのである。

此説は外國貿易論上有名な比較的生産費の法則（The law of comparative cost）であつて、斯様な理論は始め「リカード」に依て説明せられたのであるが、此法則の名稱を附けたのは「デー、エス、ミル」だと云ふことである。此説は爾來現今に至るまで、英米の經濟學者は概ね信用し、祖述して居つたのであるが、獨佛其他歐羅巴大陸の學者中には、往々「實用のない曖昧の理論」として排斥する者が少くない。併し「バステイブル」の言へるが如く、此説は國際交換を支配すべき重要な條件であらふと思ふ。併し同氏の注意したやうに、此説を承認するには、（一）此場合の交換は代價でなく、犠牲であつて、貿易を物々交換と看做すこと。（二）比較的生産費の相違が國際交換を限はせる條件だと云ふことは、運賃や輸入税のやふな障礙物がないものとし、且つ兩國間の關係に限ること。（三）比較すべき生産費は交換の目的物たる商品の、各の國に於ける生産費であつて、同一商品が交換國に於ける、異なる生産費でないことを前提とせねばならぬ。固より實際上斯る單純な交易に行はれて居らぬのであるが、形式は如何に複雑に爲つても、結局は斯様に見得る場合が尠くないのである。是故に一國は自國に於て生産する方が、却て生産費（犠牲）の少いやうな物品を外

國より輸入し、又A B二種の商品中、Aを造るよりBを造る方が不適當に見へても、自らBを造りAを輸入する場合があるのである。例へば日本の養蠶業は支那より發達して居ても、支那から繭を輸入し、或は我邦より耕作法の劣て居る暹羅や、朝鮮から米を買入れ、又後の例は自國がAの生産に於て秀でて居るよりは、他國が一層秀でて居る場合で、例へば生絲製造に於て、日本が緯絲より經絲の製造に秀でて居ても、伊太利、佛蘭西の優越する程度に及ばないとすれば、主として緯絲を造つて輸出する如くである（此場合經絲を輸入するほどではないが）。但し總ての貿易品が斯様であると云ふのでなく、多くの場合、各國は自國に不適當の商品を輸入し、適する商品を輸出するのである。要するに外國貿易の利益は、各國其長短を補ひ、貨物の利用を増加する點にあるのであるが、概言すれば他國の生産品に對して、比較的強い需要を感じる國、並に價格の割合に分量が、い爲め、荷造費、運賃、保険料など諸掛を多く要する商品を輸出する國ほど、即ち食料品や原料品の生産國ほど、利益が少いわけである。併し自然の天惠餘りあつて此不利益を補ふ場合、若くは自國の船舶が之を輸送する場合には、必ずしも不利益とは爲らぬのである。

米國の「タウシグ」教授なども亦此説の贊同者で「此説は理論上合理的であるばかりでなく、實際の事實に對しても、亦直接應用することができる、……此説を約言すれば、一國は自由競争の場合、資本勞力が最も有効に働く産業に對してのみ、之を投ずる傾向があると云ふことに爲る……」

此理は個人の場合でも常に見る所で、例へば辯護士は書生に比し、記録其他の細事を行ふにも堪能であるが、自分は専ら事件の研究や辯論の任に當り、書生をして雑務に當らせることが、双方に利益があるやうなものである云々」と云ふて居る。つまり個人間の分業の利益と同様だと云ふのである。

第三節 外國貿易の利害

第一項 外國貿易の利益

外國貿易は經濟上種々の利益がある外、政治上、文明上、社會上、各方向に及ぼす影響が少くない。次に之を列舉しやう。

(甲) 經濟上の利益

一、効用の増加 各國風土を異にし、或は技術の相違があつて、全然自國で生産することのできないもので、而も需要のあるものがある、然るに外國貿易が行はれる爲め、是等の貨物を輸入することができる。従て産出國に於けるより其貨物の價值を増加させ得るのである。例へば我邦が智利硝石、珈琲、護謨、金剛石などを輸入する類である。此外多少自國に産出し。又は自國で製造し得ても、自然的又は人爲的の生産條件が比較的利益でない貨物、即ち氣候、風土、地質が適しないか、

又は技能、資本、勞力の程度に相應しない貨物を輸入し、是等の生産條件に適する貨物を生産して交易する場合がある。貿易品の大部分は想ふに此の種の貨物で、是等の商品の交易が、亦外國貿易の主たる目的である。例へば我邦が棉花、鐵、羊毛、生ゴム、豆類、豆糟、機械、毛織物、砂糖などを輸入し、生絲、綿織物、絹織物、莫大小、石炭、木材、陶磁器、漆器、銅等を輸出する如くである。鐵や「アルミニウム」の如き礦物で、自然の存在量の乏しいものを輸入することは當然であるが、棉花、羊毛、豆の如き農産物は、不利を忍んで作れば、相當の分量を作り得ぬことはないが犠牲を支拂ふだけの價值を生ぜぬ爲めに、大部分を輸入に待つことにしたのである。つまり、是等の産物の栽培に力を注ぐより、米麥や桑園やに努力する方が、我邦に有利だからである。

斯くて各國は各其長所に力を注ぐ結果として、(一)資本勞力の效驗を増加し、(二)生産の規模を大にして報酬遞増の法則に適合させ、(三)其他熟練、發明など分業の效を收めさせ、(四)隨て生産條件の劣つた國も、亦其中での有利な事業に力を注ぎ、其生産物を優等國に輸出することができ、優等國は是等の生産物を利用し、専ら自國の最も得意とする事業の發達を圖ることができるのである。

然るに各國の貿易表を観ると、或は自國に適しない貨物の生産を奨励し、或は同一種類の貨物を、輸出すると同時に輸入することがあつて、此原則に背くやうな場合が少くない。今其理由を擧げて見ると、次のやうである。

(一)或國に於て現在生産の諸條件には適しないが、外國品の輸入防遏策や、補助金の交付、其他の手段に依て之を保護すれば、將來發達の見込のある事業は、之を保護する場合があること、或は總て外國品の競争に耐へない商品を保護すべしとする者があること。

(二)兵器彈藥、船艦、飛行機の如き軍事上必要のあるものは、生産費の多少に關せず、之が製作を保護する場合があること。

(三)食料品や重要原料品などは、之を國內に於て確保することが、一朝有事の場合に必要なこと云ふので、特に其生産を保護すること。

(四)國際貸借を改善して、爲替相場の恢復を圖り、或は貨幣制度を維持する目的で輸出を奨勵し、輸入を制限する場合があること。

(五)重要食料品の市價の維持又は其反對に騰貴を防ぐ爲めに、輸出入を制限する場合がある。例へば我邦の米穀法に依る制限や、支那の米穀の輸出禁止の如くである。

(六)労働者保護の方面より、職業増加若くは失業防止の爲め、國內産業の保護を説く者あること。

(七)國際間でも資本勞力の移動が自由なことがあつて、必ずしも比較的生産費の説の行はれ難い場合のあること。

(八)同一種類の貨物が一國の輸出入表に現はるゝことは珍しくない、が全く同一物が國內を通過

する場合の外、多くは品等に差異あるものである。例へば我邦の貿易表中に於て、米、砂糖、綿織物、石炭、玩具などは、輸出入表の双方に現はれて居るのであるが。米は英國や、布哇、米國、加奈陀などへ内地米を輸出し、暹羅、緬甸、古趾支那などから劣等米を輸入するので、品種が違ふ。又砂糖も原料糖を輸入して、精製糖を輸出し、綿織物は英國邊から優等品を輸入して、金巾等を支那、印度などへ輸出するのである。玩具も輸入品は獨逸品で、和製品の輸出先は重に米國邊である。鯉の罐詰などは輸入もし、又輸出もするが、品質が異なるのである。但し甲國より安く仕入れて乙國へ高く賣り、又安い時期に仕入れて、高い時期に賣捌くやうな、純粹の國際商賣を行ふ場合もないではない。例へば我邦が石炭を關東州、支那、米國等より輸入し、一方支那、香港、海峽植民地、比律賓、印度、米國などへ賣捌く類ひである。汽船の賣買なども亦同様で、是等は必ずしも品種の差異から輸出入をするのではないのである。金銀の輸出入なども、亦高い國又は自國で安い時期に輸出し、安い國から又は自國で高い時期に輸入する一例である。併し是等の現象があつたからと云ふて、外國貿易が國際間の長短を補ひ、貨物の效用を増加させると云ふ法則を破るわけでない。

〔註〕 世界の再輸出貿易 從來英、獨、和、白の諸國は原産國又は最終の消費國と、直接の取引をする便宜を持つて居らぬ國々の爲めに、分配機關として働いたので、倫敦、安都府、漢堡、「ハーゲル」、「ロッテルダム」の如きは、世界的仲買貿易地として有名と爲つたのである。其中でも英國は最も多額の取次を行ふのであるが、英國が斯様に爲つた原因は、(一)自由貿易主義、(二)海運及び保險に於ける優越の地位、(三)倫敦が世界の金融中心地で、外國爲替手形の賣却に便利であること、などである。

九一三年に英國が再輸出の爲に買入れた商品は十億圓以上で、其半額は英國の植民地から來たのであるが、歐洲から買入れた金高だけでも約二億圓に上つて居る。英國以外の生産品で歐洲諸國へ再賣した金高が約六億圓である。

二、物價の調節 外國貿易は貨物の過不足を補ふ結果、自から物價を調節させる傾きがある。或國に於ては時として農産物が豊作で、米穀や棉花が堆積し、或は綿絲、織物などの製造品が生産過剰となり、市價の暴落を來すことがある。其一方に農作物が不足で暴騰し、或種の製造品に對する需要が増加して市價の騰貴を生ずる場合がある。殊に食料品や原料品の如き、自然に左右せらるゝ貨物に於て、此傾向が著しいのである。斯る場合に於て是等の過剰品を輸出して、國內の市價を維持すると同時に、其貨物の效用を増加し、或は不足品を輸入して國內の需要を充し、其市價の暴騰を防ぐことのできるのは、即ち外國貿易の利益の一である。貿易商人の期する所は、固より各自の利益を圖る爲めであるが、之が自然、斯る作用を生ずるのである。而して暴騰暴落を防ぐ外、或る商品の甲地と乙地との市價に、運賃其他の諸掛以上の開きがある場合、之を減少させ、市價を接近させることも、亦貿易商の齎らす利益である。固より各國關稅の如き障壁を設けて居る爲め、此作用が充分行はれない場合も少くないが、原料品や食料品は、多くの國が無稅、又は輕稅として居るから、比較的斯る作用が行はれ易いのである。

三、生産費の減少 外國貿易は貨銀の騰貴を防いで、貨物の生産費を減少させる働きがある。一

國の領域が狭小で、人口の多い國では、食料品が漸次缺乏を來すのは自然の勢であるが、漸る場合外國から小麥や米や肉類やを輸入して、以て市價の騰貴を防ぐときは、貨銀も自然騰貴を抑制せらるゝことに爲り、生産費を少くする利益がある。貨銀の騰貴を抑制すると云へば、一見労働者に不利益を與へるやうであるが、食料品は労働者の生活費の中の大部分(普通五六割位)を占めるものであるのに、食料品の代價の騰貴する場合に於て、貨銀は其割合に増加しないし、又増加しても、後れるものであるから、貨銀は増加せぬでも、食料品の低廉の方が、生活が安易である。従て食料品の騰貴を防ぐことは、必ずしも企業家の利益のみには止まらないのである。英國は食料品の大部分を海外に仰ぐにも拘らず、其市價高からず、従て輸出品の生産費を抑制することのできるのは、常に其の方面に便なる政策を採つて居るからである。

併し一國から輸出する貨物の、海外に於ける需要が俄に増加して、其市價が騰貴すれば、輸出品の製造に従事する労働者の收入(即ち貨銀)が高まり、漸次一般労働者の賃銀にも及び、消費者側は物價騰貴の爲め、不利益を蒙る場合もあるのである。歐洲大戰中からの我邦や、米國、加奈陀などは其適例である。

四、産業の擴張 製造業者が製品の販路を海外まで擴張することができれば、生産高を増加し生産の規模を擴張し、隨て資本勞力の効果を増進する一方に、其使用する原料や機械まで、外國から

輸入することができる爲め、一國の領域が狭くして、需要の數量に限があり、又原料も少い國や、技術が後れて機械の製造が不完全なる國でも、尙ほ製造業を營み、或は之を國是として、相當の利益を收めることができる。我邦の生絲、絹織物の如きは、生産高増加の例證で、綿絲、綿織物、毛織物、麻真田の如きは、原料や機械まで他國に仰いで成功せる、他の適例である。英國の諸工業、就中鐵及び其製品や機械など、國內に其原料の多いものを除いた製造業（綿絲、綿織物、毛絲、毛織物、ゴム製品など）も亦同様の例である、伊太利の如きも、國內に産出する野菜、果實、油、硫黃、大理石の如きもの、輸出を主としないで、石炭、鐵、銅、棉花、羊毛の如き、殆んど輸入品のみもの、に依て大工業を營んで居るのである。而して穀類、纖維類、肉類のやうな農産物も、一國の需要だけであれば、収益が少く、規模も亦擴張することができぬが、廣く世界各國に販賣すること、米國の棉花、煙草、小麥の如く、又濠洲の羊毛、肉類の如くであれば、生産も亦自然有利と爲ること、は明かである、但し外國輸入の製造品や農産品がある爲め、國內に起り得べき、或は維持擴張し得べき製造業の勃興を妨げ、又は漸次農業の衰頹を來すやうな弊害がないではない。

五、人口の増加 が食物の増加より速かなるは、「マルサス」が巧に道破した所であるが、若し或國の人口が過剰と爲れば、新「マルサス」主義の如き消極策の外、海外の移住に依て之を調和するか或は領土擴張の機會を捉へる外はないが、現今に於ては領土擴張は殆んど望み難く、又移住も容易

でない（と云ふて我邦の如きは、人種的僻見を排し、出來得るだけ有利の移住地を求めねばならぬが）又未開地の開墾は結構であるが、之にも限度があるから、此の如き國は工業を發達させ、貿易を盛んにし、且つ海運を奨勵して、是等の収益を以て食料品や、原料品を購入する方針を採らなくてはならぬ、英國は從來此主義を採つたのであるが、我邦も亦大體斯様な政策を採る外はないと思ふ。

(乙)政治上、文化上に及ぼす利益

一、國際間の平和 國際間の貿易が益親密と爲り、各國互に重なる生産物の供給國又は需要國と爲り、相互に倚屬することが密接と爲るときは、是等の國々は些細の争から干戈を動かすことのないやうに爲る。即ち國家有機體から、漸次世界有機體に進みつゝあるのである。殊に國際主義的の氣分は大戦後一層濃厚に爲つて來たのであるから、益戦争の機會を少くさせやうかと思はれる。例へば英米の關係、日米若くは日支の經濟關係の如くである。加之往時の如く專制君主が獨斷的に戦争を行つた時代と異り、現今は多く立憲又は共和制度であつて、國民の意思に依て宣戰媾和を定めると云ふ、所謂民本主義に傾いて來たのであるから、軍備の縮少が完全に行はれぬにしても、戦争を起す度合は、以前より減少しやうと思ふ。孰れにせよ貿易が平和を維持することに與つて力のあ

ることは事實である。

併し今次の歐洲の大戦が經濟的衝突に起因したことを考へ、又大戦前獨逸が聯合國側の諸國、就

中英、佛、米の諸國と、貿易上頗る密接の關係があつたにも拘らず、是等の事情に超然として、開戦したことは、貿易關係が國際連鎖として、必ずしも頼むに足らないことを認めずには居られぬのである。日支の紛争や、經濟封鎖無視論が之を證明する。

〔註〕 獨逸の大戦前の貿易關係を觀るに、米國よりの輸入（一九一三年）八億一千四百萬圓、同國への輸出三億四千萬圓、英國よりの輸入四億一千七百萬圓、同國への輸出六億八千五百萬圓。又佛蘭西より輸入二億七千八百萬圓、同國への輸出三億七千六百萬圓、露西亞よりの輸入六億八千萬圓、同國への輸出四億二千八百萬圓であつた。殊に米國からは小麥（輸入總額の）四割、銑鐵の六割、銅の八割八分、「ニツケル」の六割五分、棉花の七割五分、鑛油の五割七分も供給を仰いで居たのであるから、其杜絶が如何に獨逸を苦しめたか分る。

我邦の出商業 我邦では外國間の仲繼貿易を「第三國間の貿易」又は「出商業」と云ひ、商工省の調査に依ると、昭和三年は次のやうであつて、昭和二年に比べると、二千七百三十萬圓、即ち三分六厘の減少である。

（甲）外國間の取引……三億二千三十萬圓（乙）當該外國各地間の取引……三億九千四百五十萬圓（乙は例へば上海と大連との取引の類である）。

右の減退は（一）歐洲行米棉及印度棉の減少、（二）竝に支那から歐洲へ輸出する大豆油及雜油の減少に因る。取引品目は前年度と變化なく、取引總額百萬圓以上のもは、二十五種であつて、其増減は次のやうである。

（甲）増加したもの 綿絲を筆頭とし、綿布、大豆、小麥、石炭、麥粉、鮭罐詰、雜穀類、大豆粕、機械、セメント、石油などである。

（乙）減少したもの 棉花、砂糖、護謨、麻布、麻袋、大豆油、金物、生絲、米、麻、雜油、藥品、木材の十三種である。更に取引地方を見ると

（甲）増加したもの（一）支那各地間、（二）歐洲各地間、（三）勸察加對外國間

（乙）減少したもの（一）支那對外國間（二）北米及南米對外國間（三）南洋對外國間（四）南洋各地間

二、文化の普及 外國貿易は運輸交通の發達に伴ふて増進するものであるが、一方に於て貨物輸出入の必要は、自から交通の便を開かせ、斯くて人と物との往來は、機械、工藝、輸送機關、學術、宗教、思想などあらゆる文物を、文明國から未開國へ傳へる機會を與へることに爲るから、文化を普及させる功益も亦少くないのである。歴史上文化の推移を尋ねると、外國貿易が先づ起り、文化は之に伴つて傳播した例が少なくないのである。我邦や支那が、歐羅巴諸國の貿易慾に依て開發せられたことを考へれば、思半に過るであらう。

第二項 外國貿易の弊害

外國貿易が經濟上や政治、文化の方面に種々の利益のあることは前記のやうであるが、外國貿易にも亦次のやうな弊害がある。併し利益も亦弊害も、一國の經濟狀態に依つて其程度を異にし、例へば國際分業の利益の如きも、米國や支那のやうに、あらゆる自然産物を豊富に持つて居る國と、日英、白、伊のやうな天恵の貧弱な國とは重要な度合が異なるやうに、弊害も亦國に依て異なるのである。例へば愛蘭のやうな地方から、小麥其他の食料品の輸出が激増すれば、其市價を高め勞働者其他の消費者を苦しめるが、米國や露西亞の如き大國では、多少食料品の輸出が増加したからと云ふて、斯る弊害を生ずる虞がないのみならず、豊富な産出額の一部を輸出するから却て利益である。

(甲) 經濟上の弊害

一、農工業の衰頹 一國が外國の貨物を自由に輸入するときは、生産條件の有利な國の農工業の産物は、競て國內に流入し、遂に一部の農業又は工業を衰滅させることに爲る。「外國品に壓倒されるやうな内國品は、元來其國が其商品の生産に適しないわけであれば、宜しく是等を抛棄し、更に有利な事業を求めて従事するがよい、是が即ち國際分業の利益である」と云ふのは、自由貿易論者の説く所であるが、農産物中には國民の自衛上、生活上、若くは社會上、之を保護すべきものがあり、又現在幼稚な工業でも、將來發達の見込のあるもの、中重要なものは、一時多少の犠牲を拂つても發達させるがよいし、又外國の生産條件が必ずしも自國に優つてゐないのに、廉賣カレンシヤの如き手段に依つて、内國品を壓倒する場合もあるから、斯る場合には相當の政策を採る必要があらう。

(尤も此問題は貿易政策上最も議論の多い所であるから、下卷に於て詳論する)。

二、貿易品の損益 外國貿易に於ては、普通輸出を奨励する傾があつて、之れも亦理由のあることであるが、貨物を生産する目的が消費に在ると同様、輸出の目的は、之に依つて外國品を購入するに在る。即ち輸入が目的であるから、輸出入の孰れが超過しても、世間の考へるほどの問題ではないのである。唯輸出を重んずる餘り、國內に於て缺くべからざる貨物を輸出し、其の不足を來して、市價の暴騰を招き、一般生活費を増加する一方、正貨の流入が一層物價を高めるのは缺點であ

る。例へば我邦が米や石炭や材木を輸出して其市價の騰貴を生じた如くである。殊に農産物の如く報酬遞減の法則に従ふもので、而も米の如く日用の主要食料品である場合に於ては、斯る影響が著しいのである。尤も是等を輸出して、より以上有利の商品を輸入することができ、又農産品などが騰貴して消費者を害しても、消費者の不利益は生産者の利益であるから、一國全體より觀れば損益相償ふことゝ爲る場合があるかも知れぬが、兎に角、前述の如き弊害のあることだけは事實である。

又一般に輸入の増加を恐れる傾向がある。是亦理由がないではないが、恐るべきは其金高の増加より、寧ろ輸入品の種類に在るのである。例へば精巧な機械を輸入し(是も生産能力に不相當の分量を買入れるのは無益であるが)棉花や鐵の如き原料品を買入れ、之れに加工して輸出する場合の輸入増加は、一時入超と爲つても思ふるに足らぬのであるが、高價な自動車や、贅澤な酒や、織物やを輸入するのは、個人の場合と同様、不經濟と爲るのである。然るに個人の場合の如く、一國が正貨増加し、物價騰貴し、好景氣に酔ふ場合、竝に其酔の醒めかゝつた場合に於ては、斯る種類の輸入も亦増加する傾きがあるから、是も亦貿易の弊害の一と看做さねばならぬ。

三、物價の騰落 貿易の差額のみが、國際貸借を決する唯一の原因ではないが、多くの國に於ては、少くも主要原因と爲つて居るのであるから、其差は正貨の流出入を生じ、流出の場合には一般物價を下落させ、流入の場合には物價を騰貴させることに爲る。元來世界の物價は近年(大戰前)金

の産出増加、信用證券の流通、關稅増率、労働者や資本家の聯合などの爲め、大體騰貴の傾向と爲つて居たのであるから、平常の場合正貨の流出に因る弊害は著しくないが、流入の場合の騰貴は著しく、殊に我邦の如き經濟發達の程度が低く、物資の少い國に於てそうである。物價の騰貴必ずしも弊害のみではないが、急激の騰貴が、經濟上、社會上各方面に悪影響を及ぼすことは明かである。又入超の爲めの物價や爲替の異常の下落も之に劣らぬ弊害である。

四、市價變動の頻數 外國貿易は貨物の過不足を補つて、物價調節の作用を爲し、又獨占的市價の維持を困難ならしむるなど、物價に對する良結果を生ずると同時に、市價變動の機會を多くし、且つ激變させる虞がある。例へば我邦に於ける輸出入の太宗たる、綿絲や生絲の市價の如きは、國內の需要供給に因て左右せらるゝ程度は少く、海外各地に於ける種々の原因、例へば綿絲は原棉の豊凶、綿絲生産國の供給力、銀塊相場、支那、印度、香港などの需要高等に因て變動し、生絲は大需要國たる米國農産の豊凶、其他經濟界の變動、大統領の選舉、支那絲の産出、銀塊相場、佛伊の市況などに因て著しく左右せらるゝ類である。其の他戰亂や、恐慌や、政變や、「ストライキ」などに因つても、亦大影響を受けることは人の知る所である。是故に製造品の賣價を定める場合、如何に精密なる原價計算などを試みても、市價激變の爲め、殆んど之を徒勞に屬せしむる場合も少くないのである。國內商品に於ても市價の變動は免れぬので、就中農産物の豊凶の如きは、直に市價を

左右し、其程度も亦少くないのであるが、斯る場合に於ても、大體は其原因から、騰落の方向を豫知することができるが、外國貿易品は不測の原因から變動を生ずるので、之に應じてゆくことは中々困難の仕事である。

五、聯合の弊 外國貿易上には、前記の如く市場不明の缺點があり、又固定資本の額が益増加する爲め、往々過剰生産に陥り、其悲境を脱する爲め、生産者は生産制限や、賣價協定を行ふので、之が爲め自然獨占的市價を作りて消費者を苦しめる場合が珍しくない。輸出促進策としての聯合又は合同、若くは廉賣にも亦弊害あるを免れぬのである。

(乙)政治上並に社會上の弊害

一、他國への從屬 一國が外國貿易に依り、食料品や原料品の大部分の供給を海外に仰ぎ、而も主として一、二の國より輸入せられ、或は主要産物の販賣先を一、二の國に限るときは、自然外交上制肘せらるゝ缺點がある。我邦輸入品中の棉花、羊毛、石油、鐵の如きは、即ち前者の例で、我邦に於て消費する棉花の殆んど全部は輸入品であるが、大部分は印度棉と米棉で（各四割五分内外）其他は支那棉、埃及棉の順序である。又輸出品の中生絲の大部分（九割以上）は米國を得意先とし、而も生絲の商況は全國の經濟を左右するのであるから、頗る心細い次第である。新販路を開拓し、又は織物としての輸出を工夫する必要があると思ふ。英國の如きも亦食料品、原料品の大部

分を海外に仰ぐ國の著しいもので、戦前に於ては、小麦及小麦粉の八割、肉の四割、砂糖の殆んど全部（内獨逸産の甜菜糖が七割を占む）を外國に仰ぎ、其他棉花、羊毛も亦我邦と同様、輸入に俟つのであるから、是亦外國に左右されるわけである。併し英國は海軍力も又富力も、世界に秀で、且つ尨大なる植民地を持つて居るから、此點は我邦などとは趣を異にする。尤も國際分業の結果、各國長所とする専門事業に傾くほど、此傾向は免れぬのであるから、各國共多少從屬することは、避くべからざる事實であつて、一方に於ては、之が爲め平和の鎖鑰と爲ることは、既に述べた如くである。

二、戦亂の原因 各國自由に貨物の交易を行ひ、相互に倚屬することは、現今の如くであれば、世界的平和を確保する效力があるのであるが、他方に於て各國争ふて、貿易上の利益を大ならしむることを勉める爲め、國際關係を複雑にし、紛擾を起し、遂に干戈を以て相見ゆる場合も亦珍しくないのである。各國共に自然の惠與に富み、各自、自足生活を行ひ得べく、又行ふことを以て満足するときは、他國と利害の衝突の起る場合も少いのであらうが、或は不足する食料品、原料品の供給地を求め、其生産品の販路の擴張を圖るときは、他國と利害の衝突を來す場合も起るのである。近年の戦争は國王の野心や、王位繼承問題などに原因するものは稀で、多くは經濟的原因に基くのを見ても、這般の消息を窺ひ知ることができるのである。

三、大規模生産の弊 外國貿易は市場を擴張する爲め、生産の規模を大にし、且つ分業を細かく

する効果があると同時に、一方是等に伴ふ種々の弊害を伴ふことを免れない。例へば（一）婦女老幼を使用する爲め、其健康、發育、道義を害ひ、家庭を亂し、後繼者を羸弱にし、又一方男子の職業を減ずること。（二）専ら一種類の、而も單調な職業に従事する爲め、人間が機械化し、一朝職を離れたときは、融通が利かず、路頭に迷はさせる虞があること。（三）機械工業を増加して従來の手工業を失はせること。（四）労働者をして過度の労働に服させること。（五）過剰生産に陥り易いこと、などである。

四、階級闘争の弊 外國貿易は貧富の懸隔を大にし、社會上の不穩を醸す弊害がある。貿易上に於ては商工業共に規模を大きくする必要があるから、比較的大規模の生産者や、大商人のみが利益を壟斷することに爲る。我邦でも大戦中から、小貿易商が簇生したのであるが、大正九年來の不況の爲め、多くは失敗し、又は氣息奄々たる有様である。大商店も打撃を蒙つたには相違ないが、致命傷を受けた少數の會社の外、依然存続し、是等の者が、漸次群小商店を吸収することゝ爲るであらう。工業も亦同様で、小規模のものは漸く大規模の者に壓倒せらるゝ爲め、強大なる者は益其大を加へ、弱小なる者は遂に使用人の地位に降ることゝ爲る。隨て貧富の懸隔を大にし、下層階級の者を増加し、是等無産階級の者は貿易上の利益に浴すること少く、物價騰貴の場合などには、生活上の苦痛を感ずること深く、智識階級に屬するも齊しく恒産なき者と相呼應して、危険思想を醸生する傾きが

あるのである。所謂民心の赤化は思想上からも傳播するのであるが、經濟上の缺陷が少ければ、感染する虞は比較的少いものである。

五、奢侈的傾向 各國通商の結果、珍奇の貨物を輸入し、華美の商品を齎らして販路の擴張に勉め、國民の嗜好や好奇心を挑發する結果は、一般に奢侈的氣分を増長させる傾がある。其一方に好況時代には製造品や鑛業品は固より、農産物でも、海産物でも其市價の騰貴や輸出高の増加に伴ひ、是等の生産者や、之を取扱ふ商人の受授する代金増大し、其收益も亦少くないので、自然贅澤の風を順致することに爲る。大戰後我邦の一部には、身分不相應の自動車に乗り廻したり、華美の服装を着けたり、労働者が上等の酒や煙草を慣用したり、地方の者が俄に派手に爲つたりするのを見て、其一斑を知ることが出来る。一方より觀れば、是等も亦外國貿易が國利民福を増進する所以を語るものでもあらうが、富力(正金にあらず)の程度に應ぜざる消費は、早晚一國の經濟力を消耗することを悟らねばならぬ。況んや之に加ふるに一般的に怠業氣分を以てするに於ては、前途頗る患ふべしと謂はなければならぬ。

第三項 結 論

外國貿易には前記の如く幾多の弊害もあるが、利益も亦少くない。利害を比較すれば、利益の方が多いため、扱こそ各國其増進に努力するのである。併し如何に利益が多いからと云ふて、其弊害を

顧みず、之を放任することは宜しくない。例へば輸出増加、物價騰貴の爲め、之に關係ある製造業者や、商人や、出資者や、將又労働者が利益し、關係の遠い者で、却て生活難に苦しむ者があつたならば、勉めて之を緩和する策を採るべきである。假令斯る政策の爲め、多少輸出を妨ぐるがあつても、已む得をぬこと、しなければならぬ。輸出貿易も重要ではあるが、官公吏、教師、醫師、辯護士の如き所謂自由職業者で、定額の俸給若くは定率の謝禮に衣食する者や、労働者や、預金者や貸主なども、亦社會の要素に相違ないのであるから、輸出が彌が上にも増加するときは、例へば爲替資金の制限、金利の引上、若くは金の輸出解禁などに依て、之を阻礙してもよいのである。

又外國貿易が重要であるにしても、單に其消長のみに依て、一國內産業の状態を下することはできぬ。殊に輸出超過の増加のみを喜ぶのは捉はれたる誤想である。凡そ外國貿易發展の速度が著しい時代は、一國の産業が緒に就き、其原料を求め、販路を獲得するに急なる時代であつて、一旦重要なる通商の筋道がついた後は、其發達の度合は比較的遅々たるものである。而して人口の増加と、下層階級の生活程度の向上は、貿易を増加せしむる主なる原因と爲るものであるが、人口の増加率が減少して、國民の多數の者が稍豊かな生活を營むやうにれば、對外商業は急速には増加せず、其後は國內商工業の進歩や、無形商品の作出や分配やに力を注ぐ傾きがある。英國なども十九世紀の初葉に在ては、貿易の進歩が頗る迅速であつたが、近年(戰前)獨米の進歩に及ばなかつた

觀のあるは、如上の理に因るのである。殊に或國に於ける一時的の貿易の消長は、其國の國內産業の盛衰を示すものではない。例へば米國に於て一九〇〇年頃までは、製造業、就中金屬工業が急激に發達し、國內の需要を充して尙ほ相當の數量を輸出し得たのであるが、爾來國內の事業が著しく發達し、此餘剩製品を吸収したので、海外の輸出は著しく減少した如くである。併し外國貿易は、専ら之に依て内國産業の盛衰を知ることが得ないとしても、場合に依り多少の標準と見ることができぬでもない。斯る場合輸出入の中孰れが有效の標準であるかと云ふと、輸出より寧ろ輸入である。と云ふのは、食料品、原料品、若くは製造品の如き財を、外國より多量に買入れ得るのは、内國産業の擴張及び消費の増加を示すわけであるが、輸出の一時的増加は、往々内國産業發展の結果として現はれたのではなく、却て内國市場の不振に基く場合があるからである。尤も輸出入は、長い期間には平準を得させる必要があるから、輸入が目安と爲ると云ふても、單に一時的に過ぎぬのである。

第四節 貿易と物價及貨銀

第一項 貿易と物價

一、輸出超過と物價 輸出が輸入に超過すれば、放資や、運賃保険料など、他の支拂要素の無い限り、其差額は正貨にて流入する筈である。正貨の流入は兌換券の膨脹を來し、預金通貨を増加し

漸次物價の騰貴を生ずることは明かで、一方輸入超過の國は正貨が流出して物價の低落を現はすのは自然の勢である。併し斯る現象は直に現はれるのではなく、徐々に此の如き結果を生ずると云ふに過ぎぬ。例へば本月出超に爲つたからと云ふて、本月正貨が流入し、それが諸物價の騰貴を生ずると云ふやうなことはない。元來輸出入には信用賣買が多いのであるから、其支拂は取引より三箇月なり四箇月なり後に爲るのに、愈支拂時期に爲つたとき受取勘定が現はれ、或は之を繰延すやうなことが起り、更に放資其他の計算も混入するので、之が正貨の流入と爲つて現はれるのは、爲替相場などの都合で、之を取寄せることを利益とする場合である。即ち輸出手形の供給が増加し、外貨が低落して、正金輸入點に達すれば、正金を輸入する者が現はれるのである。隨て此點から觀ると、手形の期間の長短に拘らず、正金の流入を促す場合もあるのである。

英米の一例を擧ぐれば、米國は例年春夏の交、英國より入超と爲り、磅の相場が騰貴して、正金輸出點にも達するほどであるが、此場合、米國の銀行は英國の銀行宛で金融手形 (Finance bill) を振出して、之を賣出す爲め、爲替相場も下落し、隨て正金を輸出することを避け得るのである。又秋季、米國の農産物收穫時期に於ては、英國に對し出超と爲り、磅相場が下落して、正金が流入するやうに爲るが、此場合金融手形を賣つた銀行は、之を償還する爲め手形を買入れるから、磅の相場の低落を防ぎ、隨て正金が流入しないか、或は流入高を減ずることに爲るのである。我邦でも

普通上半期は入超と爲り、下半期は出超と爲るので、爲替銀行は上半期の借越を、下半期に至つて支拂ふことに爲るのである。然らば一年間總勘定の結果の出超は、早晚正金と爲つて入るかと思ふと、我邦の如く在外正貨と稱して外國の銀行へ預金したり、有價證券を買入れるか、又は特に放資するか、負債を返すかすれば、固より流入はしないのである。併し在外正貨も、大正十一年八月までの我邦の制度の如く、之を兌換券發行の準備金とすれば、通貨は膨脹するし、又日本銀行の準備金に繰入れないでも、在外正貨の代金を國內通貨で支拂へば、通貨は膨脹するわけである。又出超の爲めに正金が流入する場合に於ても、此外に運賃、保険料などの受取勘定があれば、更に一層多額の正貨が流入するわけである。假に貿易以外の勘定がないとしても、前述の如き理由で、或年の出超金額が翌年直に正貨と爲つて流入するやうなことはないわけで、隨て物價に及ぼす影響は徐々になければならぬ。殊に正貨が流入しても、中央銀行が金利を引下げず、貸出を制限すれば（之は或る程度までではできる）、事業は濫興せず、物資の需要も激しくなくて、物價は正貨流入の割合には騰貴せぬのである。但し神經過敏な經濟界は、毎月の出超を見て將來を樂觀し、心理作用で有價證券や重要商品の騰貴を生じ、延て一般物價に及ぶ場合も珍しくないのである。

以上は出超の場合であるが、入超の場合は、唯之と反對の現象を呈するだけで、道理は同じである。即ち輸入超過の結果は早晚正金が流出して、物價の低落を來すものであるが、斯る現象は直に

現はれるものではなく、且つ貿易以外の勘定もあつて、英國の戦前の如く、毎年十數億圓の輸入超過を繼續しつつ、海外放資、運賃、保険料などの収入の多い爲め、新放資額が二十億圓もある場合もある。我邦に於ける内外正貨の保有高は大正九年頃が一番多くて、同年末には二十一億八千萬圓に達し（内在外正貨十億六千萬圓）、翌年末が二十億八千萬圓、十一年末が十八億三千万圓であつた。而して貿易は大正八年から再び入超に轉じたのであるが、三四年間は正貨の在高位に大差がないのみならず、在外正貨を取寄せた爲め、内地の正貨は大正九年から激増し、十年末には十二億二千五百萬圓に上り、十三年から少し減少したが、再び増加し、昭和二年末には十一億圓と爲つて居る（外に在外正貨が一億八千萬圓ある）。併し正貨の保有高は大差がなくても、輸出品の販路が減縮して、生産過剰と爲れば、貨物の方面から物價は下落することに爲るし、又正貨や兌換券が變化がなくても、信用收縮を來すときは、物價は此方面からも低落するのである。

前述の如く、輸出超過は正貨の流入を促して物價を騰貴させる傾向があるのであるが、正貨が流入する前に於ても、騰貴する原因がある。凡そ輸出が超過する場合は、（一）自國の生産品に對する海外の需要が増進し、隨て外國の賣價が著しく騰貴するか、（二）賣價は變らないでも、新販路の擴張などの爲め、販賣數量が増加した場合か、（三）又は國內の物價低落の爲め、輸入が減少する場合かである。尤も後の場合に於て、輸入の減少する割合が遅いときは、却つて輸入超過と爲る場合もあるし、

(四)戦前の米國、露西亞の如き債務國は、此利子又は元利金の支拂から、自然輸出超過と爲る傾向がある。而して其原因が海外の市價騰貴に在るときは、其生産品の國內に於ける代價を高め、之に従事する企業家や、資本家(株主の如き)、原料生産者を利し、其労働者の収入を増加し、若し此事業が例へば日本の生絲の如く、國內の重要産業であれば、収入増加の利益を享くる者が多く、自然一般物價も騰貴するのである。斯る場合に於ては輸出手形の供給は増加し、外貨の相場は下落する傾があるから、此點から觀ると輸入に有利と爲り、早晚輸入を増加せしむる筈であるが、斯る結果は、直に生ずるものではないのである。兎に角、正金の流入を待たず、又多少流入しても、其割合以上に、物價が騰貴する場合のあるのは事實である。斯くて輸出品の生産業者は固より、其他の事業も繁榮を來し、又は有利と爲り、資金を要することが多い場合、恰も海外より正金の流入あらんか、兌換券は膨脹し、預金通貨は増加し、益物價の騰貴を助長するわけである。更に輸出旺盛の場合には、國內に於ても必要なる、重要食料品や、原料品をも外國へ販賣し、其物の分量を減ずるので、此方面からも物價を騰貴させることは、前に述べた如くである。輸出増加を喜ぶ者は、それが物資の數量の方面からも、物價を騰貴させることを見逃してはならぬ。戦時よりの材木、石炭、などの暴騰の一原因は、其輸出増加に因るのであつた。

二、種々の學說 外國貿易と一國の物價の高低とに就ては、從來種々の學說がある。(一)或は輸

出入の殘高と、正金の流出入とを結び付け、正金の流出入が物價の高低を生じて、更に輸出入を逆轉すると説き(英國學派の多數)、(二)或は之に反對して、正金の流出入は必ずしも物價に影響せず、隨て此説は不可なりと爲し(「ラフリン」)、(三)假令一般物價の變動が國際貸借の殘高に影響するものとしても、必ずしも之を補ふ爲めに正金を以てする必要はない。他の財貨の移動か、爲替市場に於て之を調節することもできる。又假りに正金が移動しても、必ずしも國際間に於ける物價平準の比率を變更するものではない、と云ひ(「ノガロー」)、(四)或は貴金屬其物の世界的分配は何等自動的の機構に依て支配されるものではなく、政府や中央銀行の割引歩合や、打歩政策(輸入の金に對しての)等の積極政策に因るものである、と唱へ(此種の説は獨逸に多い)。更に(五)貿易の入超其他支拂超過は正金の流出を促し、其通貨の對外價值を低下するものであるから、通貨安定策として爲替政策が必要であると云ふ者もある。^{ct)}

(1) J. W. Angell—The Theory of International Prices, pp. 368—369.

此外獨逸や奧地利の學者中にも(一)の正金流動説に賛成する者もあれば、又反對する者もある。反對説の中(一)「シュツラー」は各國生産費の相違を根據として國際間に於ける市價の開きが永久存在すべしと云ひ、生産費の相違は(イ)自然の状態、(ロ)勞力の效驗(労働者の熟練、支配者の能力、生活程度、生活必需品の代價、其他)、(ハ)資本及信用を利用し得る便宜に歸して居る。(二)「ウィー

ザ」は「商品の市價は市場に依り、又國に依て異なるべきものであつて、均齊せらるゝものではない。却て階段的差異があるのが普通で、其原因は輸出費用、關稅、地方の法規などに在る。而して各國の國民經濟は、歴史的發達の徑路を異にし、其經濟的習慣、生産方法、生活程度、社會組織など、經濟組織の發達を組成する要素が異なるからして、貨銀、生産費並に代價の構成及平準は著しく異なる筈である。而して大國としての國內市場は世界市場の附屬物ではない。世界的市場は、諸生産物中の一小部分に對してのみ存在するに止り、多數の商品には世界的な一般市場といふものはないから、世界經濟全體に於て市價が均等と爲るべき理由はない」と説き、尙ほ正金の流動説を否定して(一)國際間の爲替投機や、割引歩合の高低は、商品の代價や移動に劣らず、能く正金を動かすことができる。(二)現今の商業に於ては無形の輸出入が重要な程度を加へて來たから、商品が直に商品に替へられる「バーター」を基礎とする説は事實に適合せぬ。(三)古典學派は、國際貿易が事實上各人間の取引であるといふ點を輕視して居る爲め、何故關係のない個人的支拂の總和の残高が實際上均齊されるかを説明することはできぬ。要するに商品の價格は國際間に於て等しく爲るものではない、又正金の移動は單に物價の變動のみに依存するわけではないと云ふて居る⁽¹⁾。

(1) Angell, op. cit. pp. 350-357. 拙著「關稅と物價」第三編第三章第三節參照。

三、正金流動説 正金流動説並に之に伴ふ貿易均衡説は、或程度まで肯定することができる。例

へば甲乙兩國が金貨本位制度を採り、相互に貿易を行ふ場合、甲國が出超と爲れば正金が流入し、普通の場合通貨は膨脹して物價は騰貴する。尤も輸出其ものが先づ商品の市價や購買力を増加して、之が爲めに物價を高める場合も尠くない。即ち必ずしも正金の流入を待て始めて物價が騰貴するわけではない。例へば我邦の綿絲の、支那、印度等に於ける需要が増加して、其賣價を高め、延て國內の市價を高める。斯る場合紡績業が有利と爲れば、銀行より信用を利用して規模を擴張し、勞働者の需要も亦増加し、貨銀を高め、それが他の貨銀にも及び「タウシグ」⁽¹⁾、其株券も騰貴する。而して大戰中の如く、各種の事業が斯様な状態と爲れば、諸商品の需要は増加して物價は漸騰する。又一方に於て「アンデル」の説くが如く、輸出の増加は爲替手形の供給を増加し、銀行の手形買入は預金又は通貨を増加させ、一般購買力を加へて、此方面からも物價は騰貴する⁽²⁾。要するに爲替相場が正金輸入點を超へて、正金の流入を促し、之が爲め通貨が膨脹して物價が騰貴する前に於て、信用擴張と購買力の増加とに因り、尙ほ國內物資の減少も伴つて、物價は騰貴するのであつて、或國の物價が騰貴すれば、其輸出は減少し、輸入が増加する事は、從來の説の如くであるが、正金の流入のみが唯一且直接の手段ではないのである。尙ほ資金の代價即ち金利の高低や、有價證券の賣買などに依ても爲替相場を統制し、正金の流出入を管理することもでき得るのであるから、單に正金の流出入のみを輸出入の超過と、物價の均衡とに結び附けるは固より穩當ではない。況んや商品

以外に國際貸借を左右する原因は多々あるに於ておやである。

(1) Tausig, Free Trade, the Tariff and Reciprocity, p. 82.

(2) Angell, op. cit., p. 412 et seq.

併し是等の諸條件を加へて考へれば、此説は或程度まで誤りではない。それは大戰中からの日本、瑞典、加奈陀、印度など、正貨の流入が物價騰貴を生じ、更に入超に轉じた事實を見ても、推知することができる。尤も舊説の如く正金の流出入のみ重きを置き、それを生ずるまで其中間に於ても種々の調節作用が行はれること、正金の流出入は最後の一手段であることを忘れてはならぬ。

併し此説の實現せらるゝ程度は各國の國情に依て異らざるを得ない。即ち國際商品及其他の貿易品と國內商品との割合及其關係如何であつて、貿易額が比較的多く、且つ、國際商品が多い國々の間に於ては、物價標準の中心と爲るものは是等の商品であるから、それが高まれば一般輸入を増加し、低落すれば輸出を増加することゝ爲るが、貿易品の尠い國では、斯る影響は尠いからである。「ウィーザー」は國際商品が一般に少量であるから、國際代價が均衡を得る筈がないと云ふが、それは各國の貿易状態に因るのである。學者は往々自國の状態、若くは二、三國情の類する國々の事情に捉はれて、一般的の結論を試むる上、更に抽象論法に引ずられて、各國の事情と異なる結論に到達する弊があるが、「リカード」や「ミル」の英國學派でも、獨逸學派にも、それゝ斯る缺點は免れな

い。貿易均衡説でも、亦通貨若くは爲替政策に重きを置く説でも、孰れも斯様な弱點があると思ふ。併し之は本論の範圍外であるから、詳論は避ける。

正金の一時的流出入は又金利の高低から起る場合がある。即ち歐米の如く國際金融の密接な國々に於ては、一國が金利を引上げると、他國から正金が流入し、之を引下げれば流出する傾があるのである。例へば英蘭銀行が金利の引上に依て、其準備金の流出を防ぎ、若くは之を補足することは、周知の慣用手段であつた。其他正金の流出入に就ては、海外への貸付又は放資、若くは償金などが原因と爲ることは言ふまでもないのである。又小國は正金の流出入に因て、物價を左右せらるることが、大國より著しいのであるが、國が小さいだけ、宛も湖水の水準が大洋に左右せらるゝ如く、世界的の物價平準に左右せられる傾が多いのである。

四、貨幣の本位と物價 前記の説明は貿易國が金貨本位の如き、同じ本位貨幣を有するものとして述べたのであるが、一方が金貨國で、他方が銀貨國か、又は不換紙幣のみの流通する國であつたら、如何なる結果を生ずるかと云ふに、例へば銀貨國の場合、貨幣の換算率、即ち爲替相場は金銀比價の變動に因て左右されるので、銀價が騰貴すれば、金貨國より銀貨國への輸出が増加し、銀貨國よりの輸入は減少するし、銀價が下落すれば、其の反對に爲るのである。即ち銀價が騰貴した場合、例へば支那の一兩が従前我一圓二、三十錢であつたものが、二圓にも三圓にも爲れば、我邦の

輸出商も支那の輸入者も共に有利（地金銀の國際價值より觀れば別に有利ではないが、金の對内價值が減ぜぬ爲め利益と爲る）と爲るので、競て輸出をする結果は、我邦の總勘定の上に輸出超過を示し、正金の増加、貨物の減少と爲り、隨て物價を騰貴させることに爲る。之に反して銀價が下落すれば、輸出は減少し輸入は増加して、入超の原因、即ち物價下落の原因と爲るので、此點は金貨國に對する場合と異なる所はない。翻て銀貨國自身を見ると、銀價騰貴の場合には、諸方の金貨國より貨物が流入して、其分量が増加する一方、正金は減少し、銀貨國の國內に於ける輸入品の代價は低落するわけであるから、自然他の商品にも影響して、物價は此點からも低落することに爲る。

而して金なる貨物が、入超などの原因に因り、漸次外國へ流出して其價值を高め（銀と他の貨物とに對して）金の購買力を増加するに至れば、其金貨國は銀貨國の貨物を買入れ、前記と反對の現象を呈することに爲るのである。併し金銀の比價は世界に於ける銀の供給の増加、其の需要の消長など、他の原因に因りて左右されるから、右の如く單純の作用のみで決するわけではないのである。殊に銀が銀貨國へ流入すれば、其價值が下落し、隨て物價が騰貴するわけであるが、嘗て印度が銀貨本位であつた時代、年々巨額の銀塊が流入したが、土人の銀に對する習慣的愛好心から、之を死藏するものと見へ、物價も其割合に騰貴せず、隨て海外へ流出せず、印度は銀の無盡の池なりと評せらるゝ例があるので、實際上に於ては必ずしも前記の如き結果を生じないのである。

金貨國の相手が大戰後の獨、佛、自、伊や最近の濠、日、英、印、瑞典、挪威、丁抹等の如く不換紙幣の國であれば、どふかと云ふと、外部の金貨國は、金を以て貨物を評價するから、其國に於て紙幣が金に對し開きを生ずるだけ、即ち紙幣が下落するだけ、金貨國の通貨は騰貴するのである。例へば金貨一馬克が紙幣三十馬克に當るとすれば、金一馬克を平價四十八錢として、紙幣一馬克は一錢六厘に當る勘定である。斯る紙幣本位の國は輸出超過と爲る傾きがあること、猶ほ銀貨國に於て、銀貨下落の場合の如くであるが、若し果して輸出超過と爲れば、此差額を以て負債支拂などに充てざる限り、正金は流入し、其の價值は紙幣に對して下落する。即ち紙幣の價值が騰貴するから、物價（紙幣に於ける）は下落するわけである。併し斯る場合、紙幣價值の騰貴に比例して、諸貨物の價值が金に對して騰貴するものではないから、物價の下落は後れることに爲る。之に反して紙幣本位國が入超と爲つて正金を減少し、或は債務を増加すれば、金の價は紙幣と諸貨物とに對して益騰貴し、金貨國は再び紙幣國より貨物を輸入し、正金は紙幣本位國へ戻ることになるわけである。正金が戻らなければ對外債務を減じ、益其貨幣價值を高める傾向を生ずるのである。

紙幣本位國間の交易は、兩國共それ／＼金紙の開きのあるだけ、紙幣の比率に差を生じ、其割合に依て交易し、又兌換制度を維持して居る國が、正金の輸出を禁じた場合には、其他の國との爲替相場は異例と爲り、正金の流出入に依て物價を調節せぬことに爲る。大戰中佛、獨、米の諸國は其

輸出を禁じ、英國も事實上之を禁じたので、例へば英米爲替の如きも異常と爲り、物價平準も相互補償する作用を失つたのである。我邦も亦大正六年九月金銀の輸出を禁止し、昭和五年一月十日に及んだ爲め、多少物價の低落を妨げて居つたのである。而して開戦當初に於ける佛、獨、英の如く金の輸出を禁止した爲め、紙幣が金に對する低落を防ぎ得たとしても、之は單に金の流通範圍を縮小し、紙幣と共に低落せしめ居るに過ぎぬのであつた、即ち其後金の價格が紙幣と離れて騰貴した所以である。換言すれば金の輸出禁止に依て、表面上紙幣の下落を蔽ひ得たに過ぎぬのである。我邦の金輸出禁止時代も亦同様であつて、假令表面上兌換制度を維持して居ても、既に金の輸出と金貨の鑄造とを禁止して居た以上、事實上に於ては不換紙幣のやうな國であつて、我邦の金貨の對外價値と、米、英、獨、其他西班牙と日本とを除いた世界各國の如く、金の出入が自由である國の金貨の對外價値とは、幾分相違があつたわけである。

歐洲大戰中から各國が金の輸出を禁止して不換紙幣國と爲り、獨逸を始め各國之を濫發した爲め、紙幣の價値が對内的にも亦對外的にも暴落し、物價が騰貴する一方爲替相場が低落（外國貨幣が騰貴）したので、國際取引上に於ても亦著しく不便を生ずることゝ爲つたのである。乃ち「カッセル」教授の購買力平價説（Purchasing power parity）が唱へられ、一時世界に於ける學界の注意を喚起するに至つたわけである。此學説は物價の騰落歩合に追隨して、爲替の平價が定ると云ふの

であつて、大體に於ては斯る傾向があるのであるが、貨幣の對内價値が低落しても、直に對外價値にそれだけの影響に及ぼすものではなく、又反對に對外價値の低落が直にそれだけ物價を左右するものではないことは、日本や英、獨、佛などの實際に徴して明かであるからして、購買力の比率に依て、爲替の平價を定むることは穩當ではないのである。（小林行昌講述「外國爲替」参照）

五、國際價格 世界各國の貨物の代價を共通の標準、例へば金を以て測かつた場合、千差萬別であつて、同じ二十番手の綿絲にしても、其市價は國に依て異なることは言ふまでもない。が併し現今の如く運輸交通の便や、通信の利があり、賣買の組織が整頓し、各地の市況が明かであるときは、國際的の商品、例へば綿絲、生絲、鐵、石炭、石油、砂糖の如き種類のものゝ市價は、それが自由に賣却せらるる場合に於ては、荷造費、運賃、保険料、其他の費用並に相當利益の外、大體上大差は無い筈である。固より輸入税で外國品の輸入を妨げたり、輸出税で内國品の輸出を不利にした場合は、更に是等の影響だけ差異ができるのであるし、又新に國際間に賣出した商品、若くは新に販路を開いた場合などは、商人は往々莫大の利益を收め、且つ相當の期間之を繼續させ得る場合がないではない。其他輸出廉賣を行ふ爲め、國外に於て、却て産地代價より安賣する場合もある。けれども是等特別の場合を除けば、前記の如き産地の特色のない商品は、自然國際的市價を作る傾があるのである。即ち各國それぞれ自國に適する貨物を生産して、自由に賣つたり買つたりする結果

は、輸出品はそれ／＼自國に於て低廉であるが、自國が輸入する商品は其産出國より高く、之を平均すれば、物價平準は著しい差異を示さないわけである。然るに實際に於ては物價平準の高いと謂はるゝ國と、安いと稱せらるゝ國のあるのは、如何なる理由であるか。國內に於ても平均諸物價の高い都會地や、新開地などもあれば、低い田舎もあるのであるが、國際間の差異も亦斯様であるか。之を研究する前、先づ一國と他國との諸物價の比較は、中々容易でないことを注意しなければならぬ。

歐米に於ては、各國の労働者の生活の難易を比較する爲め、其生活資料の市價を比較したものである。斯る簡単な比較でも、精密に行ふことは困難である。例へば歐羅巴諸國と米國との間で、間代の如きも、同一階級の者が借入れる室の賃借料は、金額に於ては米國の方が高いが、室が大きいとか、燈火がよいとか、附屬物が便利であるとか、米國側の優つた點を加へると、必ずしも高いとは云へぬのである。更に其他の物の代價を比較すると、小麥、玉蜀黍、麥粉、肉類、棉花、鐵、銅の如き米國から輸出する物は、歐羅巴と同様に安いか或は一層安い。家庭用の物品は、中に品質の異なるものがあるから、比較は困難であるが、小麥や麥粉は安い、麵麩は高い。果物は安い、鶏卵、牛乳、「バター」などは高い。普通の石炭は米國に於ける多くの地方で安い、無煙炭は高い（併し是も品質が異なるので、一寸精密の比較は困難である）。簡単な綿服や靴は安い、洋服（羊毛

の）は高い（其一原因は高い輸入税である）。家具は安い、器皿や庖厨用具も品質の割合には安からうと思ふ。人の勞力を要するものは總て米國が高い。即ち馬車賃、宿泊料、婢僕の賃銀などは著しく高い。煉瓦造や、石造の家が高く、木造の家が安い。總じて小賣代價の高いのも、亦賃銀の高い爲めである。併し機械を利用し得るもので、而も米國に原料のあるものは安いのである。然るに米國の富豪は、贅澤でもあるし、高い輸入品や、人の勞役を要する生活をするので、歐羅巴より高く爲るが、一般人の生活費は別に高くはない（「タウンシッグ」の説）。固より米國の労働者は収入が多いから（歐羅巴の約二倍で、大正九年頃は不熟練の製鐵職工が一日六弗内外、大正十三年には四弗前後に引下つた）生活の程度は高いが、純粹の家庭費は必ずしも高くないと云ふことである。即ち歐羅巴の労働者が米國に於て自國流の生活を營めば、必ずしも高くないと云ふのである。假りに生活資料の代價が米國に於て高く、例へば一倍半であるとした場合、同一程度の労働で、貨幣収入が前記の如く二倍であつたならば、或る意味に於ては（勞力を生活資料の代價と見れば）、米國の方が却つて安いとも云へるのである。併し同じ商品の貨幣價格が高いものは高いとし、諸物價を平均すれば、恐く米國の方が高いであらう。米國で物價の高い主なる一原因は、謂ふまでもなく關稅の高いことや、企業の聯合及合同が盛んなことである。

更に日本と歐米諸國との比較を考へる。一般に歐米諸國は日本より物價が高いと云ふが、（大戦前

に)若し一般に高ければ歐米より輸入する商品は極めて少なくなつてはならぬが、是等の諸國よりも巨額の商品を買入れて居る。即ち高い安いは商品の種類に依ることが分る。例へば、米國では既に述べた如く、豊富に産出する鐵、棉花、石油、煙草、機械などは安い、生絲、絹織物、茶、陶磁器、漆器などは日本が安い。又大正十年の夏頃米國の方が、指數に於ては一層物價が低落して居るが、洋服や靴などは日本と略同様であると云ふ。併し同じ二十圓(米貨十弗)の靴でも、米國製の方が形狀もよし、且つ遙に丈夫であるから、實際は安いわけである。材木も安いから、木造の洋館などは米國の方が安い。其一原因は機械力の利用に在る。併し生活の様式が違ふから、例へば學生生活にしても、米國の方が遙に高い(尤も紐育は高いが、市俄古は紐育より安いやうに、場所に依つて違ふが、約三倍と見たらよからふ)と云ふが、米國流の學生生活を日本で行へば大して安くはなからふ。(但し月謝は米國が著しく高い)近頃まで歐米漫遊者が日本に歸つて來たり、又外國人が日本に來て日本の物價が高いと云ふのは、外國の品物や、外國流の生活を日本に於てする場合を比較するからである。

次に日本と英國とを比較する。大正十年の七月頃に於て、銑鐵や電氣銅は幾分英國より安い。石炭は品質が違ふ爲め、比較が難しいが、双方中等品を探ると、日本が高い。石油も日本が少し高い。砂糖は大差がないが綿絲や、牛肉などは著しく高い。併し是は法定平價に依て換算したのであ

るから、當時の爲替相場(28)に依ると、それほど高いわけではない。殊に石炭は英國が有名なる産出國で、石油も米國が近いし、自國系に屬する販賣の大會社があり、綿絲の原料たる棉花は自國領たる埃及や印度に産出し、且つ米國にも近く、紡績機械は自國が製作に秀で、居る上に、多年此製造業に熟練して居るので、各別に觀察すると、是等は孰れも英國が長所を有するものであつて、隨て日本より低廉なことは當然である。日本米や、絹織物や、茶や、生絲が日本に於て安いのと同じわけであるから、右の如き結果を觀て、日本の物價が英國より高いと云ふことはできぬ。又當時は戦後の變態であつて正當の比較ができぬものもある。例へば砂糖の如きは、日本が關稅の高い爲め、平時は世界中での高い國であるが、其頃は英國の方が少し高い如くである(戦前は一斤の卸賣代價、日本十五錢、英國九錢の類であつた)尙ほ當時各國の物價指數を比較して、日本の低落の度合の少いのを以て、日本が特に高いと云ふ者もあつたが、低落の度合も、英國、加奈陀、和蘭など、日本とは大差がなく、獨り米國のみ著しい低落であつたが、元來物價平準の高かつた諸國と日本とを對照して、直に低落の歩合を比較するのは誤である。日本の生活程度も徐々に歐米各國に接近し且つ大戦後はそれが著しいので、日本の低落が少くても、直ちにそれだけ高いとは云へぬわけである。物價平準の高まることは輸出には多少不便であるが、之は國民生活の進歩上遏むべからざることで、一方に於て輸出品の種類を改め、所謂比較的生産費の少ないものを生産するから、必ずしも不

利益ではないのである。又各國の物價低落の歩合を比較する場合には、純然たる不換紙幣の國や日、英等の如く金の輸出禁止國と、其出入自由なる其他の歐米各國など、を同一視してはならぬ。

〔歐米の物價〕 筆者は一九三〇年五月初旬、最初に米國に上陸して、西海岸の諸都市から東部に及んだのであるが、物價は豫想の如く一般に高い。例へば朝食が五六十仙（一圓以上）夕食が一弗半乃至二弗（固より喰ひ方による）が普通で、ホテルが安くて三四弗、洋服ができ合四五十弗、注文六七十弗から百弗、理髪が一弗から二弗以上と云ふ割合である。尤も米國の下宿生活は紐育でも一週間の部屋代が五弗、食費十弗位でやれると云ふ事である。（月謝が一箇年三四百弗で、學資金の總計が「コロンビア」と「ペンシルヴェニア」では平均千二、三百弗である）尤も農産物の豊富な國だけに、穀物、果物、野菜、肉類、牛乳、砂糖などは却つて日本などより安い。高くても著しく高くはない。例へば小麦粉、玉葱が百匁八錢五厘（日本では七錢位）馬鈴薯百匁七錢、米が百匁十六錢などは高いか、鶏卵一個八錢「オレンヂ」一個八錢は大したことはない。牛肉並物百匁三十五錢ロース六十錢、白砂糖百匁十五、六錢、牛乳一合五、六錢は著しく安い。其他材木、石油、銅鐵、棉花など豊富に産出するものも亦安い。要するに米國の物價が高いと云ふ事はゴク大體の見方であり、殊にそれは小賣相場であつて、商品の種類に依ては安いものも亦少くない。其上に収入が著しく多い、例へば普通の労働賃銀が大凡五弗位（外國人は四弗）大工や裁縫職工が八弗、店員の月給が百二十弗から百五十弗といふ割合で、日本に較べると、ザツト四、五倍に上るのであるから、収入に比較すると、一見高く見へる商品も、實際は決して高くはない。隨て生活が安易又は贅澤に出来ることに爲る。労働者は固より、學生でも「カ」を持つて居り、一家族で、三四臺を所持し得るのも、之が爲である。米國の大學生は百二十万人以上で、諸外國の總計九十五萬人より多いといふ話であるが、其大原因は斯様な經濟事情に依存するのである。

英國の物價は米國よりは安い、大陸諸國に比して幾分か高い。ホテルも十志（約五圓）位ならば泊れるし、食事も一日四、五圓でよい。洋服出来合五、六十圓、注文百圓、靴十圓（之は米國と大差がないのみならず、大陸諸國も餘り違はない）牛肉百匁上五十錢下三十錢、牛乳一合五錢、砂糖一斤十七八錢、パン一封度十錢、鶏卵一個六七錢から十錢、馬鈴薯一貫目二十錢とい

つた具合である。家賃も米國よりは安い。労働賃銀は一日三、四圓、「タイピスト」が月八十圓から二百圓（米國は百五十圓から三百圓）官吏の俸給は割合に多くて、若手事務官が七千圓から九千圓、書記官が一萬圓以上、事務次官が二萬五千圓である。

佛蘭西は英國より幾分安い、併し法が安定した昨今では、特別の商品、例へば葡萄酒の如きものゝ外は、取り立てゝ安く見えるものは少い。物價は牛肉百匁五十錢、鶏卵一個七八錢、馬鈴薯百匁八九錢（？）の類である。ホテルは矢張り四、五圓はかゝる。賃銀は普通四圓内外、技能ある者は六七圓から十二、三圓で、高商出身が初任給百圓乃至百二十圓だが、一ヶ月二百圓位では家庭は持つてぬと云ふ話である。尤も下宿の部屋代は一箇月二十五圓から三、四十圓で、食費も節約すれば學生は百圓内外で暮すこともできる。

獨逸も近頃は別に安いとは思はれぬ。洋服などは英國より安い品質は悪いやうである。靴も十圓内外で安くはない。ホテルも佛蘭西と大差はない。安いと云はれる麥酒も日本位の値段で、ウキスキーなどは英國の二倍である。其他鶏卵一個五、六錢、砂糖百匁二十錢、豚肉上五十錢牛肉六十錢（質不良）パンは公定値段があつて、丸い玉が五個五錢、馬鈴薯が中等品一貫目十五六錢と云ふ具合である。普通賃銀一日五圓（一箇月を通ずれば百圓内外）商科の卒業生が、一箇年は月三十五圓、其後は百圓乃至百二十圓で、毎月月給二、三割増、局長二百五十圓と云ふ状態であるが、此國は課税が多い爲め、生活費が高くて困難だと云ふて居た。

斯の如く各國物價の比較と云ふことは困難であるが、大體から觀て物價平準の高い國と安い國とあることは否むべからざる事實である。例へば米國は歐羅巴諸國に比して高く、日本は歐米に比して安く、支那は更に安いと云ふ如くである。而して斯る差異を生ずる所以は、（一）商品の中に國內的貨物のあること、（二）關稅の高低、（三）通貨及び信用制度、（四）自然の富源、（五）資本の多少、（六）貨幣收入の多寡、（七）商工業者の聯合並に労働組合に在ると思ふ。

(一) 國內商品 各國の貨物を區別すると、國際商品と國內商品とに大別することができる。棉花、羊毛、鐵、銅、石油、小麥其他の穀類、砂糖、染料、藥品、護謨、生絲、綿絲、或種の織物、時計の如きは、國際商品 (International commodities) で、單に一國內に於て生産し、販賣せらるゝものは、國內商品 (Domestic commodities) である。例へば日本の内地米、疊表、繭、内地向の織物、器具、日本紙、書籍、材木の多數、酒、醬油、薪炭、味噌、野菜、魚類、菓子類である。固より國際商品中にも前記諸品の如く、殆んど國際的に賣買せらるゝものと、單に二、三箇國、若くは甲乙兩國のみにか、賣買せらるゝに過ぎぬ、範圍の狭いものとあるし、又國內商品と云ふても、多少は輸出入のあるものもある。例へば内地米や材木の一部を輸出し、繭を少量輸入する類である。此の他疊、建具、家具、衣服、靴の如き各國、風俗習慣に依つて異なるものは、多く國內商品で、此の外、商品ではないが、家屋、地所の如き不動産、有價證券の大部分は國內財貨に屬するのである。尤も歐米では國際的に賣買せらるゝ有價證券が少くないが、それでも多數は内國取引である。而して是等の貨物の市價は、大體上國內に於ける需要供給に因て定められ、外國の市價とは直接の交渉の無いものである。固より間接には孰れも關係のあることは云ふまでもない。例へば輸出生絲が騰貴すれば、内地向の絹織物が騰貴し、棉花が上れば、内地用の綿織物が上り、洋紙が上れば、内地にしか賣れぬ書籍雜誌が上るやうな關係はある。而も是等は關係の近い方であるから、影響も著しいのであるが、概言すれば内地品に内地相場のあるのは明かで、且つそれが日常取引には多いのであるから、一國の物價平準と云ふものが現はれるわけである。また假令國際商品であつても、米國の如く、各國の需要する原料品や食料品を多量に産出する國は、それ等のものが貧弱な國に比して、是等の市價が一般に低廉であると云ふ利益がある。

(二) 關稅 の事は後章に於て詳論するが、數百千の輸入品に對して輸入税を賦課するときは、其國の物價平準を高めることは明かで、其高める程度は平均稅率の高低や、課稅品目の種類などに依り異なるのである。併し現今の如く世界各國が擧つて輸入税を賦課する場合に於ては、或る程度までは、物價の差異を相殺して之を減少することゝ爲るのである。例へば米國の平均稅率が三割であつて、日本が一割四分とすれば、米國と日本との差は僅に一割六分に過ぎぬのであるから、輸入税に因る兩國の物價の差は著しくはない。が併し米國の如き高率關稅の國と、大戰前の英國の如き自由貿易國とを比較すれば、之が爲めに生ずる物價の差は可成り多い筈である。尤も輸入稅率が平均約三割高いから、物價も亦三割高く爲ると云ふやうなことはない。(小林著「關稅と物價」参照)

(三) 通貨及信用制度 一國に過剰の正金が流入すれば、印度や支那の如く、之を死藏しない限り通貨を膨脹させ、信用を擴張して、物價の騰貴を來すのである。正金の流入が輸出超過の結果であると、放資の收益であると、將亦償金の收受であるとは關する所でない。又正金が流入しないので

も、例へば銀貨國であつて、銀價が下落した場合には國內の物價は幾分騰貴し、同時に金貨國に對しては、銀貨國の商品は安く爲るのである。而して正金の産出國に於ても、債務の支拂として之を輸出すれば、物價には影響しないが、國內に於て其國の通貨として使用せらるゝ高が多きに過ぐれば、矢張物價を騰貴させるのである。

或國に正金が過剰で物價を騰貴させ、若くは金利を低下させれば、早晚流出する傾きはあつたが、流出するまでは、物價は當分高位を保つことに爲る。而して文明諸國に於て普通行はるゝ如く、正金が兌換準備と爲りて、兌換券を膨脹させ、延いて小切手手形などの證券の流通を増加させれば、物價は益騰貴するわけであるが、是等信用制度の缺けて居る國、又は不完全な國に於ては、物價は左程には騰貴せぬのである。

(四)自然の富源の多少も亦物價に影響する。例へば米國の如く自然の天恵の多い國は事業の收益も多く、一般に貨幣収入も多いから、自然購買力を増加し、物價平準は高まる筈である。尤も一方に於て富源が多い爲め勞力の效驗を増加せしめ、却て物價を低落させる場合もある。若し富源の多いことや、機械力の利用の盛んなこと、鐵道運賃が割合に安いなどといふこと、米國の如くであれば、貨銀の高い爲めに物價の騰貴する程度を減じ、又商品に依ては却て市價を低くするものもある。例へば米國で材木や、棉花や、石油などが低廉なる如くである。

(五)資本の多少 資本の多い國は金利が安く、又起すべき事業の割合に資本の乏しい國は金利が高いから、物價も亦自から高低を生ずるのである。即ち大戰前の英、佛、獨、蘭の如く、國內に於て使用して剩つた資本を、海外にまで放資し得るやうな國は、戦前の米國、南米、露西亞、日本、支那の如き債務國と異り、金利が安いので、他の事情が同一であれば、物價は安い道理である。而して借入れた國に於て、之を戦争の如き不生産的の事業に使用すれば、物價は益騰貴するが、之を以て原料や機械の如き生産財の輸入代價に充つれば、借入れた爲めに騰貴することはない。併し海外で借入れて、之を在外正貨など、云ふて兌換券發行の準備金に用ふれば、固より物價騰貴の原因と爲るし、又準備金に繰入れずに、日銀が買入れただけでも通貨は膨脹し、之を以て入超の支拂に充つれば、正金の流出を減ずるだけは、物價の低落を阻止することに爲るのである。

(六)貨幣収入の多少 或る國に於て貨銀其他の貨幣収入が増加するときは、一般に物價を高め、又他國に比して収入が多ければ、物價平準が高まるのである。固より例外もあるが、概言すれば斯く云ひ得るであらうと思ふ(次項参照)。

(七)商工業者及び勞働者の聯合力 の多少も亦各國物價の高低を左右するのである。即ち企業の聯合若くは合同が重要商品の價格を高め、若くは其低落を阻止することは、既に前章に於て述べた通りで、又勞働組合の力が強いときは、貨銀を高めて貨物の生産費を増加し、一般物價の騰貴を促

し、若くは其低落を阻碍する。問屋や小賣商人の聯合力は前二者ほどではないが、是亦相當に影響する。隨て是等の力が強い國と弱い國とでは、自から物價に差異を生ずる筈である。

六、物價と貿易上の不利 茲に甲乙二つの國があつて、甲國は物價平準が乙國より高い場合甲國は乙國より、安く商品を買入れ、其代價として少量の貨物を送ればよいのであるから、物價の高い國は貿易上利益が多いと云ふ説がある。此説は例へば米國で二十弗の羽二重が日本では十弗であるから（運賃等は暫く除く）、之を十弗で買入れる。之れに對して十弗だけの商品、例へば棉花を輸出するとすれば、十弗の商品で二十弗の商品が獲られたわけであるから、利益であると云ふのである。併し是は詮ずる所、物價の高い國は、安い國より輸入し易いと云ふだけで、貿易上高い國だけが利益があるとは云へぬ。假りに同一の商人が米國へ羽二重を輸出し、又同時に棉花を輸入して、其代金を支拂つたとしたならば、十弗で賣つた羽二重の原價は八弗位で、十弗で買つた棉花の日本の賣價は十二弗の如くであらねばならぬ。すると商人が此取引に於て利益するは勿論、羽二重の生産者も、棉花の購買者も、また相當の利益を收めて居る筈である（双方共利益が無ければ賣買せぬ）即ち日本では十二弗のものを八弗で買入れた勘定に爲り、四弗の利益がある。此の例では米國がより多く利益して居るやうであるが、十弗の羽二重が二十弗に賣れれば、輸入の始め頃は兎に角、漸次日本の市價が引上げらるゝか、米國の市價が引下げられて、其差は矢張大差が無いことに

爲るから、米國のみ獨り餘分の利益を收むるわけではない。唯米國の十弗の棉花は米國人の二日の勞力に當り、日本の八弗の羽二重は日本人の一週間の勞力に當るとすれば、米國人は少い勞力で、多い勞力を懸けたものを獲られる利益を收めると云ふことはできる。此點は自然の富源が多く、隨て勞力の效驗が著しくて、貨銀の高い國は、之に反する國に比して有利であるが、日本から觀れば一週間の勞力で、十日も十五日も懸るものを獲られるから、是亦相當の利益である。

右の例は甲國が概して物價が高く、乙國が比較的安い場合を擧げたのであつて、假令双方共利益するにしても、甲は輸入に便に、乙は輸出に利であるが、若し乙に於てあらゆる貨物の代價が甲より安ければ、單に輸出するのみで、乙に無いものゝ外、全然輸入することがないことに爲るのである。併し高いと云はるゝ甲に於て、乙より安いものもあるから、始めて相互の貿易が成立つことに爲る。

第二項 貿易と貨銀

一、輸出品と貨銀 一國の輸出品に對する他國の需要か、又は他の諸外國の需要が強く、其價格が騰貴し、企業の収益が増加し、其規模が擴張せられ、新資本の之に向ふものが増加するときは、之に用ふる勞力に對する需要を増加し、貨銀収入を高めるのである。即ち輸出品の生産業に従事する労働者の收入、竝に之に關係の近い事業、若くは同種類の事業に使用せらるゝ労働者の收入を増

加するのである。例へば輸出羽二重の需要が増加すれば、機織女工の収入を高め、原料たる生絲の需要を増加し、幾何にても、製絲女工の賃銀を高め、生絲の高値は養蠶労働者の日傭賃銀を高め、更に羽二重職工の収入増加は、他の絹織物の女工の収入を高め、踵で一般女工の賃銀、延て男工の収入にも影響するのである。大戦中からの我邦や米國の賃銀増加を觀れば、一見して分るのである。

併し最初から賃銀率が増加することは稀であつて、最初は單に収入金額が増加するのみである。即ち現在傭はれて居る職工が一バイの仕事を行ひ、次に時間外の仕事を行ひ、更に新に職工を傭入れ、老幼婦女まで使用するに至つて、始めて賃率を増加するのが多い。即ち罷業や、怠業や、労働組合やに依て賃率を増加するのは、収入増加の後若干期間を経てからであるが、中には勞力を要することが急で、初から賃率を高めて、誘引するものもないではない。

斯の如く輸出品の騰貴は、賃銀を高めるのであるが、賃銀も、原料も、其他の諸物價も一般に高まり、生産費が増加した後、輸出品の市價が低落し、隨て原料品の代價も下つた場合、賃銀が依然減少せぬときは、益輸出の減少を來し、事業を縮小させて、遂に多數の失業者を生ずるのである。失業者の増加、或は失業恐怖者の増加は、早晚賃銀の低落を招くのであつて、近年内外共に漸く賃銀引下に應じるやうに爲つたのである。現に米國鋼鐵會社の不熟練労働者は、十時間の労働に對し

一年前まで五弗を收めた者が、大正十年の八九月頃には、三弗に引下げること同意したのである。尤も翌十一年には四弗、十三年（一九二四年）には平均四弗四十仙に上つて居る。是は米國が大正十一年頃から再び好況に向つた爲めである。併し各種賃銀の中には低落するものもあれば、騰貴するものもあるからして、變化は區々であるが、米國でも一九二〇年と一九二一年頃の不況時代には、多くは低落して居るのである、英國に於ても戦後の不況時代には幾分低落し、一九二三年頃から少しく騰貴して居るのである、併し英米共に物價の低落の度合が多いので、實質賃銀は戦前に較べ、平均二割（英國）から二割五六分（米國）位騰貴して居るのである。日本では當時はまだ低落したものが少く、現に東京に於ては大正九年八月も、大正十年八月も一般賃銀指數は略同様で（前年の八月を一〇〇として九九・八）、中には絹物手織女工や、洋服仕立工、製藥工の如く、著しく騰貴したものさへあつた。つたも旋盤工、仕上工、鑄造工、硝子吹工、煉瓦製造工、製鋼工など、可成り低落したものもある。其後の全國總平均を見ると、大體上上り氣味であつて、大正十一年から稍居据と爲つて居るが、凡そ戦前の三倍餘である。尤も最近は一般に下つて來た。（後表参照）

二、輸入品と賃銀 輸入品が重要食料品の如き生活の必需品であつて、而も無税で輸入せらるゝ場合には、労働者（其他一般人の）の生活費を増加せず、貨幣賃銀は増加しなくても、實際賃銀を増加する利益がある。英國が食料品の缺乏するにも拘らず、生活費の低廉な大原因は、其自由輸入

に在るのである。尤も輸入品の代價を支拂ふ輸出品の生産に要する勞力の效驗が少い場合には、強ち生活費を安くするとは云へぬが、概言すれば前記の如き利益はある。而して重要産業の原料品、例へば我邦の棉花、羊毛、鐵鑛の如きもの、自由輸入を許すときは、是等を原料品とする製造業が勃興し、自然勞力の需要を増加することは、我邦の現状に依て明かである。併し輸出入品が生活上の必需品であるか。又は享樂品か贅澤品であるかに依て、國外又は國內の需要の消長が異り、必需品であれば、其生産業に従事する労働者は、比較的安定の收入を得るが、奢侈品などであれば、需要の伸縮が著しく、隨て收入は不定と爲るのである。

又戦前の獨逸の染料、智利の硝石、日本の樟腦の如く、生産國に賣獨占(Seller's monopoly)があり、而も各國に販賣せらるゝ商品であれば、其生産業、隨て労働者の收入も安定であるが、日本の生絲の如く、大部分を米國に輸出し、米國に買獨占(Buyer's monopoly)があるときは、其事業は米國の景氣や、商略に依て左右せられ、労働收入も不安を免れないのである。而して國內の生産者が市場を獨占するときは、労働者は自然企業家に壓迫せられ、生産品の市價が高く、且つ其能率が多くても、收入を増加し得ぬのである。尤も米國の生絲は日本が大供給國であるから、日本にも賣獨占がないではないが、此方は比較的弱いのである。

輸入は労働者に對し、前記の如き利益を與へると同時に、又不利益を蒙らすこともある。即ち連

年輸入超過で正貨が流出し、或は外國品が著しく廉價で輸入されるときは、國內の事業が萎縮し、賃銀低落、失業増加の弊を免れぬのである。

三、物價と賃銀 歐洲大戰が日、米、加の諸國に及ぼした如く、物資の需要が増して、諸輸出品の市價を高め、先づ輸出品生産業の労働收入を増加し、延て一般賃銀の騰貴を生ずる場合は、商品市價の騰貴が賃銀増加の原因と爲るのである。尤も輸出品や其原料品(内國産の)の賣價の騰貴は、直に労働收入増加の原因と爲るが、其他の事業の労働收入は、其影響に依て増加し、隨て生産品の原價を高めるので、賃銀増加が賣價引上の原因と爲るのである。斯くて各種の利潤や、俸給、賃銀の増加は、其他通貨膨脹など、種々の原因と相伴つて諸物價を引上げ、就中生活必需品の市價を高めること著しく、一般労働者の收入若くは賃率が増加しても、物價の騰貴率に及ばず、労働者や、定額収入者は生活難に苦しめられるのである。尤も或る種類の労働者の收入は諸物價の騰貴に先つて増加し、或は物價騰貴率以上に増加し、又賃銀は一般に諸物價低落の場合に於て、後れて低落するものが常則であるから、斯る場合には労働者は有利の地位に立つのである。小賣の代價が卸賣の代價に追隨せぬ一原因は、小賣の所謂利益の一部は勞力に對する報酬であるから、一般賃銀の後るゝ如く、後れて遞減する爲めである。兎に角一般賃銀の増加率が、物價の騰貴率に及ばず、又其低落が物價の低落に伴はぬことは、大體上内外共通の現象である。

の三月頃より賃銀は益騰貴し、五月には二二四と爲り、十月が最高で二二八（一週二十八弗九十三仙）と爲つたが、爾來漸次減少して、一九二一年六月は二〇二と爲つて居る。然るに物價は一九二〇年の五、六月頃を最高とし、爾來著しく低落して、一九二二年の七、八月頃は僅に戦前の二割高位と爲つたのである。尤も食料品の小賣相場は、一九二〇年の一月が一七四（一九一四年六月を一〇〇とす）で、六月が尙ほ一四五であつた。

米國の物價が當時（一九二一年の七、八月頃）著しく低落したと云ふても、商品に依つて甚しい差異がある。即ち「ハーヴァード」大學の指數に依ると、一九一三年一箇年の平均を一〇〇とすれば、一九二一年の七月は「ゴム」一八、錫（六二）、革（七一）、亞鉛（七三）、煙草（八七）、銅（七九）、鐵皮（九〇）、石油（九四）、棉花（九四）、牛乳（九九）、の如く、戦前以下に下落したのもあるが、其他は、二、三割以上、五、六割高で、石炭や煉瓦の如く、尙ほ二倍以上のものもあつたのである。又賃銀の引下度合も極めて不同で、鐵道などでも、不熟練労働者は引下に應じたが、熟練労働者は尙ほ最高賃銀よりの引下を肯んぜず、罐詰職工の賃銀は戦前の十六割高で、鋼鐵業の普通労働者は、僅に五割高と云ふやうなわけである（一九二一年八月）。米國の物價は其後一時騰貴したが、更に低落し、一時は戦前の五割餘の高さで居居つて居たのであるが、一般賃銀は一九二二年以來稍増加して居るので、其實質賃銀は、二割五分高と爲つて居る。試に各種工業労働者の平均一週間の收入と其實質賃銀とを觀れば次のやうである。

米國工業労働者賃銀表

年次	一九一四年七月	一九二〇年十二月	一九二一年二月	一九二二年二月	一九二三年二月	一九二四年六月	一九二五年六月
一週間の賃銀	一一・五四	二七・八九	二二・八四	二五・一二	二六・九四	二五・九八	二六・四九
實質賃銀の指數	一〇〇	一一四	一〇八	一一一	一二八	一二五	一二五

（右の表は National Industrial Conference Board の調査による）

更に最近の趨勢を見ると、次のやうである。

米國の物價及賃銀（一九二六年……一〇〇）

物價	一九二九年		一九三〇年		一九三一年	
	七月	九月	七月	九月	七月	九月
賃銀	九八・〇	一〇二・六	七四・二	八二・六	八〇・四	

賃銀は製造工業の指數で、労働統計局の分、物價は「ハーヴァード」大學が労働省の統計から編成したものである。月が違つて不完全であるが、大勢は窺知することができやう。

右の如く物價は二割餘の低落で、而も一年四箇月であるのに、賃銀は一年間に二割八分の低落である。農業労働の賃銀は、戦前を一〇〇とすると、次のやうに爲つた。

一九二二年（一四六） 一九二九年（一七〇） 一九三〇年（一五二）

而して工業労働者の賃銀が一九二九年の秋から急激に低落したのは、其頃から米國の財界が俄然惡化した異例の現象である。

英國に於ても大戦中は諸物價が暴騰し、一九二〇年（大正九年）の四月には、最高三倍半にも昇つたのであるが、爾來低落して、一九二七年の四月には四割高位まで下つた（「タイムズ」の指數）のであるが、爾來少しく騰貴し、一九二八年の四月には一四六と爲つて居る（統計に依ては一五

七・五のものもある。貨銀も一九二〇年から一九二二年まで少し下つたのであるが、其後更に増加したのである。英國の勞働月報に據て國際勞働事務局が作成した表に依ると、各種工業勞働者の平均一週間の収入と、其實質貨銀は次のやうである。

英國工業勞働者賃銀表

年	次	一九一四年	一九二〇年	一九二一年	一九二二年	一九二三年	一九二四年	一九二五年
一週間の賃銀		一九・四片	四三・九片	四二・八片	三八・八片	三九・一〇片	四〇・九片	四〇・二片
實質貨銀の指數		一〇〇	八六	一一五	一一二	一一六	一一七	一一九

英國の卸賣物價 (Board of Trade Index) と生活費 (Ministry of Labour Index) の一九二〇年以來の増減を見ると、次のやうである。

英國の物價及生活費

年	次	一九二〇	一九二一	一九二二	一九二三	一九二四	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九
(1) 卸賣物價		三〇七	一九七	一五九	一五九	一六六	一五九	一四八	一四二	一四〇	一三七
(2) 生活費		二五五	二二二	一八一	一七一	一七一	一七三	一七〇	一六四	一六五	一六四

(1) 年々の平均で、一九一三年を一〇〇とする。
 (2) 毎年九月一日の分で、一九一四年九月一日の分を一〇〇とする。

貨銀は保護産業 (Sheltered industries) と自由競争産業 (Unsheltered industries) とで著しく異り、一九一四年八月を基準とすると、一九二九年十二月末に於て、前者は約二倍、後者は一倍半であつた。

一般に貨銀の高い國は物價平準が高いと謂はれて居る。例へば米國の貨銀は（及び其他の貨幣收入は）歐羅巴諸國より多いから、米國の物價平準標準が比較的高い類ひである。成程此説は大體上間違ひはないので、貨銀や其他の勞力の報酬は、諸商品の原價の主なる部分を占むるのであるから、生産品が高く爲る傾があるが、（一方収入の増加は購買力の増加と爲り、之が爲めにも物價は騰貴する）其の他の要素である（一）原料の豊富にして低廉なること、（二）機械の應用盛んにして或る程度まで勞力を省くこと、（三）産業の組織が整備して居ること、（四）勞働能率の多いことなどに因て、之を補ひ得れば、必ずしも物價標準が高く爲るとは云へぬのである。米國の物價が高い一原因は、輸入税が著しく高い爲めであつて、米國でも勞力を要するものは、歐羅巴に比して高いが、自然の惠與と機械とを利用し得るものは、却て安いものが少くないのである。併し之は國際間に於ける比較であるが、一國內に於ては、貨銀が騰貴すれば、諸物價も亦騰貴することは云ふまでもないのである。而して其騰貴率（又は低落せぬ度合）は勞力を要するものほど、多いことも亦明かである。

四、貨銀と生産費 貨銀は生産費の一要素であるが、生産費を増加する度合は、必ずしも貨幣賃

銀の多寡に因るものではない。即ち能率如何にも因るので、貨幣貨銀が五割高くても、能率が五割以上多ければ、生産費は却て安い、貨幣貨銀が増加した上に、素人職工が増加したり、怠業氣分が瀰漫したり、時間が短縮すれば、一般經營費の割合も加はり、生産費は益増加するのである。而して労働者の収入を増加すれば、能率も自然増加する場合もあるが、歐洲大戰後の經驗に依ると、収入が増加したにも拘らず、漸次能率が遞減して居るのである。現に米國では、儲主側は労働者の能率が、戦前に比し、約四割減少して居ると云ふて居る（少くも引上當時に於ては）。之が果して事實であるとすれば、貨銀指數が二一〇と爲れば、生産品に對する勞力の費用は、戦前の三五〇と爲り、三割減と見ても三〇〇となり、其上經營費も増加するから、生産品の市價を高めることが、意外に著しくあらねばならぬ。尤も米國でも能率の減少したのは、休戦後一九一九年の夏以後で、其以前は甚しくなかつたと云ふことである。

労働者の収入が物價騰貴に伴はなければ、能率を減少する傾向があるが、其一方に収入が俄に増加すれば、酒や娛樂に費し、或は休日を増加し、却て能率を減少することは、内外共に普通の現象である。而して一般に米國の如き貨銀の高い國の労働者の能率は高く、東洋諸國のやうに貨銀の安い國は、労働者の能率も亦少いと信ぜられて居るが、例へば米國のやうに貨銀の高い（又能率も多し）國と、英領印度の如き安い國とを比較すれば、此原則は正當であらうが、「タウシグ」の云へるが如く、米食人種の支那人や日本人の一日の仕事は、肉食の英國人と大差なく、節約主義の伊太利人も亦贅澤な愛蘭人も、能率に變りはないのであるから、一概に論じ去ることはできぬのである。物價が既に低落して、貨銀が尙ほ高いのに、能率の減少して居るのを見れば、思ひ半ばに過ぎやうと思ふ。

先年我邦の貿易業者中には、輸出増加の一策として、貨銀引下の必要を唱へ、其手段として、小賣代價の引下を慫慂した者がある。成程小賣代價が高ければ生活費も減少せず、自然に貨銀も低落せぬし、又一部の小賣商が聯合して、不法の市價を維持し、暴利を貪るのは、惡むべき所爲であるから、之が引下を望むのは一應尤もの次第である。併し小賣商の言ひ分に依れば、諸物價も家賃も高く、營業費が高む（手代、小僧の費用も含む）から、總利益も多少多くなくてはならぬと主張するであらう。小賣商の言ひ分にも道理があるし、又嘗て述べた如く、小賣の収益は、勞力が要素であるから、貨銀の下らぬのは、即ち小賣代價の高い所以である、貨銀の高い米國の小賣代價が一般に高いのを見ても分る。然るに主要原因たる工場労働者の貨銀を引下げんとして、之に左右せらるゝ商業者の利潤を低減させやうとするのは、本末顛倒の主張と謂はねばならぬ。殊に貨銀の低落は、事業の不振に基く勞力の需要の減少に因る方が有效であつて、物價の低落は貨銀引下に直接影響するものでないことを考へれば、益貿易業者の主張の謂れなきことを悟るであらう。

五、貿易と失業 凡そ一國の輸出貿易が盛んで（隨て輸入貿易も増加し）、國內の生産業や運輸業並に一般産業が繁榮すれば、勞力の需要を増加することは屢述べた如くで、其反動として恐慌若くは沈滞（Stump）の時代に入れば、工場閉鎖、事業縮小、生産制限、貨物の賣買及輸送の減少等が順致し、多數の失業者を生ずることも、亦周知の事實である。然るに失業者の増加は、當事者を困憊せしむる外、一般社會の不安を來す處があるので、各國共に其防止を研究して居るのである。米國に於ても休戦後内外の需要激減の爲め、事業界の沈滞を生じ、之が爲め増加せらるべき失業者の少からざるべきを憂慮し、政府は歐羅巴諸國へ數十億圓の貸付を敢てして、商品の購買を繼續させ、一方銀行家も亦著しく信用を膨脹させたので、物價は却て騰貴し、之が爲め一時ながら失業者の續出を防ぎ得たのである。歐洲大戰後英國に於ても空前の事業界沈滞に伴ふて、失業問題が世論に上り、英國産業聯合會長の「ピーター、ライランズ」氏は「事業沈滞の原因は主として、貿易品の市價の不安定に在り、市價の不安定は、各國貨幣價値の變動著しき爲めである。各國は大戰中其貨幣制度を破壊し、更に現今に於ても、自ら貨幣價値を變化させて居る者がある。例へば獨逸は通貨膨脹を行ひ、米國は極力、通貨及信用の收縮を行ふ類である。斯くの如くんば到底安全なる國際取引を見ることができず、失業者も亦増加するわけであるから、先づ國際間の貨幣の價値を安定させなくてはならぬ云々」と云ふて居た。當時我邦の政府が通貨收縮に反對した一理由は、失業者の

増加に在る。或は口實かも知れぬが、之には相當の論據があるから、既に沈滞期に入つた場合に於ては、餘り急激の通貨收縮策も採れぬのである。

失業を避くる他の方法は、英國「ハイチエンス」氏の主張した如く、資本家側も事業の眞狀を明告し、一時は無配當、無利益と爲り、或は多少の損失を忍びて、事業の堅實なる經營に資し、又勞働者側も最低賃銀などを主張せず、事業界不振の場合には、相當に賃銀を引下げ、共に一致協力して輸出の増進なり、内地の販路なりを求めねばならぬ。勞働者は其國の文化に應じ、一市民として肉體的、道徳的、並に智識的能力を發達させ得る賃銀を收めるのが理想であつて、物價が騰貴すれば、其の割合に賃銀も増加せねばならぬが、併し一方から考へれば、賃銀は仕事に對する報酬で、勞働者は自己の生産した貨物を、他の諸貨物に交換するのであるから、自己の屬する事業が收縮し、収益の減少した場合には、自然賃銀も引下げねばならぬ。然るに強いて戦時中の賃率維持などを主張するに於ては、企業家は事業を中止し、隨て多數の失業者を出さねばならぬ。のみならず生産の減少は、輸出の減少と爲り、輸入も亦減少し、一國の經濟組織を崩壊させねば已まぬこと爲るのである。勞働組合などの力に依り、一般に高率賃銀を持続する場合も亦同様である。

輸出品の増加が職業を増加することは明かであるが、輸入品の増加は必ずしもさうでない。輸入品が原料品や機械であれば、事業を擴張して勞力の需要を増加する傾はあるが、國內に同種類の

生産品があつて、之と競争する場合には、往々國內の産業を壓倒し、之が爲め失業者を生ずることに爲る。即ち各國が輸入税を高めて内地の産業を保護し、或は大戦後各國が「廉賣品防遏法」を制定した理由の一つである。併し此問題は失業者の方面のみより論ずることはできぬし、高率關稅は物價を高め、労働者其他一般消費者の生活費を増加すると云ふ方面もあるから。之は下巻で詳論したいと思ふ。

第三項 貿易と富の分配

一、分配の徑路 外國貿易は既述の如く、一國の資本勞力を有利に使用させるのであるから、國民全體の利益に爲るのである。言ひ換ゆれば、土地、資本、企業能力、又は労働に對する收益を増加し、是等の收益は、一時は當業者にのみ壟斷せらるゝやうに見へるが、漸次國民の各階級に及び、生産や貿易に直接關係の無い、一般官吏、醫師、教師などにも波及するのである。

併し其利益に浴する時間に緩急があり、又程度にも差異があるのである。例へば生絲の輸出を觀ても、(一)輸出商、問屋が利益し、(二)生絲製造業者が利益し、(三)其使用人並に女工が利益し、(四)工場及機械の建築、製作に關する職工、材木商、窯業者などが利し、(五)原料生産者たる農家(六)繭の仲買人、(七)繭や生絲の倉庫會社、(八)肥料商、農具商が利し、(九)蠶種製造業者、其仲買人が利し、(十)製絲家へ貸付けたる銀行や、(十一)繭や石炭、並に生絲を輸送する運送業者(國

内の鐵道、海外輸出の汽船會社を含む)、(十二)運送及海上などの保險會社を利するので、是等直接間接の當業者が利益を受ける爲め、生絲工場の所在地や、養蠶地方は一般に繁榮するのである。生絲の如く、殆んど全國に亘りて原料繭や、生絲が生産せらるゝ場合には、其利益の及ぶ地方的の範圍も亦頗る廣いのである。けれども、製絲家や輸出商、又は輸出問屋の如き直接の當業者は最先に利益し、原料の生産及賣買に關係ある者が次に利益し、俸給生活の使用人や工女の收益や賞與は稍後れ、其他は間接に利するのである。歐洲大戦中及其後の如く絲價が著しく騰貴した場合は、此遲速の關係が極めて顯著である。

又時間の差異は應て分量の差異とも爲り、各種の營業者の受くる收益の割合も亦固より異なるのである。直接に此生産業に關係のある者の間に於て、收益の分量や時期の差異ある如く、此の各種の利益が全國に及ぶ程度にも亦差異がある筈である。例へば東京大阪の如き都會地で、地方へ諸種の商品を販賣する所でも、養蠶地や製絲地方を重要販路とする商店は利益し、關係なき商店は特に利益を享けず、又貿易港にしても、横濱の如く輸出生絲の七八割(横濱總輸出金額の約八割)を取扱ふ港は其他に比して、少くも其點に於ては、利益を享くる程度が多い如くである。

扱是等直接間接に斯業に關係のある諸事業の收益を、利子、地代、利潤、俸給、賃銀等に分けて各幾何歩合に當るか、之を知ることができれば好資料と爲るが、今までは斯る統計が無いので、其

點が不明である。唯生絲の製造にせよ養蠶にせよ、勞力の報酬（企業勞力以外の）が、總金高に於ては利子や、利潤より遙かに多いことは事實である。少く見へるのは之を收むる人數が多い爲めである（但し絲價暴騰の場合などは例外であるが、其代り暴落の場合の大損失もある）。尤も生絲貿易商人の利潤及利子は、貿易商の支拂ふ俸給乃至賃銀より多からうと思ふ。

今單に製絲工業より觀れば、生産費（販賣費等を含まず）の約七割三四分は繭代金、工賃及食料が一割、利子は三四分である、（但し此割合は物價の高低に因て異なるのである）。而して農家に入る繭代金の中、一部は桑の肥料代や地代（之は割合に少い）に爲るが、他の部分は家族や、傭人夫の勞働報酬に當るのである。繭の生産要素たる桑の價格も亦勞力に對するを含むからであつて、綠肥を使ふ場合は、殊に勞賃が多いわけである。

輸出貿易及工業の影響の中、例へば桑園の増加の爲め、他の農産物の耕作地を減少して、不知不識他の農産物の賣價を吊上げ（一地方又は全國に亘りて）、或は工女や、日傭勞働者の需要を強めて、其賃銀を騰貴せしめ、下婢や子守の供給を絶ちて家庭の不便を加へ、副産物の収入が俄に増加するときは、自然奢侈、淫靡若くは投機の氣分を養ふ如き、間接の結果は枚擧することはできぬ。生絲なる製品の市價が激變する爲め、繭の價格も亦之に伴ふて變動し、収入の多き場合、金錢の不謹慎なる使用に慣れ、収入の減じた時代に困厄に陥り、小農の生活を不安定にすることなども、亦

其惡影響の一である。輸出織物などの生産都市や養蠶地方の者が、貨幣收入の多く見へる割合に資産を造り得ぬのも、亦同様の原因に因るのである。

右は内地の原料品を用ふる輸出品の工業であるが、綿絲、毛織物、鐵の如く輸入の原料品に就ては、其輸入商にのみ利益を與へるに過ぎぬ。製造品は之に従事する工業會社の重役以下の者や、株主、職工を利し、更に織物會社以後の者に及ぶことは前と同様である。機械や原料品の輸入に就ては斯様であるが、製造品其他消費者の使用する貨物に就ては、専ら商人、即ち輸入商、問屋、小賣商などを利するのみで、消費者が受くる利益は積極的の收入でなく、生活上の享樂に貢獻する場合が多い。尤も英國の如く食料品の大部分を輸入する國は、生活上の利益も少くないのである。

二、各種の収益 貿易品に關する商工業の収益が、如何に地主や資本家、企業者、及び勞働者間に分配せらるゝか、内外共に其統計は得難いのであるが、米國に於ては嘗て「フライデー」教授が種々の統計を綜合し、鑛山、製造、鐵道、及び公益事業（市街電車、電燈、電力、電話、電信會社の如きもの）に關する、諸會社の分配率を求めた次の如き表がある。之は鐵道や公益事業もあり、且つ工業なども輸出品のみではないから、貿易上の収益が如何に分配せらるゝやの標準には爲らぬが、一資料として之を擧げたのは、勞力的收入が金額に於て著しく多いことを示す爲めである。

米國所得額分配率

年 度	收 入	勞 力 收 入	租 稅	利 子	配 當 金	剩 餘 金	合 計
一 九 一 三	六三・九%	六三・九%	三・八%	八・九%	一八・五%	四・九%	一〇〇%
一 九 一 四	五六・六%	五六・六%	四・〇%	六・〇%	一四・三%	一九・一%	一〇〇%
一 九 一 五	五四・三%	五四・三%	一・五%	三・八%	一五・〇%	一・三四%	一〇〇%
一 九 一 六	六一・〇%	六一・〇%	一・三・七%	五・四%	一一・七%	八・二%	一〇〇%
一 九 一 七	七一・〇%	七一・〇%	九・〇%	五・〇%	一〇・三%	四・七%	一〇〇%

前表の中の勞力収入は俸給及び賃銀である。製造業のみを観れば、總使用人の約八分の七は勞働者で（一九一四年には八百萬人で中六百三十四萬人が會社に屬す）あるが、収入中の幾何歩合が賃銀として支拂はるか不明である。尤も一九一七年なる利益の最も多い年に於て、總賣上金の約二割が賃銀として支拂はれたものだと言ふことである。又前表に依れば、一九一八年以後は、配當、利子、剩餘金が減少して、隨て勞力報酬の割合は却て増加したことが分る。

第五節 國際貸借と貿易

第一項 國際貸借

一、國際貸借の意義 國際貸借勘定とは貸借の當事者が國の政府、又は地方團體であると、會社若しくは個人であるとを問はず、或る國が他國に對する貸勘定又は借勘定の總額を謂ふのである。昔

は商品の輸出入に因る貸借のみを意味し、輸出が輸入を超過する場合には、其産額は正金にて受取り得るものと信じたのである。現今に於ても、外國貿易は國際貸借を左右する重なる要素であるが其他に運賃、保険料、海外放資、其收益の如き種々の勘定があるから、單に貿易關係のみに因て、貸借が定まるわけでないのである。即ち學者が有形の輸出入品 (Visible exports and imports) に對し、無形の輸出入品 (Invisible exports and imports) を區別する所以であつて、商品の輸出入勘定の外、國債、地方債の海外に於ける發行、株式會社の社債、又は株式の募集、其償還、利子、配當金の收支、軍事償金の受授、運賃、保険料、出稼人の送金、旅費其他の漫遊費、金融手形の發行及償還などを含むのであるが、是等を總括した金額は、所謂國際總貸借勘定で、此中には公債、社債の元金、株金、年賦拂の償金の如く、現實に支拂を要しないものと、運賃、保険料、旅費、利子、配當金、若しくは輸出入品の代金の如く、間斷なく支拂期日と爲るものとの別がある。後者の總額は所謂現實貸借勘定で、單に國際貸借と云ひ、或は「國際貸借は爲替相場を左右する」などと云ふときは、多く此意味に使用せらるゝのである。尤も商品の輸出入勘定の如きは、絶えず繼續して貸借と爲り、其多くは信用期限のあるものであるから、例へば我邦にしても、或る一箇月の入超が何千萬圓であるとか、上半期の入超が何億圓あると云ふても、直に此金額の正金が流出することはない。又假令直に支拂ふものとしても、其他の勘定があれば、正金の流出入は幾何であるか分らぬのである。

併し戦前の英國の如く數百億圓の海外放資を有し、且つ運賃、保険料、手数料の如き、勞務に對する収益の多い國や、露、米、伊、南米諸國の如き、巨額の負債を有した國は、稍特別の事情があるが、商品の輸出入勘定は、現今に於ても一般に現實の國際貸借を左右する要素であるから、一國の出超や入超は、爲替相場を左右し、隨て正金の流出入を促す重要原因たるを失はぬのである。

二、國際貸借の内容 總國際貸借勘定中、長期の國債や社債でも、之を貸借した當時、並にそれが支拂期限に近づき、又は期限に爲つた場合は、固より現實の貸借と爲り、償金の支拂の如きも同様であるから、普通の國際貸借、即ち爲替相場を左右する勘定の重なるものは、次の如くである。

【甲】受取の原由 は、(一)商品其他船艦、兵器等の輸出、(二)運送、銀行、保險、仲立、賣買等勞務の輸出、(三)内國の有價證券の輸出(即ち新に外資を輸入する場合)、若くは外國有價證券の買戻(外國が其國の債務を償還する場合)、(四)外國銀行又は資本家が、短期の貸付を爲し、又は内國の銀行をして金融手形(調節手形)を振出させる場合、並に外國が自國の短期貸付を償還する場合、(五)内國の海外放資に對し、外國より利子、配當金、賃借料等を受取る場合、(六)海外よりの漫遊者の送金(七)移民の送金、(八)償金の受領、(九)在外公館、駐屯軍等の費用。(十)留學生の費用

【乙】支拂の原由 は前記の反對で、即ち、(一)商品其他船艦、兵器、御料品等の輸入、(二)運送、銀行、保險、仲立、賣買等勞務の輸入、(三)外國有價證券の輸入、(即ち自國が海外放資を行

ふ場合)、自國有價證券の買戻(自國の債務を償還する場合)、(四)自國の銀行又は資本家が短期の貸付を爲し、又は他國の銀行をして金融手形を振出させる場合、並に自國が外國の短期貸付を償還する場合、(五)外國人の自國放資に對し、利子、配當金等を支拂ふ場合、(六)海外漫遊者への送金、(七)移民の送金、(八)償金の支拂、(九)在外公館、駐屯軍等の費用。

右の如く種々の原因があるが、孰れの國にも是れだけの原因があるのではなく、又同様の原因があつても、國情に依り方向や金額が異なるのである。例へば英國は受取勘定中、(二)や(五)が多いが、それ等の支拂勘定は少く、英國對米、對各國間の金融手形は多いが、日本にはないし、出稼人の送金は米國や佛蘭西は支拂勘定で、日本、支那、伊太利、瑞典などは受取勘定である如くである。獨逸の償金の如きも、英佛は受取勘定に多いが、日本は極めて少ないのも、亦其一例である。

三、我邦の國際貸借 歐洲大戰以前に於ては、我邦は約二十億に近い外債(大正三年末に於ける國債十五億餘圓、地方債一億八千萬圓、社債一億七千萬圓、其他)を負ひ、且つ連年輸入超過であつた爲めに、外債の利子や入超の金額を支拂ふに、更に負債を重ねると云ふ哀れな有様であつた。元來債務國は輸出超過に依つて、其利子並に元金を支拂ふのが常態で、戦前の米國、露西亞などは即ちそれであつたが、我邦は當時産業尙ほ幼稚にして、製造品の輸出すべきもの少く、主として原料品や半製品を輸出して居たのに、自然の富源乏しき爲め、是等の輸出を以てしても、出超とは爲

り得なかつたのである。殊に金銀の産出高少く、正貨も乏しくて之を輸出することができず、已むを得ず借替や、起債で遺繰をして来たのである。一國に正貨が多く流入し、之が爲め物價騰貴を生じ、それが爲め入超と爲つたのであれば、正貨は自然に流出し、通貨の縮少は物價の低落と爲り、更に出超と爲るのが自然の順序であるが、我邦は斯る調節作用に依ることができず、負債に依て支拂つた爲めに、入超は絶えず繼續したのである。即ち明治二十六年以來大正三年に至る二十年間に、出超と爲つた年は、二十八年、三十九年、四十二年の三箇年で、十七箇年は入超であつた。而も出超の一箇年平均額は僅に一千二十四萬圓で、入超の平均年額は五千六百萬圓（總計約九億六千萬圓）で、外に外債の利子は平均五分としても一億圓あり（公債の利子だけで、六千四百萬圓であつた）、當時は運賃保険料などの収入も少い上に、更に軍艦、兵器、御料品などの輸入額もあつたので、年々數千萬圓の支拂を要したのである。尤も或國の産業の發達が幼稚な時代には、斯る状態も亦已むを得ぬのであるが、債務國としては餘りに入超が續き過ぎたのである。

次に我國の對外放資は何程であつたかと云ふと、大正四年末頃までに、支那に對して（滿鐵を除き）、約六千五百萬圓位の放資をして居た外には著しいものはない。其他新嘉坡の「ゴム」栽培、北米、南米などの事業や、貿易商の支店なども、一種の對外放資と見てよいが、其統計は不明である。尤も支那に於ては此外政府が鐵道や鑛山の權利を有し、之に放資して居る分も少くないが、是

等總てを合計しても、知れた金額であつて、到底其收益を以て入超の負擔を軽減するには足らなかつたのである。此外日清戦役の償金三億一千万圓、其他戦争關係の收受金一億二千餘萬圓、合計四億三千四百萬圓あつたが、大部分は固より一時的のものであつた。

〔註〕 大戦前の我國の外債 大正三年末に於ける、外資輸入高は次の如くであつた。

戦前の外債 (單位千圓)

國債(海外募集の分)	海外賣出内國債(見込)	地方債(海外募集の分)	社債(海外募集の分)	外資借入	外人内地會社の放資(見込)	計
一、五二四、六〇三	*	四一、六三三	一七、〇四四	一六、七〇〇	三五、三四三	一、九四五、三七三
				(未詳)		

*明治三十年末四千三百萬圓、同三十五年五千萬圓を加へ、九千三百萬圓あつたが、四十三年に之を整理したのである。
大戦前の正貨受拂高 大正二年に於ける、日本銀行關係の正貨受拂高は次の如くであつた。

戦前の正貨受拂高

受入	金額	拂出	金額
外債拂込金	一〇〇、六〇〇、〇〇〇	公債償還	八、五〇〇、〇〇〇
社債拂込金	一七、〇〇〇、〇〇〇	公債	六四、三〇〇、〇〇〇
内地金地金買入	一六、〇〇〇、〇〇〇	海軍省經費(在外振替の分)	一四、七〇〇、〇〇〇
英貨買入利子收入其他	五二、四〇〇、〇〇〇	貿易共(爲替賣却及他決済金貨兌換)	六八、一〇〇、〇〇〇
		其他	九、六〇〇、〇〇〇
		差引受入超過	二〇、八〇〇、〇〇〇
	一八六、〇〇〇、〇〇〇		一八六、〇〇〇、〇〇〇

即ち受入高が二十八萬圓あることゝ爲るが、受入の外債、社債を除けば、却て支拂高が九千七百萬圓と爲るのである。尤も此外に、受入高には運賃、保険料、外國船や外國人の内地消費、移民の送金其他海外の利益などがあり、又支拂高には本邦船や本邦人の海外消費、外國人の内地放資營業の利益などがあるが、之が五六千萬圓の受入超過と爲るから、差引四五千萬圓の支拂超過と爲り、之に對外放資を加へると、相當の金額に上るのである。

然るに大戰に入りてより形勢一變し、貿易は大正四年より出超と爲り、同年の出超額一億七千六百萬圓、翌五年度が三億七千百萬圓、六年度が五億六千七百萬圓であつた。大正五年の我邦の國際貸借に關し、三島日銀總裁の談に依ると(六年一月の東京銀行通信錄)、同年の出超が臺灣の分を加除して三億七八千萬圓、貿易外の貸借關係を想像すると、受取勘定に於ては、外資の流入は減少して軍需品代金、運賃備船料などが激増し、又支拂勘定に於ては外債の償還、外國公債の引受、内國債の買戻、銀行會社の放資などがあつて、大凡五六千萬圓は支拂超過と爲るから、差引三億二千萬圓見當の受取超過で、正貨の流入一億七八千萬圓、翌年への繰越勘定一億四五千萬圓である。此内外國發行の本邦公債償還高、並に外國政府の本邦に於て發行したる公債引受高が三億二千萬圓、此内英國の圓公債一億圓中、七千萬圓は六年拂込であるから、之を差引いて二億二千萬圓、外に在外内國債の買戻や、會社の海外放資を加へると、約三億圓内外と爲る。故に是等の勘定がなければ、貿易外の受取勘定が二億四五千萬圓で、出超共六億圓に達するのである。更に同氏の談に依れば、大正七年度の出超、臺灣の分を加へて約五億七千五百萬圓、貿易外の受取勘定が七億七千四百萬

我邦の貿易は世界大戰後、輸出は大正八年、輸入は翌九年を最高とし、其後は世界的不況と物價暴落との爲め衰退したが、大正十四年には大震災後の爲替低落の影響を受け、輸出は著しく促進され、輸入も亦復興と爲替安の爲め著しい増加を示し、同年の貿易額は我邦外國貿易開始以來の巨額となり、内地の合計が四十八億八千萬圓(入超が二億六千七百萬圓)植民地共の合計が五十一億一千萬圓(入超三億五千七百萬圓)に上るに至つた。從て同年は貿易外の受取超過が尙ほ二億千九百萬圓あつたにも拘らず、一億三千八百萬圓の支拂超過となつた。

其後は金解禁政策が擡頭して爲替の不安定を來し、海外の財界も依然不況進行の爲め、我邦の貿易も亦漸減した。然るに昭和四年の下半期に至り、金解禁が豫見し得た爲め、爲替先高見越で輸出が激増し、輸入が變らない結果、入超は僅に六千八百萬圓となり、植民地共で一億七千二百萬圓の入超で、貿易外の受取超過九千五百萬圓を差引くと、國際貸借は七千七百萬圓の支拂超過に止つた。

翌五年一月金解禁前後からの爲替高、世界的不況に因る物價低落、生産、取引の激減の爲め、六年末まで我國の貿易も激減した。然るに金再禁止後爲替は暴落し、一年間に六割も低落した爲め、輸出は躍然増加し、輸入金額も亦價格の騰貴に因て増加し、昭和七年の入超は大戦後未曾有の少額を示すことゝなつた。之が爲め國際貸借(全國)も亦改善され、四年(七千七百萬圓)五年(一億七千七百萬圓)六年(二億八千九百萬圓)の支拂超過であつたものが、俄然六千五百萬圓の受取超過

となつた。然るに爾來輸入品の價格の騰貴は、輸出品のそれより多い爲め、輸入貿易金額の増加が甚しく、八年、九年の入超は次の如く増加し、國際貸借も亦八年（一億九千萬圓）九年（一億八千七百萬圓）の支拂超過となつた。（九年の貿易外收支は、四千三百萬圓の支拂超過である——兒玉正金頭取の推算）即ち次のやうだ。

種別	昭和四年		同 五年		同 六年		同 七年		同 八年		同 九年	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
昭和五年	一、四七〇	一、五四六	七四・五	五八・二	一、五一九	一、六八〇	一、一七九	一、三一九	一、四七〇	一、五四六	一、一七九	一、三一九
同 六年	一、一四七	一、二三六	七〇・四	五六・三	一、一七九	一、三一九	一、一七九	一、三一九	一、四七〇	一、五四六	一、一七九	一、三一九
同 七年	一、四一〇	一、四三一	七二・四	五七・二	一、四七〇	一、五二四	一、四七〇	一、五二四	一、四一〇	一、四三一	一、四一〇	一、四三一
同 八年	一、八六一	一、九一七	五五・〇	五五・〇	一、九三一	二、〇一七	一、九三一	二、〇一七	一、八六一	一、八六一	一、八六一	一、八六一
同 九年	二、一七二	二、二八三	五五・〇	五五・〇	二、二五六	二、四〇〇	二、二五六	二、四〇〇	二、一七二	二、二八三	二、一七二	二、二八三

尙ほ注意すべきは我國の貿易が最近著しく増加した如く見ゆるも、それは主として金額の増加であつて、數量は昭和三年を一〇〇とし、八年に二割の増加を示し、五、六年の如く金額の激減した年でも、數量には大差がない。横濱正金銀行の調査課に於て調査した結果は次のやうである。

本邦外國貿易金額及數量指數（昭和三年基準）

種別	昭和四年		同 五年		同 六年		同 七年		同 八年		同 九年	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
昭和五年	一〇九・〇	七四・五	一〇二・六	五八・二	一一五・〇	一三八・一	一〇九・〇	九四・四	一一〇・一	一〇九・〇	一〇九・〇	一〇九・〇
同 六年	一〇〇・九	七〇・四	九二・一	五六・三	一〇〇・九	一〇四・六	一〇〇・九	八七・三	一四〇・四	一〇〇・九	一〇〇・九	一〇〇・九
同 七年	一〇四・七	七二・四	九七・〇	五七・二	一一二・三	一二〇・五	一一二・三	九〇・六	一〇六・九	一〇四・七	一〇四・七	一〇四・七

單價	數量		金額	
	輸出	輸入	輸出	輸入
昭和五年	一一一・二	一〇二・六	一〇九・〇	七四・五
同 六年	一〇四・八	九二・一	一〇〇・九	七〇・四
同 七年	一〇七・八	九七・〇	一〇四・七	七二・四
同 八年	九八・〇	七二・七	九七・一	七四・六
同 九年	九六・二	七六・五	九七・一	七四・六

右の表に據ると（一）昭和五、六年の貿易金額激減は専ら價格の暴落に因るのであつて、數量は却て増加してゐる。然るに此間倫敦、紐育を始め、世界的物價が同様に低落してゐるから、主として之が爲に我邦の貿易が減少したので、金解禁に因るわけではない。（二）其後三箇年貿易は激増したが、殊に金額に於て著しい。九年を六年に比べると、數量は三割餘の増加であるが、金額は約八割七分の増加である。（三）此間輸出の數量は五割五分の増加であるが、金額は八割九分の増加であつて、輸入の方は數量が八分、金額が八割五分の増加を示してゐる。（四）其理由は單價の騰貴率が、輸出は二割三分であるに、輸入は約七割に上るからである。（五）結局外國へ廉賣して、高い物を買ふわけ、貿易は増加しても、國民は之が爲めに苦しむわけである。

昭和八年の我邦の國際收支を見ると、外國貿易は臺灣、朝鮮及南洋群島を合せて輸出十九億三千九百七十八萬圓、輸入二十億八千七百六十六萬圓で、差引入超額八千五百五十六萬圓と爲り、前年に

較べると、輸出入共に約五億圓の増加である。(銀を含み、金を除く)

昭和九年の貿易額は植民地を合せて輸出二十二億五千八百二十萬圓、輸入二十四億圓、差引入超一億四千二百三十萬圓であつて、其内地の分の詳細は附録の表のやうである。

本邦貿易外の收支 (昭和八年度大藏省發表、單位千圓)

受取勘定 (九五八、三二三)		支拂勘定 (八九二、〇九〇)	
(甲) 經常的収入		(甲) 經常的支拂	
一、外國證券利子及配當等	二三、八〇六	一、外國人本邦證券利子及配當	一三八、九一四
二、海外事業及勞務利益	一六七、三七八	二、外國人内地事業及勞務利益	九、四六六
三、海運關係収入	三二七、九三〇	三、海運關係支拂	一〇一、八六八
四、保險關係収入	一一七、五七〇	四、保險關係支拂	一〇八、八七六
五、外國人本邦内消費	六九、四五八	五、本邦人海外消費	六八、四六二
六、政府海外収入	七、二一八	六、政府海外支拂	一一八、〇〇八
七、その他	五一、一二〇	七、その他	二一、六七七
經常収入合計	六六四、四八〇	經常的支拂合計	五七七、二七一
(乙) 臨時的収入		(乙) 臨時的支拂	
一、外國人本邦放資	一一九、五五六	一、本邦人海外放資	二一五、七七五
二、本邦人海外放資回收	一七四、二八七	二、外國人本邦放資回收	九九〇、四四回
臨時的収入合計	二九三、八四三	臨時的支拂合計	三一四、八一九

即ち貿易外の收支は、差引六千六百二十三萬圓の受取超過で、貿易の入超八千五百五十六萬圓から差引くと、僅に千九百三十三萬圓の支拂超過に止まつた。之を前年(昭和七年)の支拂超過五千六

百七十萬圓(貿易の入超金額が五千八百七十萬圓、貿易外受取超過二百萬圓)に比較すれば、國際貸借の狀況が著しく好轉したわけである。之は運賃や出稼人の収入、外人の消費、外貨證券の賣渡海外預金や貸付の回收の増加、投資回收の増加に由る所が多い。

正貨は大正三年七月末に約三億五千三百萬圓であつたのが、年末には少しく減じて三億四千百萬圓と爲つた。併し爾後は増加一方で、四年の増加額が一億七千五百萬圓、五年には一億九千八百萬圓、六年には三億八千八百萬圓、總計十一億四百萬圓と爲つたのである。更に七年以後を観ると、同年の商品の出超は二億九千四百萬圓であつたが、正貨の入超が僅に五百萬圓、八年には輸出は大差ないが、輸入が激増した爲め、入超が七千五百萬圓と爲つたが、他の受取勘定や繰越があつた爲め、正貨は三億二千二百萬圓の入超であつた。併し此外に所謂在外正貨なるものがあつて、大正八年末の正貨保有高は二十億餘圓に上り、政府と日銀とで各約半額を保有し、内十三億圓は在外正貨(實體は預金又は證券)で、其所在地の割合は次の如くであつた。

在外正貨十三億圓中		日本銀行の分		政府の分	
英國	六億圓	英國	二億圓	英國	四億圓
米國	七億圓	米國	僅少	米國	七億圓

〔註〕 在外正貨 大正十年一月末の正貨總額二十一億八千三百萬圓で、内日銀所有十三億一千百萬圓、政府所有八億七千六百萬圓又内地十一億三千七百萬圓、海外十億四千六百萬圓であつた。昭和四年三月末の内外正貨は十一億七千八百萬圓で、在外

正貨は九千百萬圓（總て政府所有）である。昭和六年九月二十六日には日銀の正貨が八億千八百萬圓（金貨及地金銀）あつたものが、其後漸減し、十一月下旬には五億五千七百六十萬圓と爲り、翌年一月三十日には四億三千萬圓に減じて、今日に及んで居る。尤も此外預金部の在外預金が約一億三千萬圓あつた。（昭和九年十月初旬には四億六千五百餘萬圓に増加した）

大正九年の商品の入超は三億八千八百萬圓で、正貨の入超が四億圓に上つたが、試みに輸入先を見ると、八年度は（一）米國（二億一千萬圓）、（二）英國（六千百萬圓）、（三）露領亞細亞（五千六百萬圓）で、其他は殆んど云ふに足らず、又九年度は（一）米國（二億二千百萬圓）、（二）支那（八千百萬圓）、（三）香港（三千四百萬圓）、（四）英國（千九百萬圓）、（五）印度（千八百萬圓）、（六）關東州（千二百萬圓）などが重なるものであつた、其後は正貨の輸入は僅少で、之を現送したり（大正十二年は二億六千餘萬圓、十四年が二千二百萬圓、十五年と、昭和二年が三千餘萬圓）或は在外正貨を利用したりして、正貨が漸減することに爲つたのである。

我邦の海外放資と債權は何程であるかと云ふに、調査に依て相違があるのであるが、昭和三年四月某所の調査と稱して、朝日新聞の傳へる所に依ると、總額二十一億三千八百餘萬圓であつて、大部分は支那の事業や政府に對するものである、即ち

(一) 對支債權及投資額 (單位千圓)	小計	五八六、〇〇〇
(イ) 中央政府借款……………	(二) 事業投資……………	一、一一二、〇〇〇
(ロ) 地方政府借款……………	合計	一、六九八、〇〇〇
(ハ) 民間借款及貸付……………		
別に其筋の調査と稱して、同紙の示す表に依ると、借款は七億六百萬圓で、事業投資は十一億五千七百餘萬圓と爲つて居る。事業の内容は次のやうである。		

(イ) 各種製造業……………	六五、四一一	(ホ) 土木建築業……………	二七、六一六
(ロ) 貿易其他一般商業……………	八二、三八三	(ヘ) 農 業……………	三三、二六一
(ハ) 金融信託業……………	五九、七三六	(ト) 其 他……………	二四六、七二九
(ニ) 鐵道、運輸、倉庫業……………	五二二、一一二	合計	一、一五七、一八二
(一) 支那以外の債權及投資額			
(イ) 證券投資……………	三五〇、〇〇〇	合計	四四〇、〇〇〇
(ロ) 事業投資……………	九〇、〇〇〇	總計	二、一三八、〇〇〇

右の中支那の借款は大部分利子さへ受取れず、又事業投資も半額は収益が擧らず、支那以外の證券投資中二億二千餘萬圓は舊露國の貸付金で（大藏省證券）、残りは同國の軍需品代金であるから、空證文に過ぎないのである。事業投資の九千萬圓は南洋の護謨や椰子の栽培であるから、之は多少の収益もあるが、大體上我邦の海外投資は収入が少いのである。之に反して對外債務や外國人の投資額は、次の如く總計二十一億三千百萬圓に上り、之は確定的に利子や配當金を支拂ふものであるからして、差引七百萬圓の債權があつても、尙ほ事實上に於ては十數億圓の債務國と同様に爲つて居るのである。（單位は千圓）

(一) 外國發行國債……………	一、四六〇、〇〇〇	(四) 本邦銀行會社 株券外國人所有高……………	一〇〇、〇〇〇
(二) 市の外債……………	二五七、〇〇〇	總計……………	二、一三一、〇〇〇
(三) 會社外債……………	三四一、〇〇〇		

(右の中(一)、(二)、(三)の中には日本人所有のものもある、(四)は概算高である)

四、諸外國の國際貸借 外國の中重なる諸國、即ち英、米、佛、獨等の國際貸借を述べて見やふ。

(一)英國 は戦前に於て年々十數億圓の輸入超過を繼續して居つたが、老なる海外放資や、運賃保険料など貿易以外の収入が多い爲め、尙ほ且つ二十億圓前後の放資をして居たのである。試みに戦前の貿易を観ると、

	輸入額	輸出額 <small>(外國及植民地産品の輸出を含む)</small>	輸入超過額
一九一二年	七、三三〇百萬圓	五、八四八百萬圓	一、四八二百萬圓
一九一三年	七、五〇五	六、一九八	一、三〇七

英國の戦前に於ける海外放資額は正確の數を得難いのであるが、約三百六七十億圓で、其内植民地が四割八分、主なる國は加奈陀、印度、南亞、濠洲である、諸外國が五割二分(内米國が三割九分、亞爾然丁が一割六分、伯刺西爾が八分、墨西哥が五分である)、日本は六億千三百二十七萬圓であつた。此利子配當金が凡そ二十億圓、海運収入が十億圓、保険料、手数料などが三億圓で、合計三十三億圓内外あるから、十三、四億圓の商品の輸入超過があつても、尙ほ年々十六七億圓から二十億圓内外を放資して居たのである。併し英國に於ても十八世紀頃は尙ほ差引債務國で、和蘭の資本

を利用して居たものであるが、十九世紀の初頃より漸次海外放資を加へ、或は和蘭人の所有する株券を買戻し、或は南米の鑛山や政府の公債に投じ、一八三〇年代よりは米國並に佛國の鐵道にて英國の資本に成れるもの少からず、千八百五十年以後は方面を轉じて、加奈陀、濠洲、印度の如き英領植民地や、稍後れて南米、南亞及極東に投資したのである。尤も毎年の金額が著しく増加したのは、一九〇一年より戦前に至る十三年であつた。

英國海外放資の特徴として見るべきものが四つある。即ち(一)其金額が世界に冠たること、(二)放資額の九割九分まで、歐羅巴以外の諸國に分配せられて居ること、(三)主なる放資國は米國加奈陀、印度、南亞、濠洲、亞爾然丁などであるが、多少に拘らず、殆んど世界各國に分布せられて居ること、(四)獨、佛などと異り、投資者の階級が少數の富豪である爲め、投資上の訓練があつて、高き收益を得べき遠隔の地に放資し、多少の危険は冒すけれども、無謀の冒險は敢てしないことなどである。世界各國に及ぶのは、英國の植民地が廣汎で、母子國間の貿易が漸次發達したること、其商船が貿易を促進したこと、英米人が同種、同文であることなどに原因するのである。

佛蘭西や獨逸は英國と異り、其放資國は主として歐洲、殊に露西亞に集中せられ(政府の公債、鐵道、又は工業證券)佛蘭西は其他埃及、北亞弗利加の植民地、更に近年南米、墨西哥、南亞に投資することゝ爲つた。獨逸は露西亞の外境國、伊太利、羅馬尼亞及び巴爾幹諸邦に關係し、又此

外米國の鐵道其他の株券、南米の株券、南亞の鑛山證券などに投資せられ、多くは小投資者、即ち勤儉主義の農家の貯蓄を利用したもので、自然公債など、低利でも確實なものを選ぶ傾向を有するのである。

戦前の英國は上記の如き放資國であり、倫敦は世界金融の中心とし、世界の金は倫敦に集り、世界貿易の九割まで、英國で始末を附けると云ふ有様であつた。例へば日本などでも、米國、濠洲、支那、印度邊へ輸出した代金を倫敦で受取り、世界各國へ支拂をするに、亦倫敦拂の手形を以てすると云ふやうであつた。然るに大戰以來は、英國は自國が戦費として多額の經費を要したのみならず、佛、露、白など、聯合國側へ軍需品を貸賣したり、聯合國側の爲めに、自國の勘定で、米國、加奈陀、日本などから、巨額の貨物や、兵器を購入した爲め、米國其他外國の有價證券を賣放ち、或は米國、日本などで公債を募集し、隨て其の収入を減少し、其他銀行や、仲立人の手数料は減少したが、保険料や、運賃の収入は却て増加した位であつた。で結局平和後の國際貸借はどふ爲つたかと云ふと、先づ外國貿易を観るに、戦時の必要と、物價騰貴との爲め、連年入超額が激増し、一九一四年より一九一八年までに、政府取扱の特別貿易共、二百六十億圓（一九一九年にも六十五億圓の入超であつた）ある。然るに貿易外の収入を、五箇年で、百二十億圓（三割減）、米國の證券賣却高を六十億圓、正貨の流出を二十億圓と見れば、此合計が二百億圓で、尙ほ六十億圓前後は借越

と爲る一方、外國よりの債務が百三十五億圓（内米國の分が八十四億圓）できたが、次の如く債權も亦百七十四億圓ほど増加したから、其差額約四十億圓は貿易の借越六十億圓を相殺して尙ほ二十億圓の借越と爲るわけである。併し戦前三百六七十億圓の債權中六十億圓は消滅して居るから、結局平和後の英國對外債權は三百億圓内外に過ぎぬことゝ爲るのである。（戦前と大差がないと云ふ説もある）

露西亞……………	五七億圓	小計……………	一五七億圓
佛蘭西……………	四三〃	自治植民地……………	一七〃
伊太利……………	四八〃	合計……………	一七四〃
白耳義……………	九〃		

之れは英國の對外關係であるが、英國の戦費は五百億圓と稱せられるのであるから、此外巨額の内國債や政府紙幣（一九一九年末に三十五億圓）を以て支拂つたのである。

〔註〕英國の國際貸借 英國「クレモンド」氏の説に依れば、英國の戦前に於ける海外放資額は、三十五億五千四百萬磅であるが、是は政府や、公の企業に關するものであるから、土地其他の個人投資や、英國の重なる銀行、商會社、汽船會社、などの投資を約一割と見るときは、一九一三年末の總投資は約四十億磅（即ち三百九十億圓）に上るのである。

然るに英國は其後、米國、加奈陀、日本などに於て所有した物の大部分、並に南米投資の一部を賣拂つたのが、一九二〇年末迄に凡そ十億磅あるから、現在の投資額は約三十億磅と爲つたが、外に米國其他の負債が十億六千萬磅あると云ふて居る。併し之は露、佛、伊の諸國への債權を加へて居らぬ計算である。又同氏は英國對外決済の勘定を次の如く比較して示して居る。

種類	受取勘定		
	一九二〇年 (百萬磅)	一九一三年 (百萬磅)	一九一三年に對する%
國內生産品の輸出	一、三三六	四八七	二七四
再輸出	二二二	一一二	二〇〇
正貨輸出	四三	六五	六六
海外放資の収益	一四〇	一八五	七五
英國船舶の収益	三四〇	一〇〇	三九〇
銀行、保險、貿易の手数料	五〇	五五	九九
合計	二、一三一	一、〇〇四	二一三
支拂勘定			
商品の輸入	一、九三七	七四五	二六〇
正貨の輸入	五〇	七六	二七
海外投資	一〇〇	一八五	二七
對外債務の償還	三〇	二〇	一五〇
利拂、銀行、保險の手数料	二、一三七	一、〇二六	二〇八
合計	二、一三一	一、〇〇四	二一三

尙ほ最近兩三年の國際收支を觀ると、多くは受取超過であつたものが、一九三一年以來は一九三三年の内巨額の支拂超過と爲つた。即ち次のやうである。(商務院報告單位百萬磅)

英國國際收支

項目	支拂勘定			受取勘定		
	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三一年	一九三二年	一九三三年
商品、銀貨、銀塊入超	四〇八	二八七	二六四	八〇	七〇	六五
政府海外拂超過額	△一四	二四	—	一七〇	一四五	一五五
商品入超額	(四〇七)	(二八六)	(二六四)	三〇	二五	三〇
船舶純收入	—	—	—	—	—	—
外國船舶消費額	—	—	—	—	—	—
海外投資純收入	—	—	—	—	—	—
短期利息諸手数料	—	—	—	—	—	—
其他雜收入	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—
差引超過	二六四	三一	二六四	一〇四	五六	四

△は受取超過額である。

最近の趨勢 一九二九年(昭和四年)以後の趨勢を見ると、金解禁前年の一九二四年を基準として、一九二九年には輸出入共に一割内外の増加であつたが、價格は物價低落の爲め稍減少した。其後一九三〇年—三一年まで、輸出は金額數量共に激減し、輸入の金額も亦著減した。而して一九三一年九月金再禁止後輸出の數量は稍増加したが、金額は大差がない。輸入は數量は稍減少したに止まつたが、金額が激減したから、前表の如く入超は減少した。

(二)佛蘭西 戦前に於ける佛蘭西の貿易も亦輸入超過で、年々少くも二、三億圓は超過した、一九一三年の如きは輸入が三十二億六千萬圓、輸出が二十六億六千萬圓で、差引入超が六億圓であつた。

英國の貿易金額及數量指數 (一九二四年=100)

年次	輸入		輸出	
	金額 (%)	數量 (%)	金額 (%)	數量 (%)
一九二九年	九五・六	一一〇・九	八九・二	一〇八・三
一九三〇年	八一・七	一〇八・一	六九・九	八八・七
一九三一年	六七・四	一一〇・六	四八・三	六七・六
一九三二年	五四・九	九七・三	四四・二	六八・一
一九三三年	五二・九	九八・〇	四四・三	六九・五
一九三三年上期	五〇・二	九四・六	四二・六	六七・〇
一九三四年上期	五六・七	一〇二・七	四六・五	七一・六

一九三〇年及一九三三年の貿易は次のやうだ。(千磅)

一九三〇年 輸入：一、〇四三、九七五 輸出：六五七、五九一 入超：三八六、三八四
 一九三三年 同：六七五、八四七 同：四一六、五〇一 同：二五九、三四六

併し佛蘭西も亦債權國の一つで、其總金額が百六、七十億圓あり、また巴里などで漫遊者の消費する金額も少くないので(三億圓内外と稱す)、入超を支拂ふて尙ほ若干の餘裕があつたのである。然るに開戦後入超は激増し、一九一四年乃至一九一八年の入超總額二百三十三億圓に上り、一部は金の輸出や、外國證券の賣却で支拂つたが、佛蘭西に於ける從來の對外債權は主として歐羅巴で、殊に露西亞や、土耳其に多いのであるから、此方面の利子は入らず、證券も賣れないので、大部分は英

米などからの借入金で支拂つたのである。即ち

英國政府より：四三三、三萬圓 (一九一九年三月迄)

米國政府より：四八七、七萬圓 (一九一九年一月迄)

合計九十二億一千万圓で、此外西班牙、亞爾然丁、日本の政府又は是等諸國の民間で借りた分もある。大正十年一月梶原正金銀行頭取の談に依ると、英國から五十一億圓を、又米國から五十五億圓を借り、伊太利と露西亞へ二十五億五千万圓を貸付たと云ふことである。孰れにしても佛蘭西の對外債權は、戦時の債務を差引すると、著しく減少したことに爲るであらう。尤も獨逸の償金の支拂と云ふ大問題があるので、之が着々支拂はれることに爲れば、英國や佛國などは大に助かることに爲るわけである。併し其後之は有名無實となつた。

佛蘭西の世界大戰後に於ける状態は前述のやうで、頗る苦境に陥り、政府の財政は窮乏を告げた上に、物價は愈騰貴し、通貨は益膨脹して、之が爲め「フラン」は暴落して、戦前の八分の一位に爲つた。是に於てか朝野協力、舉國一致内閣の下に銳意「フラン」の恢復を圖り、辛ふじて戦前の五分の一ほどの所に安定させ、一九二八年六月遂に金本位に復歸した。一九二六年以來「フラン」を低位に安定させたこと、隨て人爲的に輸出を増加させたことが、内外正貨の増加を促した重要原因であるが、此外(一)「フラン」が低落した爲め、若しくはしつゝあつた爲め、外國へ逃避した佛蘭西の資本が復歸したこと、(二)「フラン」を外國人が買入れた爲めの佛蘭西の利益、(三)獨逸償

金の大きな分配、(四)英米に對する佛蘭西の戦時債務の寛大なる整理、(五)金の流入より生ずる普通の結果(通貨膨脹、物價騰貴のやうな)を避ける爲めの金の退藏、(六)「フラン」に於ける對外債務を八割減じたことなども亦其原因である(「アインテッヒ」の説)併し此外(七)佛蘭西の經濟状態や國民性にも依存する所が多いと思ふ。即ち(1)佛蘭西が農業國であつて、工業は小規模のものが多く、自給し得ること、(2)人口の少いこと、(3)北部の工業が恢復すると共に、農工業並行して進むこと、(4)名所舊跡が多い上に、享樂遊覽の巷があり、政府の努力も之を助けて、世界各國からの遊覽客が多いこと、(5)國民が一般に節約勤勉であることなどの原因から、國際貸借が改善されたわけである。

前記の理由に因り、佛蘭西は最近に於ても依然商品の入超を續けて居るにも拘らず、貿易外の收支に於て巨額の受取超過がある爲め、差引百億「フラン」(約八億圓)乃至二百億「フラン」(十五億圓)の受取超過と爲り、正金も亦自然流入するのである。貿易外の支拂には外國労働者の送金や、對外戦債の償還があるが、外國漫遊者の消費、海外投資の利益、賠償金の流入(最終受取の年額は三億圓内外で、總賠償金の五割餘)が多かつた爲め、結局受取超過も多く爲る。「メイニアル」の計算を基礎として之を見ると、一九二九年と一九三〇年の佛蘭西の國際貸借は次のやうである。

佛蘭西の國際貸借 (其の一)(單位一億「フラン」)七百八十六萬圓

受 取 勘 定	一九二九年		一九三〇年		一九二九年		一九三〇年	
	金額	單位	金額	單位	金額	單位	金額	單位
一、遊覽客消費	八五、〇		八五、〇		二二、四		四九、四	
二、賠償金收入	六七、〇		七〇、八		二五、〇		二五、〇	
三、海外投資收益	五五、〇		四九、五		六、〇		八、一	
四、海運收入	三一、〇		三一、〇		五三、四		八二、五	
五、保險收入	五、〇		五、〇		一〇〇、一		九五、二	
計	二四二、〇		二四一、三					
貴金屬流入	八五、〇		一一〇、〇					
支 拂 勘 定					貿易入超額			
一、資本の輸出								
二、移民の送金								
三、政府支拂								

最近の趨勢 一九三一年九月二十一日英國が金再禁止を斷行して以來、世界各國は大部分金本位を離脱し、其爲替も亦低落した爲め、僅に取残された金「ブロック」(佛、和、白、瑞西、伊、獨等)の外國貿易は著しく悪化した。佛蘭西の如きも亦其一例であつて、輸出は一九二九年に比して三分の一強、輸入は二分の一となつた。輸入の減退は高率の關稅や、極端なる輸入制限(「クォータ」)を以てした結果であるが、入超は依然百億法内外に上つてゐる。數量は此間輸出が三割七分減、輸入が約二割減であつた。

然るに貿易外の受取勘定も亦一九三一年以來激減した。其重要原因は獨逸賠償收入の杜絶と(戦債中止もあるが)遊覽客の消費の減少であつて、一九三〇年まで常に數十億法の受取超過であつた

ものが、反對に數十億法の支拂超過となつた爲めである。

外國遊覽客の消費は一九二九年、一九三〇年共に八十五億法に上り、貿易入超の大部分をカバーしたのであるが、三二、三三兩年には僅に三十億法に止り（爲替と外國の不況の爲めだ）投資収入も二九、三〇年の五十億法餘から三二年、三三年にはそれ〱十六億法と二十億法に激減した。之も亦爲替と、海外資金の還流とに因るのである。獨逸賠償は二九年、三〇年に七十億法内外であつたのが皆無となり、戦債支拂中止の分を差引いても、尙ほ四十億法餘の収入減となる。其他海運収入や、保険料収入も激減した爲め、支拂超過が増加したのである。（M. Pierre Meynalの算定に依る）

佛蘭西の國際貸借（其の二）單位一億フラン

取受	商品及無形輸出入			資本勘定		
	一九三一	一九三二	一九三三	一九三一	一九三二	一九三三
貿易品(入超)	一三二・六	一〇〇・一	九〇・〇	一八五・三	一七六・六	二〇〇・〇
印度支那を除く植民地共	一一七・七	一一〇・〇	九九・九	三七・二	一六・四	四・〇
本國	一・八	一・二	八・〇	七・七	二・二	九・〇
貿易外收支	一・二	一・〇	八・〇	七・三・四	二・一・二	九・〇
外國労働者送金	一・二	一・〇	八・〇	七・三・四	二・一・二	九・〇
戦債支拂	一・二	一・〇	八・〇	七・三・四	二・一・二	九・〇
政府支拂	六・五	五・〇	二・五	六三・五	一七八・四	三六・三
外國遊覽客消費	六・〇	三・〇	三・〇	二五七・一	八四・〇	五・三
外國投資収入	四・〇	一・六	二・〇	一六・九	四八・一	二九・五
合計	四〇・〇	一六・〇	二〇・〇	一六・九	四八・一	二九・五

定勘	海運収入		
	一九三一	一九三二	一九三三
海運収入	二四・〇	二〇・〇	一六・〇
保険料及通過貨物収入	三・〇	三・〇	五・〇
賠償収入	二六・〇	一五・〇	六〇・五
貿易外受取超過	一一五・七	五二・〇	六〇・五
差引支拂超過	一六・九	四八・一	二九・五

(三)獨逸 も亦戦前に於ては輸入超過國であつて、一九〇九年以來一九一三年までの入超は平均年額七億一千万圓であつた。併し獨逸も亦百億圓内外の對外債權を有し、其利子及配當金や、保険料や、海運収入(年額約二億五千万圓)などで之を支拂ひ、尙ほ多少の餘裕があつたのである。然るに大戰後一九一八年までの輸出が八十一億圓に對し、輸入が百五十四億圓あり、即ち自國の入超が七十三億圓あつた上に、與國の爲に負擔して輸入した金額が二十七億圓あるから、合計百億圓の支拂を要したのである。然るに一面獨逸の國際運送は全く休止の状態と爲り、且つ外國より支拂を受くるもの、大部分は、受取り得ぬこと、爲つたので、結局(一)正貨の輸出が五億圓、(二)外國證券及內國證券の賣却が二十億圓、(三)外國貨幣の「クレディット」創設が三十億圓、(四)馬克の「クレディット」創設四十億圓などで、之を支拂つたわけである。即ち差引すると、獨逸の對外債權は殆んど消滅し、唯與國に對して三十億圓近くの債權を有して居るが、之は容易に取立てられず、(此外戦時中發行した馬克の紙幣が數十億圓あつたが、之は事實上消滅した)、平和後原料品や、食

料品の輸入を要すること急に、其上尤大なる償金の債務があるので、獨逸の經濟狀態は殆んど崩壊したと云ふてもよいのである。殊に原料品の供給を妨げられ、鐵礦と「ポッターズ」に「富む一エル」サス、ロートリンゲン」を失ひ、植民地を奪はれ、世界的獨占品であつた染料藥品の如き化學的工業、機械等の工業を各國に起されたので、將來恢復の手段は殆んど缺如するに至つたのである。唯從來獨逸種の者の少からざる米國が、其豊富な資金を以て之を援助する一方、戦前の獨逸魂で努力するならば、或は再び擡頭の機があるかも知れぬが、當分は憐むべき狀態であらう。

〔註〕 貿易金額 は總て法定平價で換算したが、獨、佛、伊の如く爲替相場の著しく低落した國は、爲替相場に依りて圓に換算することも亦一方法である。併し對内關係は、之で知らるゝ筈であるから斯くしたのである。尙ほ各國物價騰貴の爲め數量は減じて、金額の増加したのも少くないのである。

最近の趨勢 獨逸の外國貿易額は一九二九年の二百六十九億馬克を以て最高とし、爾來世界的不況の影響を蒙つて遞減し、一九三三年には遂に三分の一の九十億馬克になつた。輸出入別に減退率を見ると、輸入の七割に對し、輸出は六割五分であつたが、之が爲め一九二九年から出超に轉じ、一九三〇年には十六億四十萬馬克、三一年には二十八億七十萬馬克に達したが、三十二年には十億餘馬克に激減し、三十三年には六億六千七百萬馬克となつた。

獨逸の國際收支は近年は毎年巨額の支拂超過を示し、一九二五年から三二年までの八年間に其累

計百二十四億馬克に及んだ。其内容は支拂に於て賠償金百十億馬克、利拂超過五十億馬克、入超六億馬克であつて、此内「サーヴィス」收入其他で四十三億馬克を支拂ひ、其不足額は(一)正貨並に在外資金の減少(十億馬克)、(二)投資其他財産の處分十七億馬克の外、(三)長期短期の外資輸入(百億馬克餘)を以てしたのである。從て外資の流入が杜絶した後は如何ともし難く、遂に一九三一年以降賠償支拂を停止することゝなつた。

獨逸の外債は一九三〇年中頃二百六、七十億馬克と謂はれたが、其他外國人の獨逸に於ける證券土地及株式投資合計六十八億馬克を合計すれば、總額三百三、四十億馬克に上つた。然るに其後外國側の資本回収や獨逸側の外債買入、外貨低落等に因り、一九三〇年中頃より一九三三年九月までに、百二十億馬克内外を減少して百四十六億馬克となり、外國人の投資も亦四十二億馬克に減じた。

獨逸の國際貸借 (百萬馬克)

	一九二八年	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年
經常收支						
貿易收支	一、二三八	四四	一、六四六	二、八八七	一、〇七九	六五九
役務收支	六一九	七〇四	四九八	四三五	二六五	二三二
利子收支	五六三	八〇〇	一、〇〇〇	一、二〇〇	九〇〇	七〇〇
△賠償	一、九九〇	二、三三七	一、七〇六	九八八	一六〇	一四九

差額	金銀及資本の移動	金銀收支	資本の移動 (内外債受拂)	不明の分	差引
(±)	三、一七二	九三四	三、一〇六	一、〇〇〇	〇
(±)	二、三八九	四二二	一、〇八八	八七九	〇
(±)	五六二	五二	一、二五六	七四六	〇
(±)	一、一三四	一、〇〇七	一、二〇九	三、三五〇	〇
(±)	二八四	八二	六〇二	一三六	〇
(±)	四二	四二七	三九〇	二五〇	〇
(±)			七九		〇

△賠償額中には「ドウス」債並に「ヤング」債三分の二の年賦額を含む

(四)米國 は戦前英國だけでも、七十四五億圓も借りて居た債務國であり、其利子、配當金や、運賃、保険料、移民の送金、海外漫遊者の旅費などがあつて、貿易は年々十億圓以上の出超であつたが(一九一一年七月乃至一九一四年六月の平均が一年約十一億圓である)、之はツマリ前記の諸支拂に充てられたのである。然るに大戰に入りて後は、英、佛、獨、伊の各國から軍需品其他の注文が殺到して、輸出額は急速に増加し、一九一四年の七月から一九一八年末までの出超、合計二百三十億圓に上り、正金も約二十億圓程入超と爲り、又在外證券も四十億圓ほど買戻したが、新債權が政府民間の分共で二百三十億圓に達したのである(内約二百億圓は政府の貸付で、總額の中百億圓は英國、六十億圓は佛國、二十億圓は伊太利への貸付である)。即ち正味の債權が、二百億圓内外ある筈で、年々此利子だけでも、十億圓を收むることができ、又船舶は著しく増加し、貿易金融も

發達したので、從來是等の爲め數億圓を支拂つたのだが、反對に總てを差引いた無形輸出で、四億圓内外の收入があると云ふことで、金貨は國內に百五十億圓もあると云ふのであるから、米國の國際金融上に於ける地位は躍然一頭地を抜んずるに至つたわけである。併し斯る地位に進んだ結果として貿易上から観ると、自然年々の受取勘定だけの輸入超過と爲らねばならぬ。即ち戦前年々十億圓内外の輸出超過であつたものが、年々四億圓の受取勘定と爲るから、結局戦前に比し年々十四億圓だけの餘裕を生ずることに爲るのである。是故に輸入を増加するか、輸出を減少しなくてはならぬが、輸出の減少は鐵、銅の産出の激増、農産物の増加、諸産業の戦時中からの發達から觀て、之を行ふことは困難である。と云ふのは歐羅巴諸國の原料品、食料品の需要が著しいのみでなく、輸出減少の爲め國內産業の衰頹を來し、勞力の萎縮を生じ、失業者を増加する憂があるからである。乃ち米國は更に歐洲へ貸賣する必要のある所以である。尤も短期の貸付は疲弊した國の耐へ難い所であるから、之に長期信用を與へなければならぬが、是は中々問題である。

米國に於ける戦後の國際收支を觀ると、連年商品は輸出超過であつて、例へば一九二三年には三億八千九百萬弗、翌四年には九億七千六百萬弗、五年には六億六千六百萬弗と云ふやうな盛況である上に、民間の利子配當の收入、證券賣買の收入超過、債券償還や聯合國の元利金などもあつて、貿易以外の受取勘定も少くないのであるが、海外漫遊費が毎年五六億弗にも上り(此部類の收入は

米國の國際貸借 (單位百萬弗)

取引の種類 (Cross or net)	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八
(A) 商 品	一、七二五	一、九二六	一、九二七	一、九二八
輸出金額	五、一七七	五、〇四四	五、〇九一	五、三三四
輸入金額	四、五四四	四、七六六	四、五〇八	四、四九七
貿易差額 (出超額)	六三三	二七八	五八三	八三七
(B) 無形の輸出入	八四	九五	六六	八四
一、運賃 (太平洋、五大湖、鐵道 [正味])	一八五	二〇一	二三一	二六四
二、米國旅行者の費用	四〇〇	四二二	四六五	五一八
加奈陀及墨西哥國境	一一二	一四八	一六三	一六八
太平洋	六三	六九	八九	八九
三、外國人の米國內旅費	六八九	七四〇	八〇〇	八八二
四、旅客海上運賃収入	二二九	二六八	二八一	三五九
五、米國人の海外投資利子 (長期及短期)				
六、外國資金の對米投資利子 (同前)				

項目	一九二五	一九二六	一九二七	一九二八
七、戰債收入 (利子)	二六	三五	四六	五〇
八、其他の政府の取引 (差額)	六一	四九	二九	五七
九、移民の送金 (差額)	二三五	二一八	二〇六	一八九
十、慈善及傳道費	五〇	四六	四九	五二
十一、其他 (差額)	七四	七四	七四	六七
總計	五一三	二〇五	五八八	七三〇
(C) 新規の個人貸付、投資及預金	八七二	八〇八	九七二	一、三三九
一、對外長期投資の純増加支額 (額面)	一一九	一一一	一一九	一一二
證券の割引及引受人の手数料控除額				
差引現金支拂額	七五三	六八七	八五三	一、二一七
二、外國人の對米長期投資額	一九三	一四七	一五八	四八一
三、米國銀行の對外純負債の變化	六一	三五九		二二六
資本移動の純金額 (長期及短期)	六二一	一八一	六九五	九六二
(D) 其他の補充金額	一〇二	七二	一五四	二七二
一、金の輸送額並に「イアマートク」額 (差額)	三〇			
二、米國紙幣の輸送額 (差額)	三六	四八	四七	四〇
三、統計數字の不完全を補ふ附加額				

一億弗の見積、移民の海外送金が三億弗内外、其外新規の外債應募が八、九億弗にも上ることがあるので、差引受取超過は多くはないのである。金銀は年に依り一億六、七千萬弗も流出したり、又反對に三億弗近く流入して居るのである。併し大體上受取超過額が十億餘弗に上り、それが多くは海外放資と爲り、一部は正金で流入（若しくは貸付が多ければ流出）するのである。

〔備考〕 前表は J. L. Boswell—Aspects of World War Debts Payments (The American Economic Review, June 1931) の表を譯したものである。

(B)の四 は米國人の海外漫遊費から推測したもの、十一の「其他」は保険料、活動寫眞の権利、海外電信料、加奈陀電力、刊行物の代金、特許料及版權、廣告費である。

歐羅巴對米國間の國際貸借 歐羅巴諸國は米國の大顧客であつて、總輸出額の約半額を占め、米國の總輸入額の約三割は歐羅巴から来る。結局米國の對外貿易の三分の一は歐羅巴を相手として居るのであるが、其他の商業關係を合せると、米國の對外商業取引の四割は歐羅巴との關係で、一九二八年は二百十億弗、翌一九二九年は二百億弗に上る。而して商品の輸出代金の外、無形輸出(Invisible exports)の形式即ち勞務サービスの収益、放資利益、歐羅巴人の米國への資本の償還や新規の投資等も、相當金額に上るが、一方に於て米國も亦歐羅巴に對して、商品の輸入代金の外、運賃、漫遊費、出稼人の送金、歐羅巴人の放資の利子及配當金、其他歐羅巴の證券及財産への放資として、互額の金額を支拂ふのである。Dr. Ralph A. Young の調査に依ると、米國對歐羅巴の貸借は前表のやうであ

る。尤も此中商品の輸出入や流出入は、稍正確に近いが、其他は概算に止まると云ふことである。

對歐貿易の順調と無形輸出入の逆調 米國は歐羅巴に對して、前記兩年間の貿易は年々十億弗餘の出超であつた。併し漫遊費や運賃などの無形輸入が多いから、差引トントンに當ると考へる者もあるが、近年はそふではなく、却て出超の方が多くて、一九二八年には六億餘弗、二九年には四億餘弗超過した、尤も歐羅巴との間の無形輸出入額は次の通りで、輸入が可成り多い。

無形輸入……………	八四二、〇〇〇……………	九一〇、〇〇〇
無形輸出……………	二六九、〇〇〇……………	二六〇、〇〇〇
差引入額……………	五七三、〇〇〇……………	六五〇、〇〇〇

右の内歐羅巴の海上運賃だけで、二八年には二億四千萬弗、二九年には二億七千四百萬弗であり、漫遊費は兩年共二億八千四百萬弗、出稼人の送金は一億九千二百萬弗であつた。其他の無形輸入は一億二千七百萬弗——一億六千萬弗である。唯活動の權利金だけが、四千五百萬弗の出超と爲つて居る。然るに歐羅巴人の無形輸入は運賃六千四百萬弗、漫遊費四千四百萬弗、移民送金約二千萬弗に過ぎぬ。

貸借關係 Dr. Ray O. Hall の調査に據ると、米國の對歐投資額は、一九二九年未に於て四十億弗乃至四十五、六億弗で、「ラテン、アメリカ」に對する分より、約十億弗少いだけである。併し此

外主なる歐羅巴諸國（英、佛、獨、伊、白ならん）の整理戰債（年五分で還元した）は六十六億弗に上るから、合計百十億弗の債權及投資があるわけである。而して歐羅巴諸國の對米投資は、大戰前の分（四、五十億弗と謂はれる）は戰時中大部分米國へ戻されたが、最近數年間著しく恢復し、一九二九年末に約三十四億弗あると云ふ。而も前年よりは可成り増加し、同年に於ける外國人全體の對米投資額（四億七千萬弗）の七割を占めて居る。加之外國人の對米短期投資は三十億弗内外であるが、此内三分の二は歐羅巴人に屬するのである。然るに米國人の對外投資は十四、五億弗で、其四分の三が歐羅巴に對する分である。

米國人が對歐投資から得た収益は、前記二年の平均額が二億五千八百萬弗で、反對に支拂額が一億九千八百萬弗あるから、差引き六千萬弗の受取超過であつた。而して短期資金の受取利子は一九二八年に千四百萬弗、二九年に二千萬弗であるが、債務額（二億七百萬弗）と合算して、利子及配當金の受取超過額が二億五千萬弗内外である。又新規の投資額は次のやうである。

一九二八年（千弗） 一九二九年（千弗）

米國より……………八二五、〇〇〇……………四五〇、〇〇〇

歐羅巴より……………三五〇、〇〇〇……………三五〇、〇〇〇

差引……………四七五、〇〇〇……………一〇〇、〇〇〇

償還資金は拂出金が八八七、〇〇〇千弗（一九二八年）、と五二三、〇〇〇千弗（一九二九年）で

受入額は平均五四二、〇〇〇千弗であつた。

總決算 以上總てを綜合すると、一九二八年には四億千八百萬弗、二九年には六億八千八百萬弗の受取超過で、之れは歐羅巴諸國が現金拂か、若くは商品、運賃などの三角貿易（Three-cornered trade）で、例へば東洋への輸出代金で米國へ支拂ふ）で支拂ふべきものであつた。然るに此二年間爲替相場はバーに近く、歐羅巴への金の流入額は對米流出額より三億二百萬弗も多かつたが、此金額は對歐資本の輸出額より稍少いだけであつた。然し一九二九年には弗相場は概して歐羅巴に對して打歩であつたからして、正貨が六千三百萬弗だけ米國へ流入した。元來近年は米國の資本が歐羅巴へ流出するのが常則であるから、一九二九年度に於ても左様であつたなら、金融上の障礙も少くて済んだであらう。

最近の趨勢 先づ外國貿易を述べ、次に國際貸借に及ぶであらう。

（甲）米國の外國貿易 世界の貿易額は近年の最多額であつた一九二九年に於て、六百八十六億弗であつたが、米國は此中九十五億弗即ち一割四分を占め、英國は第二位の約九十億弗であつた。然るに一九三〇年以來は第一位を英國に譲り、三三年には總額の一割弱となつた。（日本は僅に三分内外に過ぎぬが、三三年には幾分増加はしてゐる）。次に主なる諸國の數字を示す。但し之は金貨の弗であり、統計の内容も區々であるから概數に過ぎぬ。

(一九三三年) 世界主要國の貿易額(單位金貨百萬弗)

國名	貿易額	%	國名	貿易額	%	國名	貿易額	%
英吉利	三、二八六	一三・五九	和蘭	七七九	三・二二	アルゼンチン	五一五	二・一三
米國	二、三九二	九・八九	日本	七四六	三・〇九	南亞聯邦	四七〇	一・九四
獨逸	二、一五一	八・九〇	加泰陀	七一〇	二・九四	澳洲	四六六	一・九三
佛蘭西	一、八四一	七・六一	伊太利	七〇五	二・九二	瑞西	四五七	一・八九
白耳義	八〇二	三・三二	印度	六四六	二・六七	露西亞	四四三	一・八三
						蘭領印度	三二五	一・三四
						支那	四〇一	一・六六
						瑞典	三七三	一・五四
						丁抹	三五二	一・四六
						致須國	三四八	一・四四
						蘭領印度	三二五	一・三四

貿易總額：六八、六四一(一九二九年)

二四、一七九(一九三三年)

米國の一部には外國貿易の重要性を輕視し、米國の輸出額は國內總産額の一割弱であるから、内國市場の購買力を増加される方が必要であると唱へる論者がある。一種の「アウトタルキー」主義であるが、米國の貿易の割合を見ると、輸出貿易上原料品や食料品の占める割合が漸減して、完成品が増加し、大戰前(一九〇一—一九〇五年)の割合は完成品四分の一であつたものが、一九二九年には約二分の一となつた。其後農産物(棉花・小麥・煙草等)は外國の需要が強いのと(必要品である)値段を引下げた爲め、輸出の減少率が少なかつた(と云ふても一九三三年に棉花や煙草は二分の一、小麥及小麥粉は三分の一となつた)が、製造品は激減し、自動車は七分の一、機械と綿製品は四分の一となると云ふやうなわけで、完成品の輸出は四割に下ることゝなつた。是に於て生産設備は益過剰となり、一層輸出を奨励する必要を生じ、之が爲めに互惠條約を締結することゝなつた。

米國主要品の輸出歩合 一九二九年に於ける米國の輸出歩合を見ると、棉花は生産額の五五%、煙草が四一%、「トレード」三三%、小麥一八%、銅三六%、石油三五%、「タイプライター」四〇%、農具二三%、を占めた。一九三二、三年の輸出額は激減して十六億弗臺となつたが、尙ほ二百萬人の労働者に職を與へ、それ等に供給する者も百二十五萬人に及び、其他之に關する會社員は頗る多数に上り、三一年に木材は一三%、自動車一一・五%、棉花五〇%を輸出し、三二年には葉煙草二三%、林檎九%、小麥一五%、「トレード」二四%、鮭七・五%、自動車燃料九%、燈油三〇%を輸出してゐる。

米國の外國貿易は一九一五年までは堅實に増加したが、世界大戰中から、一九二〇年まで急激に増加し、之を頂點として、翌年半減し、二二年には更に減少したが、二三年から漸増して二十九年再度の頂點を示した。翌年からは再び激減して、三二年には大戰前の金額を下廻ることゝなつた。即ち次のやうである。

米國外國貿易表 (單位百萬弗)

年 度	輸出額	輸入額	出 超	年 度	輸出額	輸入額	出 超
一九一〇	二、一六六	一、六八九	四七七	一九二七	四、八六五	四、一八五	六八一
一九一四	八、二二八	五、二七八	二、九五〇	一九二八	五、一二八	四、〇九一	一、〇三七
一九二〇	四、四八五	二、五〇九	一、九七六	一九二九	五、二四一	四、三九九	八四二
一九二一	三、八三二	三、一一三	七一九	一九三〇	三、八四三	三、〇六一	七八二
一九二二	四、一六七	三、七九二	三七五	一九三一	二、四二四	二、〇九一	三三四
一九二三	四、五九一	三、六一〇	九八一	一九三二	一、六一一	一、三二三	二八八
一九二四	四、九一〇	四、二二七	六八三	一九三三	一、六七五	一、四四九	二二六
一九二五	四、八〇九	四、四三一	三七八				

(本表の金額は再輸出品の輸入額を含む)

米國貿易額の減少率 (前年比較)

年	輸出		輸入		年	輸出		輸入	
	價格	數量	價格	數量		價格	數量	價格	數量
一九三〇年	二六	一九	三一	一六	一九三一年	三三	二二	三七	二〇
一九三一年	三七	二〇	三二	一〇	一九三二年	六九	五〇	七〇	四〇
					一九三三年	三三	二二	三七	二〇
					一九三四年	五〇	七〇	四〇	

米國は一九三三年三月五日金本位を離脱して弗は爾來低落し、物價は騰貴し、一方輸入防遏策も手傳つて、同年の輸出(四%)、輸入(一〇%)は稍増加したに止つたが、一九三四年(十箇月分)には輸出が著しく増加し、輸入は却て減少した。

(十箇月)輸出金額	一九三三年 一、二九八	一九三四年 一、七六五	(十箇月)輸入金額	一九三三年 一、一八七	一九三四年 一、三六五
-----------	-------------	-------------	-----------	-------------	-------------

(乙) 米國の國際貸借 米國は既述の如く大戰中より巨額の輸出超過を繼續し、之が爲め債務國から一轉して債權國となつたからして、國際貸借の常則から觀れば、一部を貸付けても尙ほ輸入超過に轉すべきであるが、生産額の激増から輸出は尙ほ多く、一方高率關稅を以て輸入を防遏してゐた爲め、減少しつつも、依然出超を繼續した。其結果は巨額の貸付(外債の應募)や外國旅行、金の流

入となつた。然るに對外貸付は一九三一年限り停止し、外國旅行は減少し、諸外國の金の潤渴から、金の流入も減少した爲め、輸出は果然激減したし、又對外債權も受取不能となつたものが多い。元來對外貸付や、旅行、金の流入などは、永久に依存し得べきものでないから、輸入を増加すべきであるのに、米國は強て之を制限してゐるのであるが、輸出の減少は國民の購買力を減じ、其上高率關稅がある爲め、輸入も亦減少せざるを得ない。一方各國の購買力が減少し、割當、爲替管理、關稅などの爲め、米國の輸出額は愈減少し、單に農工業の重要品に限られ、それ等の商品は國內に於ても亦暴落することゝなつた。

米國の受取超過は一九二八年を以て近年の最高額とし、翌年から減少したが、其原因の主なるものは出超減の外戦債の「モラトリウム」、貸付や投資収入の減少にある。而して受取超過の決済方法は主として短期信用と金の流入にあるが、金の流入は減少し(時に流出の方が多い年もあつた)短期信用を主とする結果、早晩それが長期に凍結する處がある。然るに長期信用は、最近新規投資を中止し、舊債の買收を増加したから、對外投資の減少方針を示してゐる。そこにも亦矛盾が起るのである。

米國の國際貸借 (單位百萬弗)

△誤差	一九二九年					一九三〇年					一九三一年					一九三二年					一九三三年																																
	(甲)普通勘定	(一)受取勘定	商品出超額	戦債収入	對外投資収入	(二)支拂勘定	海運々賃	外國旅行費	移民の送金	政府の純支拂	(三)差引受取超過額	(乙)資本勘定	通貨現送	金の現送	短期信用授與	長期信用授與	計	△誤差	(甲)普通勘定	(一)受取勘定	商品出超額	戦債収入	對外投資収入	(二)支拂勘定	海運々賃	外國旅行費	移民の送金	政府の純支拂	(三)差引受取超過額	(乙)資本勘定	通貨現送	金の現送	短期信用授與	長期信用授與	計	△誤差	(甲)普通勘定	(一)受取勘定	商品出超額	戦債収入	對外投資収入	(二)支拂勘定	海運々賃	外國旅行費	移民の送金	政府の純支拂	(三)差引受取超過額	(乙)資本勘定	通貨現送	金の現送	短期信用授與	長期信用授與	計
	八四一	二〇七	五六五	一、六一三	四四七	一、一六六	一、一〇一	六二九	八二二	一六〇	一三二	一、〇二一	三九二	一、〇二一	三二五	一六五	一、〇二一	二八二	九八	二二六	二〇	三六七	九八三	九六	七二	四五六	二〇二	九三	六五〇	一三一	四二〇	一九三	二二六	二〇	三六七	九八三	九六	七二	四五六	二〇二	九三	六五〇	一三一	四二〇	一九三								
	七八二	二四一	六一六	一、六三九	二〇	二〇	二七八	四八五	一七六	一六〇	一三二	二七八	四八五	一七六	一六〇	一三二	二七八	四八五	一七六	二二六	二〇	三六七	九八三	九六	七二	四五六	二〇二	九三	六五〇	一三一	四二〇	一九三	二二六	二〇	三六七	九八三	九六	七二	四五六	二〇二	九三	六五〇	一三一	四二〇	一九三								
	三三四	一一三	五三六	九八三	一〇	一〇	一七六	七〇九	一〇	一六〇	一三二	一七六	七〇九	一〇	一六〇	一三二	一七六	七〇九	二二六	二〇	三六七	九八三	九六	七二	四五六	二〇二	九三	六五〇	一三一	四二〇	一九三	二二六	二〇	三六七	九八三	九六	七二	四五六	二〇二	九三	六五〇	一三一	四二〇	一九三									
	二八九	九九	三九三	九八一	八〇	八〇	一一	四〇九	一一	一三一	一三二	一一	四〇九	一一	一三一	一三二	一一	四〇九	二二六	二〇	三六七	九八三	九六	七二	四五六	二〇二	九三	六五〇	一三一	四二〇	一九三	二二六	二〇	三六七	九八三	九六	七二	四五六	二〇二	九三	六五〇	一三一	四二〇	一九三									
	二二六	二〇	三六七	六一三	九〇	九〇	二二二	四一九	二二二	一九三	一三二	二二二	四一九	二二二	一九三	一三二	二二二	四一九	二二六	二〇	三六七	九八三	九六	七二	四五六	二〇二	九三	六五〇	一三一	四二〇	一九三	二二六	二〇	三六七	九八三	九六	七二	四五六	二〇二	九三	六五〇	一三一	四二〇	一九三									

△誤差の多いのは主として長期信用の推計が不精確の爲めである。

第二項 貿易と國際放資との關係

一、國際放資と輸出入 現今に於ても、尙ほ貿易が國際貸借を左右する重要な原因であることは、前項で述べた如くであるが、國際放資も亦之に劣らざる要素である。即ち貸出、償還、利拂、配當金などが、貸借を左右することは云ふまでもないが、更に反對に是等の貸借關係が、貨物の輸出入にも影響するのである。

一國が他國に放資する場合、其の主體は國家であることもあり、又民間の資本家であることもある。又相手方が政府であり、地方自治體であり、或は會社であることもあり、更に事業の種類は運河や鐵道もあれば、植民會社や鑛山もある。隨て公債、社債もあれば、株券を所有することもあるし、又自國の資本を以て、海外に工場などを設立する場合もある。併し孰れの場合に於ても、正金を輸出したり、又輸入したりすることは稀で、大部分は物資を以てするのである。即ち放資の場合には貨物や機械などの輸出を促し、利子配當金の受入、元金の償還の場合には、是等の輸入を以てすることに爲るのである。最初貸付ける場合、特に自國の貨物を以てするとき、即ち貸付金を以て自國の商品を買入れさせる契約を取結んだ場合、若くは世界大戦中、米國が英、佛、獨へ商品を賣渡し、其代價として公債を引受けた場合などは當然であるが、單に貸付けた場合に於ても、亦輸出を